

特許庁委託事業

タイ模倣対策マニュアル

2022 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

バンコク事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目 次

I.	模倣品をはじめとした知的財産権侵害品の定義	1
1.	模倣品とは	1
2.	侵害行為の種類	1
II.	権利取得	8
1.	特許権の取得	8
2.	小特許権の取得	27
3.	意匠権の取得	32
4.	商標権の取得	40
III.	管轄機関及びそれぞれの所掌範囲、権限.....	57
1.	知的財産局	57
2.	法務省特別捜査局.....	57
3.	検察庁	59
4.	税関	59
5.	経済犯罪抑制部	60
6.	技術犯罪抑制部	60
7.	タイ情報技術犯罪抑制作業部会.....	61
8.	知的財産侵害抑制小委員会.....	62
9.	中央知的財産国際貿易裁判所.....	62
10.	デジタル経済社会省.....	63
11.	国家放送通信委員会.....	64
IV.	知的財産権のエンフォースメント.....	66
1.	権利者自らによる対策.....	66
2.	行政的救済	68
3.	民事救済	69
4.	刑事救済	73
5.	税関における水際対策.....	82
V.	政府の模倣品対策.....	86
1.	加盟している主な知財関係の国際条約.....	86
2.	FTA／EPA における知財の取り扱い.....	87
3.	政府の政策	91
4.	関連機関の実施能力.....	92
5.	権利者との協力	93
6.	啓発活動	94

VI.	模倣品に対する企業の対策事例.....	96
1.	日系企業の対策事例.....	96
2.	外資系企業及び地場企業の対策事例.....	97
VII.	オンライン上の模倣品に対する対策.....	98
1.	概要	98
2.	EC サイトにおける模倣品への対策.....	98
3.	オンライン・プラットフォーマーの法的責任.....	101
VIII.	模倣品が流通している企業に対するアドバイス.....	104
1.	知的財産権の確保.....	104
2.	模倣品及び冒認出願の監視.....	104
3.	一般消費者への注意喚起.....	105
4.	積極的な権利行使.....	105
5.	法律事務所との関係の構築.....	105
IX.	所轄機関の連絡先.....	107
X.	参考資料	110
1.	特許出願書	110
2.	優先権主張申請書.....	112
3.	PCT 出願国内移行出願書	113
4.	実体審査請求書	114
5.	特許登録証	115
6.	PPH 申請書.....	116
7.	ASPEC 申請書.....	117
8.	小特許登録証	118
9.	意匠出願書（タイ語のみ）	119
10.	意匠登録証	121
11.	商標出願書（タイ語のみ）	122
12.	商標登録証	124

I. 模倣品をはじめとした知的財産権侵害品の定義

1. 模倣品とは

タイの知的財産権関連法令には「模倣品」の定義はなく、第三者の知的財産権を侵害する物品一般を指すものと理解されている。

2. 侵害行為の種類

上記のとおり、模倣品とは第三者の知的財産権を侵害する物品を指すが、各知的財産権に対する侵害行為の種類は以下のとおりである。

(1) 特許権侵害

タイ特許法（Patent Act (No. 2) B.E.2535 (1992) 及び Patent Act (No. 3) B.E.2542 (1999) による改正後の Patent Act B.E.2522 (1979)。以下「特許法」という。）では、以下の行為が特許権に対する侵害行為と定められている。

特許の主題	侵害行為	特許法 該当条文
製品	特許権者以外の者による特許製品の製造、使用、販売、販売目的での所持、販売目的での供給又は輸入	36 条 1 段落(1)
製法	特許権者以外の者による特許製法の使用、又は特許製法を使用して製造した製品の生産、販売、販売目的での所持、販売目的での供給若しくは輸入	36 条 1 段落(2)

但し、特許権の侵害に該当する行為であっても、以下の行為は、例外的に特許権の侵害行為とはみなされない¹。

	例外行為
①	研究、調査、実験又は分析を目的とする行為（但し、特許の通常の実施と不合理に矛盾せず、特許権者の利益を不当に侵害しない行為に限る）
②	製造者又は使用者が特許出願の事実を知らず、かつ、当該事実を知るべき合理的な理由がなく、タイでの特許出願日より前に、善意で特許製品を製造し若しくは特許方法を使用する行為、又はそのための装置を取得していた場合に特許製品を製造し若しくは特許方法を使用する行為

¹ 特許法 36 条 2 段落

③	専門の薬剤師若しくは開業医による医師の処方箋に基づく薬剤の調合又はかかる医薬品に関する行為
④	特許期間の満了後に特許医薬品を製造、頒布又は輸入することを意図して薬剤登録を行うための申請に関する行為
⑤	タイが当事国となっている特許保護に関する国際条約又は協定の当事国の船舶が、一時的若しくは偶発的にタイの領海に侵入したときに、特許の主題である装置をその船体又は付属品に必要な範囲内で使用する行為
⑥	タイが当事国となっている特許保護に関する国際条約又は協定の当事国の航空機若しくは陸上車両が、一時的若しくは偶発的にタイの領空若しくは領土に侵入したときに、特許の主題である装置をその構造物又は付属品について使用する行為
⑦	特許権者の許可又は同意を得て製造若しくは販売されている特許製品の使用、販売、販売目的での所持、販売目的での供給又は輸入

(2) 小特許権侵害

小特許権に対する侵害行為については、特許法の特許権に関する規定が準用されており、特許権に対する侵害行為と同内容となっている²。

(3) 意匠権侵害

タイにおいては意匠権についても特許法で規律されている。特許法では、意匠権に対する侵害とは、調査研究を目的とする場合を除き、意匠権者以外の者が、製品の製造において当該意匠を使用し、又は当該意匠を具現した製品を販売し、販売のために所持し、販売のために供給し若しくは輸入する行為と定められている³。

(4) 商標権侵害

タイ商標法(Trademark Act (No. 2) B.E.2543 (2000) 及び Trademark Act (No. 3) B.E.2559 (2016) による改正後の Trademark Act B.E.2534 (1991)。以下「商標法」という。)では、以下の行為が商標権に対する侵害行為と定められている。

² 特許法 65 条の 10 及び 36 条

³ 特許法 63 条

	侵害行為	商標法 該当条文
①	タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章（以下「 商標等 」と総称する。）を偽造する行為	108 条
②	タイで登録されている他人の商標等を、他人の商標等であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣する行為	109 条
③	タイで登録されている他人の商標等を付した包装又は器具を、自己若しくは第三者の商品に関連して使用し、その結果、その商品が当該商標等の所有者に属している、又はその商品に関して使用することが許されていると、公衆を誤認させる行為	109-1 条
④	偽造又は模倣した他人の商標等を付した製品を、タイに輸入し、頒布し、頒布するために所持する行為	110 条 1 項
⑤	偽造又は模倣した他人の商標等を使用してサービスを提供し、又はサービスの提供を申し出る行為	110 条 2 項
⑥	未登録商標の所有者の商品として商品を詐称する行為	46 条 2 段落

(5) 著作権侵害

タイ著作権法（Copyright Act (No. 2) B.E.2558 (2015)、Copyright Act (No. 3) B.E.2558 (2015) 及び Copyright Act (No. 4) B.E.2561 (2018) による改正後の Copyright Act B.E.2537 (1994)。以下「**著作権法**」という。）では、以下の行為が著作権に対する侵害行為と定められている。

	侵害行為	著作権法 該当条文
①	著作権者の許可なく、著作物、視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物を複製又は改変する行為	27 条 1 項 28 条 1 項
②	著作権者の許可なく、著作物、視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物を公衆に伝達する行為	27 条 2 項 28 条 2 項
③	著作権者の許可なく、視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物の原本又は複製物を貸与する行為	28 条 3 項
④	著作権者の許可なく、映画館において、上映中の映画著作物の音声若しくは画像又はその両方の複製を行う行為	28/1 条
⑤	著作権者の許可なく、著作権を有する音又は映像を利用した視聴覚物、映画、録音若しくは音声・映像放送物の製作、再放送又は商業目的で公共の場での上映を行う行為	29 条

⑥	著作権者の許可なく、著作権を有するコンピュータプログラム複製、改変、公衆への伝達又はその原本若しくは複製物を貸与する行為	30 条
⑦	著作権を侵害していることを知っていた若しくは知るべきであった者が、著作権侵害物を販売し、販売目的で所持し、販売の申し出をし、貸与し、貸与の申し出をし、割賦販売し、割賦販売の申し出をし、公衆へ伝達し、頒布し、タイへ持ち込み、又は輸入する行為	31 条

但し、著作権の侵害に該当する行為であっても、著作権者による著作物の通常の利用と相反せず、かつ、著作権者の正当な権利を不当に害さない行為は著作権の侵害行為とはみなされない⁴。著作権の侵害とみなされない行為は、具体的には以下のとおりである。

	例外行為	著作権法 該当条文
①	営利目的でない著作物の分析又は研究	32 条 2 段落(1)
②	個人的な利益のため、又は家族若しくは近親者の利益と共に自己の利益のために使用する行為	32 条 2 段落(2)
③	著作権者を明示した上での著作物に対する批評、批判又は紹介	32 条 2 段落(3)
④	著作権者を明示した上での著作物のマスメディアを通じた報道	32 条 2 段落(4)
⑤	権限を有する公務員による司法手続若しくは行政手続のための複製、改変、展示若しくは開示、又は当該手続の結果の報告	32 条 2 段落(5)
⑥	教師による、教育目的での複製、改変、展示又は開示	32 条 2 段落(6)
⑦	教師若しくは教育機関が、教室若しくは教育施設内で学生へ配布若しくは販売するために、著作物を複製、一部改変、省略又は要約する行為	32 条 2 段落(7)
⑧	試験の問題若しくは回答の一部として利用する行為	32 条 2 項(8)
⑨	著作物の原作品又は複製物の所有権を合法的に取得した者による当該著作物の原作品又は複製物の販売	32/1 条

⁴ 著作権法 32 条 1 段落

⑩	コンピューターシステムに備え付けられた機器若しくはコンピューターシステムを介した著作物の送信過程を正常に実行させるために複製物の利用が必要不可な場合における、合法的に取得した著作物又はその複製物のコンピューターシステム上での複製	32/2 条
⑪	視覚、聴覚、運動、知識又は学習能力の障碍によって著作物へのアクセスが出来ない人のために、認可団体が行う以下の行為 (i) 合法的に入手した公衆に公開若しくは伝達済みの著作物の複製又は改変 (ii) 上記に基づいて複製又は改変された著作物の複製物の公衆への伝達	32/4 条
⑫	著作権者を明示した上での著作物の一部の合理的な抽出、引用、複製、模倣又は参照	33 条
⑬	営利目的でない、図書館の司書による、図書館内での使用のための複製、又は研究若しくは学術目的で個人のために行われる合理的な一部の複製	34 条
⑭	営利目的でない、(i)コンピュータープログラムの研究又は学習、(ii)コンピュータープログラムの複製物の所有者のために行う使用、(iii)著作権者を明示した上でのコンピュータープログラムに対する批評、批判又は紹介、(iv)著作権者を明示した上でのコンピュータープログラムのマスメディアを通じた報道、(v)保守又はバックアップのために正当にコンピュータープログラムを購入又は受領した者による当該コンピュータープログラムの必要な数量の複製、(vi)権限を有する公務員による司法手続若しくは行政手続のための複製、改変、展示若しくは開示又は当該手続の結果の報告、(vii)試験の問題若しくは回答の一部としてのコンピュータープログラムの使用、(viii)使用のために必要なコンピュータープログラムの改変、(ix)公衆の利益のためにコンピュータープログラムを引用又は研究する目的で保存するために行う複写	35 条

⑮	慈善、教育、宗教、社会福祉を目的とする協会、財団又はその他の団体による、非営利目的で、直接又は間接を問わず、入場料を取らず、実演家にも報酬を支払わない、演劇著作物又は音楽著作物の公衆への伝達	36 条
⑯	公共の場所で展示されている美術品の描画、塗装、建築、浮彫、塑像、彫刻、印刷、写真撮影、映画撮影若しくはビデオ放送又はこれらと類似する行為	37 条
⑰	建築物の描画、塗装、浮彫、塑像、彫刻、印刷、写真撮影、映画撮影若しくはビデオ放送	38 条
⑱	芸術が構成要素になっている作品の写真撮影、映画撮影又はビデオ放送	39 条
⑲	創作者以外の者が共同で著作権を有する美術著作物について、その創作者による、原画の一部の複製、又は原画の創作に用いた研究から得た印刷パターン、スケッチ、計画、モデル若しくはデータの利用による他の芸術作品の創作	40 条
⑳	建築著作物の復元	41 条
㉑	映画に含まれている文学著作物、演劇著作物、美術著作物、音楽著作物、視聴覚著作物、録音著作物、その他映画に使用された著作物の著作権について、当該映画の著作権保護期間終了後における公衆への伝達	42 条
㉒	政府が所有する著作物について、権限を有する公務員による行政執行又は命令に基づいて行われる複製	43 条

(6) 刑法で規定される侵害

知的財産法関連法令に加えて、タイ刑法（Criminal Code B.E.2499 (1956)。以下「**刑法**」という。）においても、知的財産権に対する侵害行為が規定されており、以下の行為が知的財産権に対する侵害行為と定められている。

	侵害行為	刑法 該当条文
①	商品の出所、性質、品質若しくは質量に関して買主を騙す意図で、不正に若しくは詐欺的なあらゆる方法を使って商品を販売する行為で、不正行為及び詐欺に該当しない行為 ⁵	271 条

⁵ 不正行為又は詐欺に該当する場合には刑法の詐欺に関する規定が適用される。

②	公衆に対して他人の商品若しくは事業であると信じさせることを目的として、他人が事業に使用している名称、外観、創作されたマーク若しくはその他の文言を使用し、又はこれらを商品、包装、カバー、広告、価格表、ビジネスレター若しくはこれらに類似するものに表示させる行為	272 条 1 項
③	国内外を問わず登録されている他人の登録商標を偽造する行為	273 条
④	国内外を問わず登録されている他人の登録商標を模倣して、公衆に当該他人の登録商標であると信じさせる行為	274 条
⑤	刑法 272 条 1 項に規定された名称、外観、創作されたマーク若しくはその他の文言が付された商品、又は 273 条若しくは 274 条に規定された他人のものであると偽造若しくは模倣された商標が付された商品をタイ国内に持ち込み、処分し、又は処分のために露出させる行為	275 条

II. 権利取得

1. 特許権の取得

(1) 根拠法

タイにおける特許権の取得に関する根拠法は特許法である。

特許法の原文はタイ語であるが、タイ知的財産局（Department of Intellectual Property。以下「DIP」という。）が参考英訳を⁶、日本国特許庁が参考和訳を公表している⁷。

特許法は現在改正が検討されており、DIP は、2015 年 12 月、2019 年 9 月及び 2020 年 9 月に改正案を公表し、パブリックコメントに付しているが、本マニュアル作成日時点においては、公布、施行されていない。2020 年 9 月 30 日に公表された改正案における、主な改正点は以下のとおりである⁸。

	改正内容	特許法改正案 該当条文
①	部分意匠の出願及び登録を可能にするための「意匠」の定義の変更	3 条
②	関連意匠の出願及び登録を可能にするための「本意匠」（primary design）の定義の新設	3 条
③	特許を受けることができない発明として、外科手術手法・公序良俗に反して利益を追求する発明等を追加	9 条
④	発明が遺伝資源又は伝統的知識を含む場合、特許／小特許出願の際に、遺伝資源又は伝統的知識の出所を示すとともに、利用前の許可申請書及び利益配分に関する合意書を提出する義務の追加	17/1 条
⑤	出願公開前の分割請求を認めるための条文の修正及び増補	20 条
⑥	形式審査を簡素化するための条文の修正及び増補	28 条
⑦	出願公開を 2 回に分割し、初回の出願公開を出願日から 18 か月以内に行う旨の規定の追加	28/1 条
⑧	実体審査請求の期間を出願日から 3 年以内に変更	29 条
⑨	実体審査後の 2 回目の出願公開日から 90 日以内に、第三者は異議申立てできる旨の規定の追加	32/2 条

⁶ <http://www.ipthailand.go.th/images/633/Patent-Act-Edit.pdf>

⁷ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf>

⁸ https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/Draft_Patent.pdf

⑩	特許付与後の軽微補正を許容する旨の規定の追加	37/1 条
⑪	特許のライセンス契約の登録義務の追加	41/1 条
⑫	TRIPS 協定 31 条の 2 に従った強制実施権（タイ国内で製造された医薬品の製造技術のない国への輸出の許可）に関する規定の追加	51/1 条
⑬	PCT 出願に関する章の追加	55/1～9 条
⑭	先行意匠の調査方法の変更（タイ国外の先行意匠も調査対象に含める）	57 条
⑮	意匠に関する優先権主張の要件、手続、その他条件の変更	57/1 条
⑯	意匠出願の分割を認めるための条文の追加	60/1 条
⑰	意匠出願人による、意匠公開の延長請求を認めるための条文の追加	60/7 条
⑱	意匠の保護期間を、当初 5 年、その後 5 年毎に 2 回の更新を認め、最長 15 年へ延長するための条文の修正・増補	62 条
⑲	ハーグ協定に関する章の追加	65/1～11 条
⑳	小特許の実体審査請求期間を出願日から 6 年以内に変更	65 条の 6

(2) 保護対象

① 概要

特許権の保護の対象は「発明」であり、①新規性、②進歩性及び③産業上の利用可能性がなければならない⁹。

「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新、発明又は既知の製品若しくは製法の改良を意味し、「製法」とは、製品を製造し、製品の品質を維持若しくは改良する方法、技法又は工程を意味し、その製法の応用を含むとされている¹⁰。

② 新規性

発明に新規性が認められるためには、以下の発明に該当しないことが必要である¹¹。

(i)	出願日より前に国内で他人に広く知られていた、又は用いられていた発明
-----	-----------------------------------

⁹ 特許法 5 条

¹⁰ 特許法 3 条

¹¹ 特許法 6 条 1 段落

(ii)	出願日より前に国内外でその主題が文書若しくは印刷物に記載されていた、又は展示その他の方法で一般に開示されていた発明
(iii)	出願日より前に国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明
(iv)	出願日の 18 か月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されなかった発明
(v)	出願日より前に国内外で出願され、その出願が公開されていた発明

③ 進歩性

発明に進歩性が認められるためには、当該発明が該当する技術分野における通常の知識を有する者にとって、自明でないことが必要である¹²。

④ 利用可能性

発明に産業上の利用可能性が認められるためには、当該発明が、手工芸、農業又は商業を含む、いずれかの産業において、製造又は使用することができる必要がある¹³。

⑤ 例外

以上の要件を満たす発明であっても、以下に関する発明は、特許の保護の対象外となる¹⁴。なお、前記のとおり、特許法の改正案では、下記に加えて、外科手術手法や公序良俗に反して利益を追求する発明が保護の対象外として追加される予定である。

(i)	自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物又は動物若しくは植物からの抽出物
(ii)	科学的又は数学的法則及び理論
(iii)	コンピュータープログラム
(iv)	人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法
(v)	公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

(3) 出願人の要件及び代理人の要否

タイにおいて特許出願を行うためには、出願人が以下のいずれかに該当しなければならない¹⁵。

¹² 特許法 7 条

¹³ 特許法 8 条

¹⁴ 特許法 9 条

¹⁵ 特許法 14 条

①	タイ国民又はタイ国内に本社を有する法人
②	タイが当事国となっている特許保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民
③	タイ国民又はタイ国内に本社を有する法人に特許出願を認める国の国民
④	タイ国内又はタイが当事国となっている特許保護に関する条約若しくは国際協定の当事国内に住所を有しているか又は事実上の工業施設若しくは商業施設を有している法人

また、上記の要件のいずれかを満たす場合であっても、タイ国内に居住していない出願人は、出願にあたって DIP 長官に登録されたタイ国内の特許代理人（Registered Patent Agent）を選任しなければならない¹⁶。

代理人を通じて出願を行う場合には、出願時に委任状を提出する必要がある。外国法人又は外国人による当該委任状には、原則としてタイの外交代表者、商務参事官、通商局長官、商務官若しくは出願人の国の領事又は出願人の国の法律により署名認証権限を付与された公証人による公証が必要である¹⁷。また、委任状がタイ語以外の言語で作成されている場合には、タイ語の翻訳文に翻訳者及び代理人の認証を付して提出する必要がある¹⁸。

(4) 出願手続

① 概要

特許権の出願手続は、特許出願規則に定める手続に従って行う必要があり¹⁹、DIP 長官が定める様式による出願書（参考資料 1）を、DIP 又は DIP 長官が指定する地方通商事務局若しくはその他の政府機関に、出願料（500 バーツ）と共に提出して行う²⁰。

なお、DIP が提供するオンラインシステム²¹を通じて出願を行うことも可能であるが、事前にアカウント登録を行い、ID 及びパスワードを設定する必要がある。

② 出願書

出願書には、主に以下の事項を記載し、(i)発明の説明、(ii)クレーム、(iii)要約

¹⁶ Ministerial Regulation No. 21 (B.E.2542) (1999)（以下「特許出願規則」という。）13 条 1 段落

¹⁷ 特許出願規則 13 条 2 段落

¹⁸ 特許出願規則 15 条

¹⁹ 特許法 17 条 1 段落

²⁰ 特許出願規則 2 条 1 段落

²¹ https://sso.ipthailand.go.th/login?app_id=1700000003&redirect_url=https:%2F%2Fportal.ipthailand.go.th%2Ftoken%3Fcontinue_url%3Dhttps%253A%252F%252Fportal.ipthailand.go.th%252F

及び(iv)図面（もしあれば）を各 3 部又は DIP 長官が 5 部以内で指定する部数を添付した上で、提出しなければならない²²。

出願書及び添付書類は全てタイ語で記載する必要があるが、タイ以外の国で出願を行っている場合には、添付書類については出願を行った国の言語で提出でき、この場合には出願日から 90 日以内にタイ語訳を提出することで足りる²³。

	出願書記載事項
①	発明の名称
②	出願人の情報
③	特許出願する権利（発明者か譲受人か等）
④	代理人の情報
⑤	発明者の情報
⑥	分割・関連出願の情報
⑦	外国出願の情報
⑧	添付書類の情報

(i) 発明の説明

「発明の説明」には、出願書に表示される発明の名称を記載するとともに、以下の事項が記載されなければならない²⁴。

	記載内容
(a)	発明の特徴及び目的
(b)	発明が関連する技術分野の特定
(c)	発明の理解、調査及び審査のために有益と思われる関連背景技術の表示並びに関連書類の引用（もしあれば）
(d)	発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
(e)	図面（もしあれば）の簡単な説明
(f)	発明者が考える当該発明の最良の実施態様について、用例、関連する背景技術及び図面を引用した説明
(g)	（発明の内容から推定できない場合には）産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手段の例示

²² 特許出願規則 2 条 2 段落

²³ 特許出願規則 12 条 2 段落

²⁴ 特許出願規則 3 条 1 段落

(ii) クレーム

「クレーム」は、上記の発明の説明に沿って、明確かつ正確に記載しなければならない、図面を伴う場合にはクレームにおいて発明の技術的特徴を述べることができ、この場合には、図面中に記された参照番号又は記号をかかると技術的特徴の後ろに括弧書きで記さなければならない²⁵。

また、1つの特許出願について、同一カテゴリーにある複数の独立クレームを記載することができ、独立クレームに続いてその従属クレームを記載し、発明の特徴を追加して述べることも可能である²⁶。

(iii) 要約

「要約」は、上記の発明の説明、クレーム及び図面（もしあれば）に含まれる開示事項の要約をもって構成される。要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載するとともに、技術的問題及びその発明による当該問題の解決並びに当該発明の実施についての理解を高める方法でまとめられなければならない²⁷。

(iv) 図面

特許出願書に図面を添付する場合には、発明の説明と矛盾なく、かつ、図面の原則に従って記載されなければならない²⁸。

③ 譲渡証

特許を出願する権利は第三者に譲渡することができ、出願する権利を譲り受けた者が出願を行う場合には、出願に際して譲渡証を提出しなければならない、譲渡人及び譲受人の署名が必要である²⁹。

④ 優先権主張

タイはパリ条約に加盟しているため、パリ条約加盟国の国民であって、加盟国において特許出願を行っている出願人は、当該特許について、タイで優先権を主張することができる³⁰。

優先権を主張するためには、外国での最初の特許出願日から 12 か月以内にタイで特許出願を行う必要があり、かつ、出願時又は出願公告前で外国での最

²⁵ 特許出願規則 4 条 1 段落及び 2 段落

²⁶ 特許出願規則 4 条 3 段落

²⁷ 特許出願規則 6 条

²⁸ 特許出願規則 7 条

²⁹ 特許法 10 条

³⁰ 特許法 19 条の 2

初の特許出願日から 16 か月以内に、DIP 長官の定める様式による優先権主張申請書（参考資料 2）及び出願を行った国の特許庁が認証した出願書類の謄本を提出しなければならない³¹。

⑤ PCT 出願

タイは、2009 年 12 月 24 日を効力発生日として、特許協力条約（PCT）に加盟しており、PCT 出願を利用することもできる。

他国の特許庁に対して行った PCT 出願をタイへ国内移行させるためには、最初の出願日から 30 か月以内に所定の様式による出願書（参考資料 3）と PCT 出願書類及びそのタイ語翻訳を DIP に提出するとともに、手数料を納付する必要がある³²。

⑥ 外国審査報告書

出願人は、タイでの特許出願の対象となっている発明について、外国でも特許出願を行っている場合には、当該外国の特許庁から審査報告書又は審査の結果を示すその他の書類を受領した日から 90 日以内に、当該書類及びそのタイ語翻訳文を DIP に提出しなければならない³³。出願人が、当該期限までにこれらの書類を提出しない場合には、当該出願は放棄されたとみなされる³⁴。

⑦ 共同発明

1 つの発明が複数の者によって行われた場合には、共同で特許出願を行うことができる³⁵。

共同発明者のいずれかが特許出願に加わることを拒んだ場合、その所在が不明である場合又は特許出願を行う資格がない場合には、他の発明者が代わりに特許出願することもできる。この場合、特許出願に参加しなかった共同発明者は、特許付与前であれば何時でも出願に参加することを請求できる³⁶。

⑧ 自発補正

出願人は、出願公告前であれば、発明の範囲を拡大しない限り、出願の補正を求めることができる³⁷。なお、DIP 長官の許可を得た場合には、出願公告後で

³¹ 特許出願規則 10 条

³² Ministerial Regulation on the Application for Patent Protection to Implement the Patent Treaty Cooperation B.E.2552 (2009)（以下「PCT 出願規則」という。）22 条

³³ 特許法 27 条 2 段落及び 3 段落

³⁴ 特許法 27 条 4 段落

³⁵ 特許法 15 条 1 段落

³⁶ 特許法 15 条 2 段落及び 3 段落

³⁷ 特許法 20 条及び特許出願規則 16 条

あっても、付与前であれば補正を行うことが認められる。

(5) 予備審査

① 概要

出願書類が提出された後、審査官は、(i)出願書類が特許出願規則に従って作成されているか、(ii)当該発明が特許法 9 条に定める発明（保護の対象外となる発明）に該当しないか、(iii)出願人が特許法に基づいて当該特許を出願する権利を有しているか、(iv)出願人が特許法 16 条に基づいて当該特許の付与を受ける権利を有しているか、(v)当該発明について出願日より前に小特許の出願がなされていないか（以下、本項において「方式要件」という。）について審査（以下、本項において「予備審査」という。）を行う³⁸。

予備審査及び後記の実体審査の詳細については、DIP が公表している「発明特許及び小特許出願審査マニュアル」（以下「特許審査マニュアル」という。）に規定されており³⁹、日本貿易振興機構（JETRO）が参考和訳を公表している⁴⁰。

② 出願の分割

予備審査の過程において、審査官が、単一の発明を構成する関連性のある発明に該当しない複数の異なる発明についての出願であると判断した場合、出願人に対して、出願を分割するよう求めることができる⁴¹。

出願人が、審査官からの要請に従い、通知を受領した日から 180 日以内に分割出願を行った場合には、当該分割出願は、当初の特許出願日に出願されたとみなされる⁴²。

審査官からの分割出願要請に応じられない場合には、出願人は、通知を受領した日から 120 日以内に、DIP 長官に対して審判請求を行うことができ、DIP 長官の決定が最終決定となる⁴³。

③ 補正命令

予備審査の結果、審査官が、方式要件を満たしていないと判断した場合又は当該発明が特許法 9 条に基づき部分的に特許性を欠いていると判断した場合に

³⁸ 特許法 24 条(1)及び Ministerial Regulation No. 22 (B.E.2542) (1999)（以下「特許審査規則」という。）2 条

³⁹ <http://www.ipthailand.go.th/images/3534/PATENT/PatentDocument.pdf>

⁴⁰ https://www.ietro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/patent_manual2019_th_jp.pdf

⁴¹ 特許法 26 条 1 段落

⁴² 特許法 26 条 2 段落

⁴³ 特許法 26 条 4 段落

は、出願人に対して、補正を命令する通知を送付する⁴⁴。出願人は、当該通知の受領日から 90 日以内に意見を述べ、又は出願書の補正を行うことができ、90 日以内にこれに応じない場合には出願は放棄したとみなされる⁴⁵。

④ 拒絶査定

予備審査の結果、審査官が、当該発明が特許法 9 条に基づき特許性を欠いていると判断した場合には、当該出願を拒絶することを求める審査報告書を DIP 長官に提出する⁴⁶。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願を拒絶する決定を行った場合には、審査官は、当該決定から 15 日以内に、配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知するとともに、DIP 内の出入り自由な場所において当該拒絶決定を 30 日間掲示して公告する⁴⁷。

⑤ 出願公告

予備審査の結果、審査官が方式要件を満たしていると判断した場合、その旨の審査報告書を DIP 長官に提出する⁴⁸。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が方式要件を満たしていると判断した場合には、DIP 長官は当該出願の公告を決定する⁴⁹。審査官は、出願公告決定がなされた旨を配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知し、公告料（250 バーツ）の納付を求める⁵⁰。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に公告料を納付しなければならず、公告料を納付した場合には、当該出願は特許出願公報において公告される⁵¹。

一方、出願人が、当該通知の受領日から 60 日以内に公告料を納付しない場合には、審査官は再度配達証明付き書留郵便をもって出願人に通知し、出願人が再度の通知を受領した日から 60 日以内に公告料を納付しない場合には、当該出願は放棄したとみなされる⁵²。

⁴⁴ 特許審査規則 5 条

⁴⁵ 特許審査マニュアル 1 章 1 部 24.1 項

⁴⁶ 特許審査規則 6 条

⁴⁷ 特許法 28 条(1)及び特許審査規則 9 条 1 段落

⁴⁸ 特許審査マニュアル 1 章 1 部 25 項

⁴⁹ 特許法 28 条(2)

⁵⁰ 特許法 28 条(2)

⁵¹ 特許審査規則 10 条 1 段落

⁵² 特許法 28 条(2)

(6) 異議申立て

公告された特許出願について、自己が特許付与を受ける資格を有すると考える者又は当該出願が方式要件を満たさないと考える者は、公告日から 90 日以内に、異議申立てを行うことができる⁵³。

異議申立てがなされた場合、審査官は、出願人に対して、異議申立書の写しを送付する⁵⁴。出願人は、異議申立書の写しの受領日から 90 日以内に答弁書を提出しなければならない、90 日以内に答弁書を提出しない場合には、当該出願を放棄したとみなされる⁵⁵。

異議申立手続では、異議申立人及び出願人は、自らが依拠する根拠を裏付けるために、証拠の提出又は追加の陳述を行うことができる⁵⁶。審査官は、異議申立人及び出願人が提出した証拠及び陳述等を検討の上、異議申立てを認めて当該出願を拒絶するか、異議申立てを拒絶するかについて判断し、DIP 長官に報告する。

DIP 長官が異議申立てを拒絶することを決定した場合には、審査官は、当該決定及びその理由を出願人及び異議申立人に通知する⁵⁷。異議申立人は、不服がある場合には、当該通知の受領日から 60 日以内に特許委員会へ審判請求を行うことができる⁵⁸。

一方、DIP 長官が異議申立てを認めて当該出願を拒絶することを決定した場合には、審査官は、当該決定及びその理由を出願人及び異議申立人に通知する⁵⁹。出願人は、不服がある場合には、当該通知の受領日から 60 日以内に特許委員会へ審判請求を行うことができる⁶⁰。

(7) 実体審査

① 実体審査請求

出願人は、出願公告後 5 年以内、又は異議申立若しくは審判請求が提出されている場合には最終決定後 1 年以内のいずれか遅く満了する期限内に、所定の様式（参考資料 4）を用いて、実体審査を求める請求を行わなければならない、当該期限までに実体審査請求を行わない場合には、当該出願は放棄されたとみなされる⁶¹。なお、前記のとおり、特許法の改正案では、実体審査の請求期限が、

⁵³ 特許法 31 条 1 段落

⁵⁴ 特許法 31 条 2 段落

⁵⁵ 特許法 31 条 2 段落

⁵⁶ 特許法 32 条 1 段落

⁵⁷ 特許法 32 条 2 段落

⁵⁸ 特許法 72 条 1 段落

⁵⁹ 特許法 32 条 2 段落

⁶⁰ 特許法 72 条 1 段落

⁶¹ 特許法 29 条 1 段落

出願日から 3 年以内に短縮される予定である。

② 実体審査

実体審査請求がなされた場合、審査官は、対象となる発明に、①新規性、②進歩性及び③産業上の利用可能性が認められるか否かについて、特許審査マニュアルに定める手順に従って実体的な審査を行う。

審査官は、審査の過程において、出願人を召喚して質問を行い又は書類等の提出を求め、出願に対して意見を述べ又は補正を求めることができる⁶²。補正命令が出された場合の手続については、前記 II.1.(5)③を参照されたい。

実体審査の完了後、審査官は、自己の意見を記載した審査報告書を DIP 長官に提出する⁶³。

③ 拒絶査定

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願を拒絶する決定を行った場合には、審査官は、当該決定を出願人に通知するとともに、公告する⁶⁴。

④ 付与査定

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願について特許を付与する決定を行った場合には、審査官は、出願人に対して、登録料（500 パーツ）を納付するよう通知する⁶⁵。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に、登録料を納付しなければならない⁶⁶。出願人が期限内に登録料を納付した場合には、当該出願は納付後 15 日以内に登録され、特許登録証（参考資料 5）が発行される⁶⁷。

(8) 早期審査制度

タイでは、一般的な早期・優先審査制度は存在しないが、特定の国・地域との間で以下のような早期審査制度を導入している。

① PPH（特許審査ハイウェイ）

DIP は、日本国特許庁との間で PPH 試行プログラムを導入しており、日本

⁶² 特許法 27 条 1 段落及び特許審査マニュアル 1 章 3 部 4 項

⁶³ 特許法 33 条 1 項

⁶⁴ 特許法 30 条

⁶⁵ 特許法 33 条 2 段落及び 3 段落

⁶⁶ 特許法 33 条 3 段落

⁶⁷ 特許法 33 条 4 段落

国特許庁に行った出願（以下「**日本出願**」という。）を基礎とした出願については、DIP に対して PPH の申請を行うことにより早期に審査が実施される。

PPH を申請するためには、①日本出願について日本国特許庁から出された全てのオフィスアクション及びその翻訳文（英語又はタイ語）、②日本出願の特許可能と判断された全てのクレーム及びその翻訳文、③日本国特許庁の審査官が引用した引用文献並びに④クレーム対応表を添付した上で、所定の申請書（参考資料 6）を DIP に提出して行う。

② ASPEC（ASEAN 特許審査協力）

ASPEC は、ミャンマーを除く ASEAN9 か国の特許庁間において、特許調査・審査を協力して行うプログラムであり、他の ASPEC 加盟国のいずれかの国において特許付与を受けた特許権について、DIP に対して ASPEC の申請を行うことにより早期審査の対象となる。

ASPEC を申請するためには、①特許付与を受けたクレームの写し及び②特許付与を受けた国の特許庁による調査・審査報告書を添付した上で、所定の申請書（参考資料 7）を DIP に提出して行う。

(9) 職務発明制度

タイでは、雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、契約に特段の定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属する⁶⁸。使用者又は業務委託者は、当該発明から利益を受ける場合には、発明を行った者に対して報奨金を支払わなければならない、報奨金の支払義務を契約等によって排除することは認められない⁶⁹。

報奨金が支払われない場合又は報奨金の金額が正当でない場合には、従業員は、特許付与後で、かつ、特許の付与を知った日から 1 年以内に、DIP 長官に対して、報奨金の支払いを求める請求を行うことができる⁷⁰。

報奨金の支払請求がなされた場合、DIP 長官は、従業員の賃金、発明の重要性、発明から生じる利益、従業員の職務内容、従業員が発明を創作するために供した労力及び技能、使用者が行った援助、発明に関与した従業員数等を考慮した上で、適当と判断する報奨金額を決定する⁷¹。

⁶⁸ 特許法 11 条 1 段落

⁶⁹ 特許法 12 条 1 段落及び 2 段落

⁷⁰ 特許法 12 条 3 段落及び Ministerial Regulation No. 24 (B.E.2542) (1999)（以下「**職務発明規則**」という。）3 条

⁷¹ 特許法 12 条 3 段落及び職務発明規則 3 条

(10) 審判制度

① 審判機関

特許出願に関する審判手続は、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。特許委員会は、法制委員会事務総長を議長とし、内閣によって指名された科学、工学、工業、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者 12 名以下の委員から構成され、委員のうち少なくとも 6 名は民間から任命される⁷²。委員の任期は 2 年間で再任可能となっている⁷³。

② 審判対象

特許委員会における審判の対象は、DIP 長官による、共同発明者の出願参加、特許出願の拒絶査定又は異議申立、報奨金及びライセンス・強制実施権に関する決定であり、原則として利害関係人のみが、特許委員会に審判を申立てることができる。

③ 申立手続

DIP 長官による決定に対して不服がある場合には、利害関係人は、DIP 長官の決定を受領した後 60 日以内⁷⁴に審判を申立てることができる⁷⁵。

申立ては、所定の申立書、委任状及び申立てに関連する証拠書類を特許委員会に提出し、かつ、相手方がいる場合には相手方にもこれらの書類を送付することで開始される⁷⁶。但し、申立てと同時に証拠書類を提出できない場合には、申立てから 60 日以内であれば追完することができ、この追完期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる⁷⁷。

④ 特許委員会の審決

審判の申立てがあった場合、特許委員会は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定を行う⁷⁸。

⑤ 審決に対する不服申立

審決に対して不服がある場合には、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に

⁷² 特許法 66 条 1 段落

⁷³ 特許法 67 条 1 段落

⁷⁴ 但し、強制実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定については 30 日以内（特許法 45 条）

⁷⁵ 特許法 72 条 1 段落

⁷⁶ 特許法 72 条 2 段落

⁷⁷ Regulations of the Patent Board on Introduction of Evidence or Making of Additional Statement B.E.2541 (1998) 6 条

⁷⁸ 特許法 69 条

不服申立をすることができ、60 日以内に提訴されなかった場合には、特許委員会の審決は確定する⁷⁹。

(11) 保護期間・年金

特許の保護期間は、出願日から 20 年である⁸⁰。

特許権者は、保護期間の 5 年目以降毎年、各年度の開始日から 60 日以内に、年金を納付しなければならない⁸¹。当該期間内に年金を納付できなかった場合、特許権者は、期間満了後 120 日以内であれば、30%の割増手数料を支払うことによって追納することが可能である⁸²。

この 120 日の期間内に年金を支払わなかった場合には、DIP 長官によって、特許委員会に対して当該特許の取消しが請求される⁸³。本マニュアル作成日時点における年金額は以下のとおりである。

年	金額
5 年目	1,000 バーツ
6 年目	1,200 バーツ
7 年目	1,600 バーツ
8 年目	2,200 バーツ
9 年目	3,000 バーツ
10 年目	4,000 バーツ
11 年目	5,200 バーツ
12 年目	6,600 バーツ
13 年目	8,200 バーツ
14 年目	10,000 バーツ
15 年目	12,000 バーツ
16 年目	14,200 バーツ
17 年目	16,600 バーツ
18 年目	19,200 バーツ
19 年目	22,000 バーツ
20 年目	25,000 バーツ
一括払い	140,000 バーツ

⁷⁹ 特許法 74 条 1 段落

⁸⁰ 特許法 35 条

⁸¹ 特許法 43 条 1 段落

⁸² 特許法 43 条 3 段落

⁸³ 特許法 43 条 4 段落

(12) 譲渡・ライセンス

特許権者は、特許権を行使する権利を第三者に譲渡又はライセンスすることができる⁸⁴。譲渡又はライセンスは、書面で行う必要があり、DIP に登録しなければならない⁸⁵。なお、ライセンスの付与にあたっては、不当に反競争的な条件、制限又はロイヤルティ規定をライセンシーに課すことは禁止されている⁸⁶。

(13) 放棄・取消し

特許権者は、DIP に所定の様式を提出することにより、特許権を放棄することができる⁸⁷。

また、特許権が特許法の規定に反して付与されたと考える者は、裁判所に対して、当該特許権の取消しを請求することができる⁸⁸。

⁸⁴ 特許法 38 条

⁸⁵ 特許法 41 条 1 段落

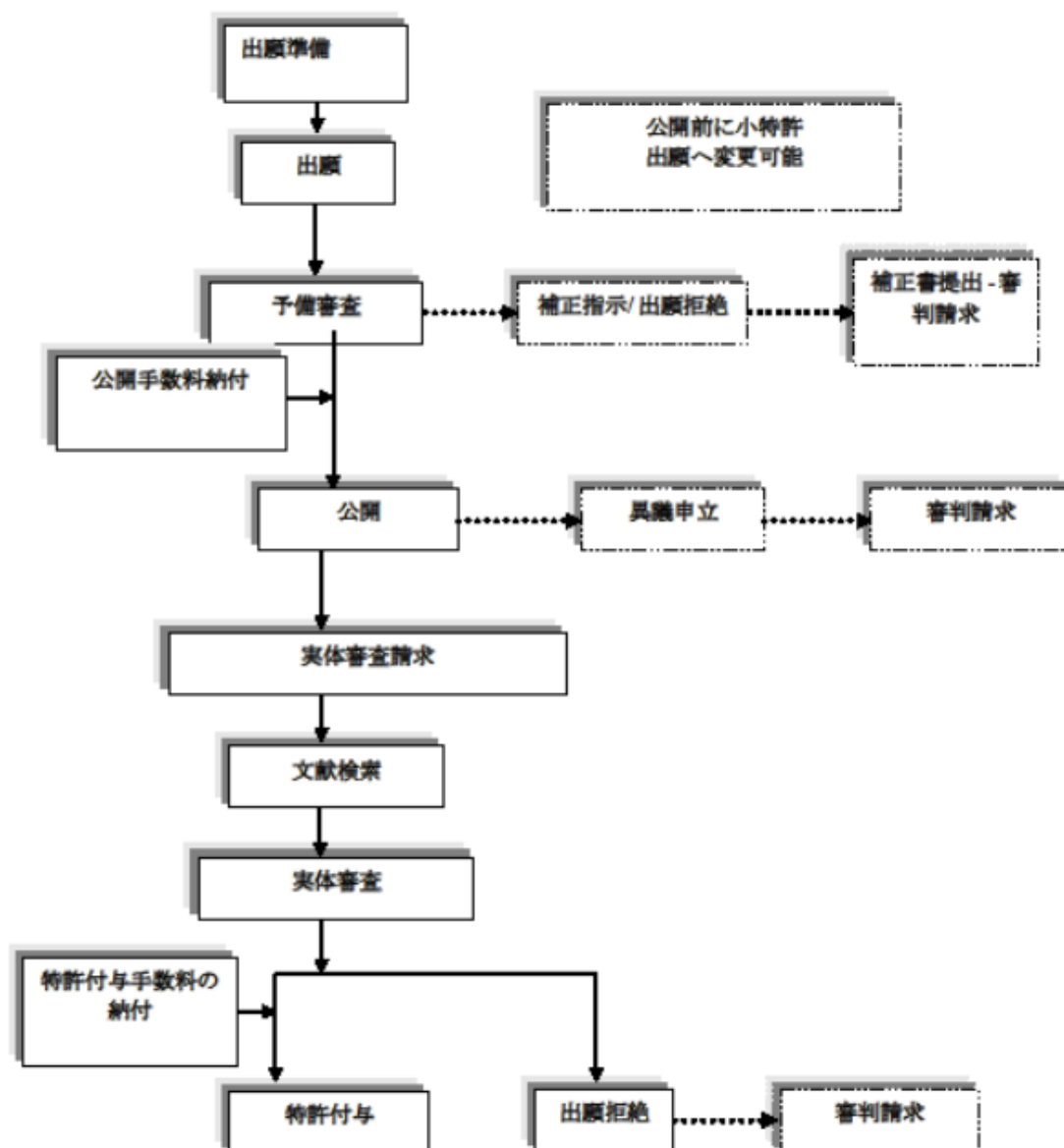
⁸⁶ 特許法 39 条 1 段落(1)

⁸⁷ 特許法 53 条 1 段落

⁸⁸ 特許法 54 条 1 段落

(14) 審査フローチャート

タイにおける特許出願審査の流れをフローチャートにすると以下のとおりとなる⁸⁹。



⁸⁹ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

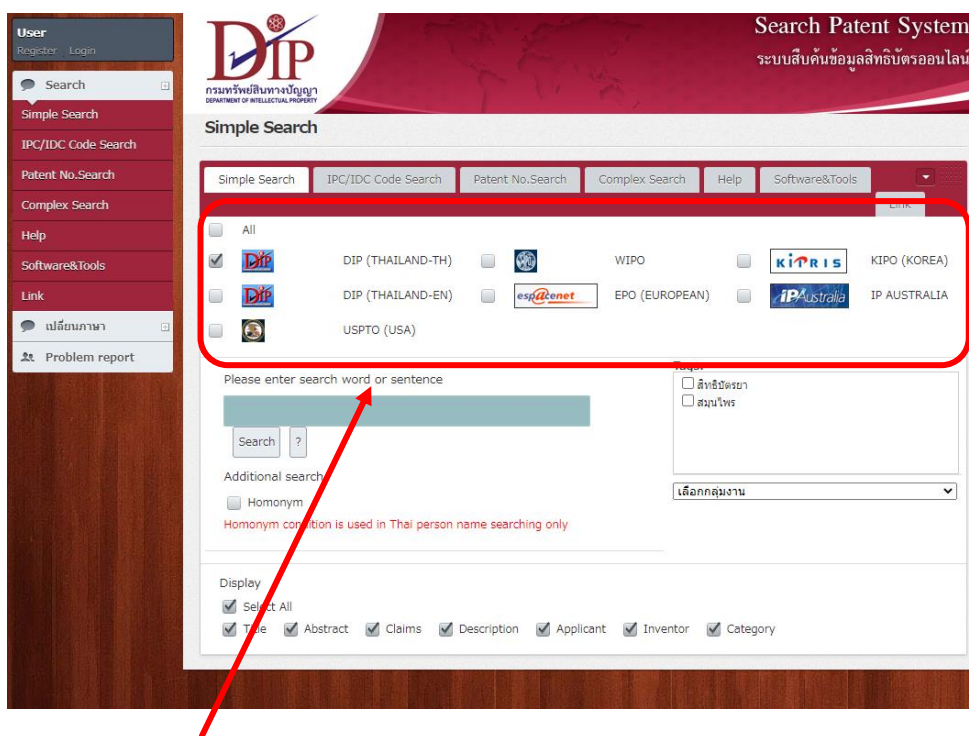
(15) 検索システム

DIP は、オンラインによる特許権の検索システム（Search Patent System）を提供しており、一部タイ語表示となっているものの、多くの情報が英語で表示されており、英語での検索も可能である。なお、この検索システムには、特許権の他に、小特許権及び意匠権の情報も含まれており、同時に検索することができる。具体的な検索方法は以下のとおりである。

① 検索トップページ

DIP の検索システムには以下の URL よりアクセスすることができる。

<https://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=en>



上記赤枠部分に表示されているとおり、同検索システムでは、DIP のデータベースのみではなく、世界知的所有権機関（WIPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、オーストラリア特許庁（IP Australia）及び韓国特許庁（KIPO）のデータベースも併せて検索することができるようになっている。

② 簡易検索

簡易検索（Simple Search）の検索方法は以下のとおりである。

The screenshot shows the 'Simple Search' page of the DIP (Department of Intellectual Property) Search Patent System. The interface includes a sidebar with navigation links, a main search area with tabs for 'Simple Search', 'IPC/IDC Code Search', 'Patent No. Search', 'Complex Search', 'Help', and 'Software&Tools'. A red box labeled ① highlights the 'Simple Search' tab. Another red box labeled ② highlights the selection area for search databases, including DIP (THAILAND-TH), DIP (THAILAND-EN), WIPO, KIPRI, KIPO (KOREA), esp@net, EPO (EUROPEAN), IP Australia, and USPTO (USA). A red box labeled ③ highlights the search input field with the placeholder text 'Please enter search word or sentence'. A red box labeled ④ highlights the 'เลือกกลุ่มงาน' (Select Workgroup) dropdown menu. A red box labeled ⑤ highlights the 'Search' button. Below the search input field, there are checkboxes for 'Additional search' and 'Homonym', and a 'Display' section with checkboxes for 'Select All', 'Title', 'Abstract', 'Claims', 'Description', 'Applicant', 'Inventor', and 'Category'.

- (i) 上記①の「Simple Search」のタブを選択する。
- (ii) 上記②の赤枠内において検索対象とする特許庁のデータベースを選択する（上記では DIP のデータベースのみを選択）。
- (iii) 上記③のボックス内に、検索したいキーワード（発明名称、出願・公告・登録番号、出願日、公告日、出願人名、権利者名、発明者名、クレーム、要約等⁹⁰）を入力する。
- (iv) （必要があれば）上記④において、以下の中から、検索対象とする権利（特許、小特許、意匠）や分野等を選択する。

The screenshot shows the 'select workgroup' dropdown menu. The menu is open, displaying a list of workgroups. The first option is 'select workgroup'. The other options are: 'Invention Patent (Engineering)', 'Invention Patent (Technical Chemistry)', 'Invention Patent (Electricity)', 'invention patent (Biotechnology)', 'Invention Patent (Pharmaceutical)', 'Invention Patent (Physics)', 'Invention Patent (Petrochemical)', 'design patent (product design 1)', 'design patent (product design 2)', 'design patent (product design 3)', 'invention patent (chemical engineering)', 'invention patent (food and cosmetics)', 'Petty Patent (Chemistry)', and 'Petty Patent (Engineering)'.

- (v) 上記⑤の「Search」ボタンをクリックする。

⁹⁰ クレームや要約等は検索システムでは公開されていない場合もある点に留意されたい。

※ 以下は、キーワードに「Robot」と入力して検索した検索結果例

DIP (EN)

No.	Application Number	Announcement number	Number of patents.	Name of invention/design	Abstract	claim	Patent applicant	inventor/designer
1	9501001008	22887		A brush making machine	A brush making machine with a mold for injection m ...		GB Boucherie NV	Boucherie, Bart Gerard
2	9602000477	36399	13148	Bottle robot design.			Mirror-Water Pte Ltd.	Ming, Chen Kwok
3	9801000717	37303		Tool for punching and riveting including a combination cylinder.	A combination punch and rivet tool, the tool being ...		RJ Tower Corporation.	Schurter, Robert M, Byally, Edward Y, Richter, Karl W.
4	9801000322	32823		Wafer processing apparatus and method, wafer convey robot, semiconductor substrate fabrication method, and semiconductor fabrication apparatus.	A holder driving mechanism (31) holds a wafer hold ...			Sakaguchi, Kiyofumi, Yanagita, Kazutaka
5	9301001764	18382	9042	Combined low cost and pro net robot server.	A robot server device includes a ball container co ...		Newgarden, Joseph E.	Newgarden, Joseph E.
6	9401002322	020237	10092	Method and apparatus for assembling motor vehicle body.	A method for assembling a motor vehicle body by fi ...		Honda Kiken Kokyo Kabushiki Kaisha.	Akasaka, Yoshiokakijima, Kenichi Endoh, Takeshi, etc.

③ その他の検索方法

簡易検索の他、国際特許分類（IPC）・国際意匠分類（IDC）検索、出願・登録番号検索及び複合検索（Complex Search）を行うことができる。

④ 留意点

以上のとおり、DIPの特許権の検索システムは比較的に利用し易いものとなっているが、全ての情報が格納されているわけではない点に留意されたい。

DIPは、週に1度データベースの情報更新を行っているとのことであるが、特に最新の出願情報や外国出願の情報は格納漏れ又は更新漏れが多い点に注意が必要である。そのため、実務上は、オンライン検索のみではなく、実際にDIPのオフィスに行き、包袋資料の原本を検索することが一般的である。

2. 小特許権の取得

(1) 根拠法

タイにおける小特許権の取得に関する根拠法は特許法であり、特許権に関する条文を多く準用する形で規定されている⁹¹。

(2) 保護対象

特許権と同様、小特許権の保護対象も「発明」であり、①新規性及び②産業上の利用可能性があることが保護の要件であるが、特許権と異なり進歩性は要求されていない⁹²。

新規性及び産業上の利用可能性の要件並びに保護対象の例外については特許権と同様である⁹³。

(3) 出願人の要件及び代理人の要否

出願人の要件及び代理人の要否は、特許権と同様である⁹⁴。

(4) 出願手続

小特許権の出願手続も、特許出願規則に定める手続に従って行う必要があり⁹⁵、特許出願と同様式の出願書を、DIP 又は DIP 長官が指定する地方通商事務局若しくはその他の政府機関に、出願料（250 バーツ）と共に提出して行う⁹⁶。出願書の内容及びその他の出願手続については特許権と同様である。

(5) 予備審査

① 概要

特許権と同様、出願書類が提出された後、審査官は、(i)出願書類が特許出願規則に従って作成されているか、(ii)当該発明が特許法 9 条に定める発明（保護の対象外となる発明）に該当しないか、(iii)出願人が特許法に基づいて当該小特許を出願する権利を有しているか、(iv)出願人が特許法 65 条の 10 が準用する

⁹¹ 特許法 65 条の 10

⁹² 特許法 65 条の 2

⁹³ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 6 条、8 条及び 9 条

⁹⁴ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 14 条、特許出願規則 24 条が準用する特許出願規則 13 条及び 15 条

⁹⁵ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 17 条

⁹⁶ 特許出願規則 24 条が準用する特許出願規則 2 条 1 段落

特許法 16 条に基づいて当該小特許の付与を受ける権利を有しているか、(v)当該発明について出願日より前に特許の出願がなされていないか（以下、本項において「**方式要件**」という。）についての審査（以下、本項において「**予備審査**」という。）を行う⁹⁷。分割出願及び補正命令については、特許権と同様である⁹⁸。

② 拒絶査定

予備審査の結果、審査官が、当該発明が特許法 9 条に基づき特許性を欠いていると判断した場合には、当該出願を拒絶することを求める審査報告書を DIP 長官に提出する⁹⁹。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願を拒絶する決定を行った場合には、審査官は、当該決定から 15 日以内に配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知するとともに、DIP 内の出入り自由な場所において当該拒絶決定を 30 日間掲示して公告する¹⁰⁰。

③ 付与査定

予備審査の結果、審査官が方式要件を満たしていると判断した場合、その旨の審査報告書を DIP 長官に提出する¹⁰¹。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が方式要件を満たしていると判断した場合には、DIP 長官は小特許の付与を命じる¹⁰²。審査官は、小特許が付与された旨を配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知し、登録・公告料（500 バーツ）の納付を求める¹⁰³。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に登録・公告料を納付しなければならず、当該期間内に登録・公告料を納付した場合には、当該出願は小特許付与公報において公告され、小特許登録証（参考資料 8）が発行される¹⁰⁴。

一方、出願人が、当該通知の受領日から 60 日以内に登録・公告料を納付しない場合には、審査官は再度配達証明付き書留郵便をもって出願人に通知し、出願人が再度の通知を受領した日から 60 日以内に登録・公告料を納付しない場合には、当該出願は放棄したとみなされる¹⁰⁵。

⁹⁷ 特許法 65 条の 5

⁹⁸ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 26 条及び特許審査規則 5 条

⁹⁹ 特許審査規則 6 条

¹⁰⁰ 特許法 65 条の 5(1)及び特許審査規則 9 条 1 段落

¹⁰¹ 特許審査マニュアル 3 章 1 部 27 項

¹⁰² 特許法 65 条の 5(2)

¹⁰³ 特許法 65 条の 5(2)

¹⁰⁴ 特許審査規則 10 条

¹⁰⁵ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 28 条(2)

(6) 実体審査（反対審査）

① 概要

小特許権の出願については予備審査のみが行われ、実体審査は行われないのが原則である。もっとも、利害関係人は、小特許権の付与公告から1年以内に、当該発明が①新規性及び②産業上の利用可能性を有しているかについての実体的な審査を行うことを請求することができる¹⁰⁶。

② 実体審査

利害関係人から審査請求がなされた場合、審査官は、当該発明に①新規性及び②産業上の利用可能性が認められるか否かについての実体審査を行い、審査報告書を長官に提出する¹⁰⁷。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP長官が当該発明が上記の要件を満たしていると決定した場合には、審査官は、当該決定から15日以内にその旨を審査請求者及び小特許権者に通知する¹⁰⁸。

一方、審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP長官が当該発明が上記の要件を満たしていないと判断した場合には、再審査を命じるとともに、小特許権者にその旨通知し、小特許権者は、当該通知の受領日から60日以内に当該出願を裏付ける陳述書を提出することができる¹⁰⁹。再審査の結果、DIP長官が、当該発明が要件を満たしていないと判断した場合には、小特許権の取消しに関する報告書を特許委員会に提出し、特許委員会が命令を発した日から15日以内に審査請求者及び小特許権者に通知しなければならない¹¹⁰。

(7) 職務発明制度

小特許権の職務発明については、特許権と同様である¹¹¹。

(8) 審判制度

小特許権の審判手続についても、特許権と同様である¹¹²。

¹⁰⁶ 特許法 65 条の 6 第 1 段落

¹⁰⁷ 特許法 65 条の 6 第 2 段落

¹⁰⁸ 特許法 65 条の 6 第 3 段落

¹⁰⁹ 特許法 65 条の 6 第 4 段落

¹¹⁰ 特許法 65 条の 6 第 4 段落

¹¹¹ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 11 条及び 12 条

¹¹² 特許法 72 条

(9) 保護期間・年金

小特許権の保護期間は、出願日から 6 年であり、2 年間の延長が 2 回まで認められ、最長で 10 年となる¹¹³。

特許権者と同様に、小特許権者も、保護期間の 5 年目以降毎年、各年度の開始日から 60 日以内に、年金を納付しなければならない¹¹⁴。本マニュアル作成日時点における年金額は以下のとおりである。

年	金額
5 年目	750 バーツ
6 年目	1,500 バーツ
一括払い	2,000 バーツ
1 回目の更新 (7 年目・8 年目)	6,000 バーツ
2 回目の更新 (9 年目・10 年目)	9,000 バーツ

(10) 譲渡・ライセンス

小特許権の譲渡・ライセンスについても、特許権と同様である¹¹⁵。

(11) 放棄・取消し

小特許権の放棄・取消しについても、特許権と同様である¹¹⁶。

¹¹³ 特許法 65 条の 7

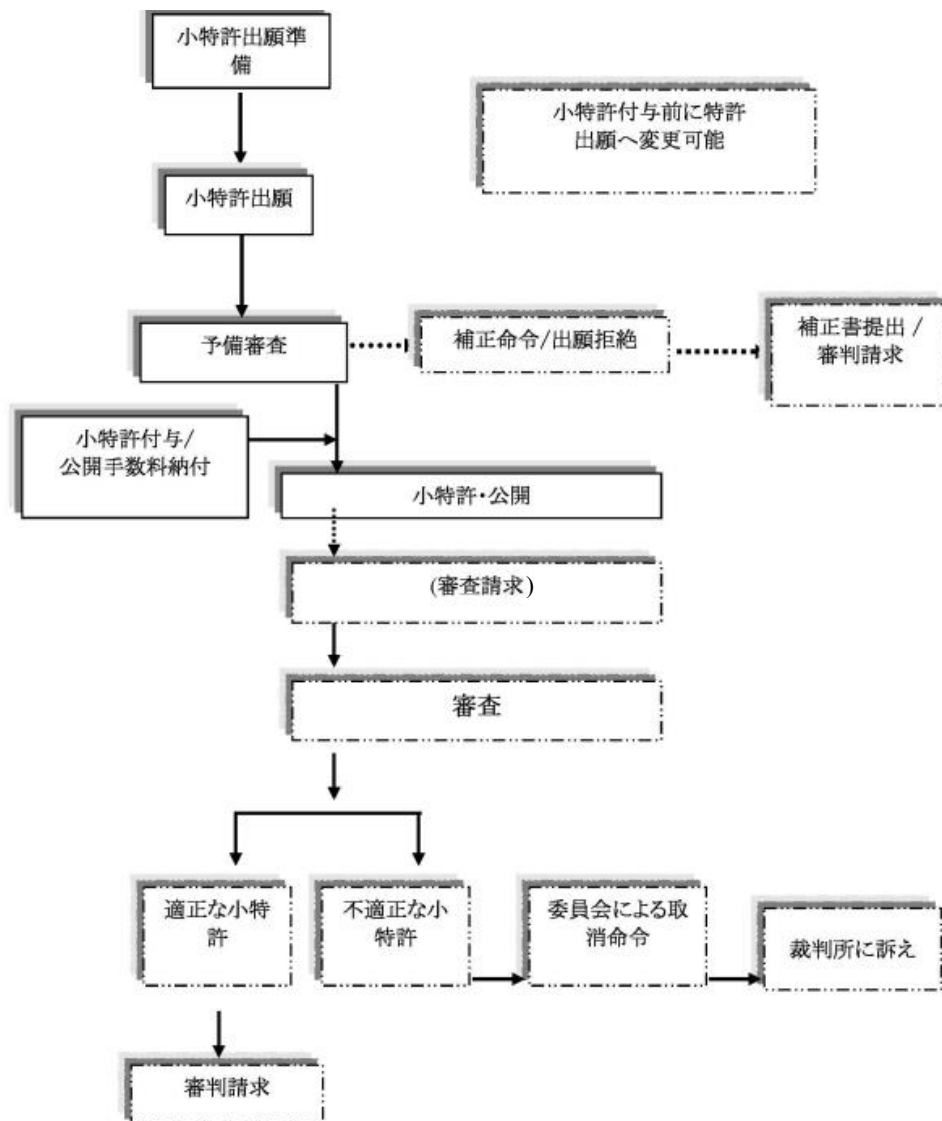
¹¹⁴ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 43 条

¹¹⁵ 特許法 65 条の 10 が準用する特許法 38 条及び 41 条

¹¹⁶ 特許法 65 条の 9 及び 65 条の 10 が準用する特許法 53 条

(12) 審査フローチャート

タイにおける小特許出願審査の流れをフローチャートにすると以下のとおりとなる¹¹⁷。



備考 ※第 65 条の 6 発明の登録及び小特許付与の公開日から 1 年以内に、利害関係者は、小特許を付与された発明が第 65 条の 2 の条項（新規性及び産業上の利用可能性）に基づいているかの審査を請求することができる。

(13) 検索システム

小特許権の検索システムは、特許権の検索システムと同様である。

¹¹⁷ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

3. 意匠権の取得

(1) 根拠法

タイにおける意匠権の取得に関する根拠法は特許法である。

(2) 保護対象

特許法において、「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態若しくは構成を意味する¹¹⁸。

意匠権の保護の対象となるためには、工業又は工芸のための意匠で、「新規」のものでなければならず、①公序良俗に反する意匠及び②勅令に定められた意匠は保護の対象とはならない¹¹⁹。また、特許法においては、以下の意匠は「新規」とはみなされないと規定されている¹²⁰。

①	出願前に国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠
②	出願前に国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
③	出願前に出願公告されていた意匠
④	上記①～③の意匠と外観が非常に似ており、模倣とされる意匠

なお、現行の特許法には「部分意匠」に関する規定は存在しないが、前記のとおり、特許法の改正案では部分意匠を認める改正が行われる予定であり、改正特許法施行後は明確に部分意匠も保護の対象となる予定である。

(3) 出願人の要件及び代理人の要否

出願人の要件及び代理人の要否は、特許権と同様である¹²¹。

(4) 出願手続

① 概要

意匠権の出願手続は、特許出願規則に定める手続に従って行う必要があり¹²²、DIP 長官が定める様式による出願書（参考資料 9）を、DIP 又は DIP 長官が指定する地方通商事務局若しくはその他の政府機関に、出願料（250 バーツ）と

¹¹⁸ 特許法 3 条

¹¹⁹ 特許法 56 条及び 58 条

¹²⁰ 特許法 57 条

¹²¹ 特許法 65 条が準用する特許法 14 条、特許出願規則 23 条が準用する特許出願規則 13 条及び 15 条

¹²² 特許法 59 条 1 段落

共に提出して行う¹²³。なお、DIP が提供するオンラインシステムを通じて出願を行うこともできる点並びに譲渡証、共同発明及び補正については、特許権と同様である¹²⁴。

② 出願書

出願書には主に以下の事項を記載し、意匠の表示及びクレームと併せて提出しなければならない¹²⁵。1 つの出願に含まれる意匠は、1 つの製品のみに用いられる 1 意匠に関するものでなければならず、複数の意匠をまとめて出願することはできない¹²⁶。

特許権と同様に、出願書及び添付書類は全てタイ語で記載する必要があるが、タイ以外の国で出願を行っている場合には、添付書類については、出願を行った国の言語で提出でき、この場合には出願日から 90 日以内にタイ語訳を提出することで足りる¹²⁷。

	出願書記載事項
①	意匠の表示及びその数
②	意匠が用いられる製品の表示
③	明確かつ正確なクレーム
④	大臣が指定する分類上のクラス

③ 優先権主張

パリ条約に基づいて優先権主張ができる点も特許権と同様であり、外国での最初の意匠出願日から 6 か月以内にタイで意匠出願を行う場合に、優先権を主張することができる¹²⁸。

④ ハーグ協定に基づく意匠出願

本マニュアル作成日時点においては、タイは、意匠の国際出願を定めるハーグ協定に加入していないため、ハーグ協定に基づく意匠出願を行うことはできない。もっとも、タイは、ハーグ協定への加盟を予定しており、前記のとおり特許法改正案においてもハーグ協定に基づく出願に関する規定が追加される予定である。

¹²³ 特許出願規則 23 条が準用する特許出願規則 2 条 1 段落

¹²⁴ 特許法 65 条が準用する特許法 10 条、15 条及び 20 条、特許出願規則 23 条が準用する特許出願規則 13 条及び 15 条

¹²⁵ 特許法 59 条、特許出願規則 17 条及び 18 条

¹²⁶ 特許法 60 条

¹²⁷ 特許出願規則 23 条が準用する特許出願規則 12 条

¹²⁸ 特許法 60 条の 2

(5) 予備審査

① 概要

出願書類が提出された後、審査官は、(i)出願書類が特許出願規則に従って作成されているか、(ii)当該意匠が特許法 58 条に定める意匠（保護の対象外となる意匠）に該当しないか、(iii)出願人が特許法に基づいて当該意匠を出願する権利を有しているか、(iv)出願人が特許法 65 条が準用する特許法 16 条に基づいて当該意匠の付与を受ける権利を有しているか（以下、本項において「**方式要件**」という。）について審査（以下、本項において「**予備審査**」という。）を行う¹²⁹。

特許権と同様に、予備審査及び後記の実体審査の詳細については、DIP が公表している「意匠出願審査マニュアル」に規定されており、DIP によって英訳も公表されている¹³⁰。

② 補正命令

予備審査の結果、審査官が方式要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対して、補正を命令する通知を送付する。出願人は、当該通知の受領日から 90 日以内に意見を述べ、又は出願書の補正を行うことができ、90 日以内にこれに応じない場合には出願は放棄したとみなされる。

③ 拒絶査定

予備審査の結果、審査官が、当該意匠が保護要件を満たさないと判断した場合には、当該出願を拒絶することを求める審査報告書を DIP 長官に提出する。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願を拒絶する決定を行った場合には、審査官は、当該決定から 15 日以内に配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知するとともに、DIP 内の出入り自由な場所において当該拒絶決定を 30 日間掲示して公告する¹³¹。

④ 出願公告

予備審査の結果、審査官が方式要件を満たしていると判断した場合、その旨の審査報告書を DIP 長官に提出する。

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が方式要件を満たしていると判断した場合には、DIP 長官は当該出願の公告を決定する¹³²。審査官

¹²⁹ 特許審査規則 3 条

¹³⁰ http://www.ipthailand.go.th/images/3534/PATENT/Table_of_Contents.pdf

¹³¹ 特許法 65 条が準用する特許法 28 条(1)及び特許審査規則 9 条 1 段落

¹³² 特許法 65 条が準用する特許法 28 条(2)

は、当該公告決定がなされた旨を配達証明付き書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に通知し、公告料（250 バーツ）の納付を求める¹³³。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に公告料を納付しなければならず、公告料を納付した場合には当該出願は意匠出願公報において公告される¹³⁴。

一方、出願人が、当該通知の受領日から 60 日以内に公告料を納付しない場合には、審査官は再度配達証明付き書留郵便をもって出願人に通知し、出願人が再度の通知を受領した日から 60 日以内に公告料を納付しない場合には、当該出願は放棄したとみなされる¹³⁵。

(6) 異議申立て

公告された意匠出願に対する異議申立手続は、特許権と同様である¹³⁶。

(7) 実体審査

① 実体審査請求・実体審査

実体審査請求及び実体審査に関する手続は、原則として、特許権と同様である¹³⁷。

② 拒絶査定

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願を拒絶する決定を行った場合には、審査官は、当該決定を出願人に通知するとともに、公告する¹³⁸。

③ 付与査定

審査官から提出された審査報告書に基づいて、DIP 長官が当該出願について意匠を付与する決定を行った場合には、当該出願に対して意匠付与を命じ、審査官は、出願人に対して、登録料（500 バーツ）を納付するよう通知する¹³⁹。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に、登録料を納付しなければならない¹⁴⁰。出願人が期限内に登録料を納付した場合には、当該出願は納付後 15 日

¹³³ 特許法 65 条が準用する特許法 28 条(2)

¹³⁴ 特許審査規則 10 条 1 段落

¹³⁵ 特許法 65 条が準用する特許法 28 条(2)

¹³⁶ 特許法 65 条が準用する特許法 31 条、32 条及び特許法 72 条 1 段落

¹³⁷ 特許法 65 条が準用する特許法 27 条、29 条及び 33 条

¹³⁸ 特許法 61 条 1 段落

¹³⁹ 特許法 65 条が準用する特許法 33 条 2 段落及び 3 段落

¹⁴⁰ 特許法 65 条が準用する特許法 33 条 3 段落

以内に登録され、意匠登録証（参考資料 10）が発行される¹⁴¹。

(8) 早期審査制度

タイにおいては、意匠の早期・優先審査制度は存在しない。

(9) 職務意匠制度

職務意匠制度についても、特許権と同様である¹⁴²。

(10) 審判制度

意匠権の審判手続についても、原則として特許と同様である¹⁴³。

(11) 保護期間・年金

意匠権の保護期間は、出願日から 10 年である¹⁴⁴。なお、前記のとおり、特許法の改正案では、意匠の保護期間が、当初 5 年、その後 5 年毎に 2 回の更新が認められ、最長 15 年へ延長される予定である。

特許権・小特許権と同様に、意匠権者も、保護期間の 5 年目以降毎年、各年度の開始日から 60 日以内に、年金を納付しなければならない¹⁴⁵。本マニュアル作成日時点における年金額は以下のとおりである。

年	金額
5 年目	500 バーツ
6 年目	650 バーツ
7 年目	950 バーツ
8 年目	1,400 バーツ
9 年目	2,000 バーツ
10 年目	2,750 バーツ
一括払い	7,500 バーツ

¹⁴¹ 特許法 65 条が準用する特許法 33 条 4 段落

¹⁴² 特許法 65 条が準用する特許法 11 条及び 12 条

¹⁴³ 特許法 72 条

¹⁴⁴ 特許法 62 条

¹⁴⁵ 特許法 65 条が準用する特許法 43 条

(12) 譲渡・ライセンス

意匠権の譲渡・ライセンスについても、特許権と同様である¹⁴⁶。

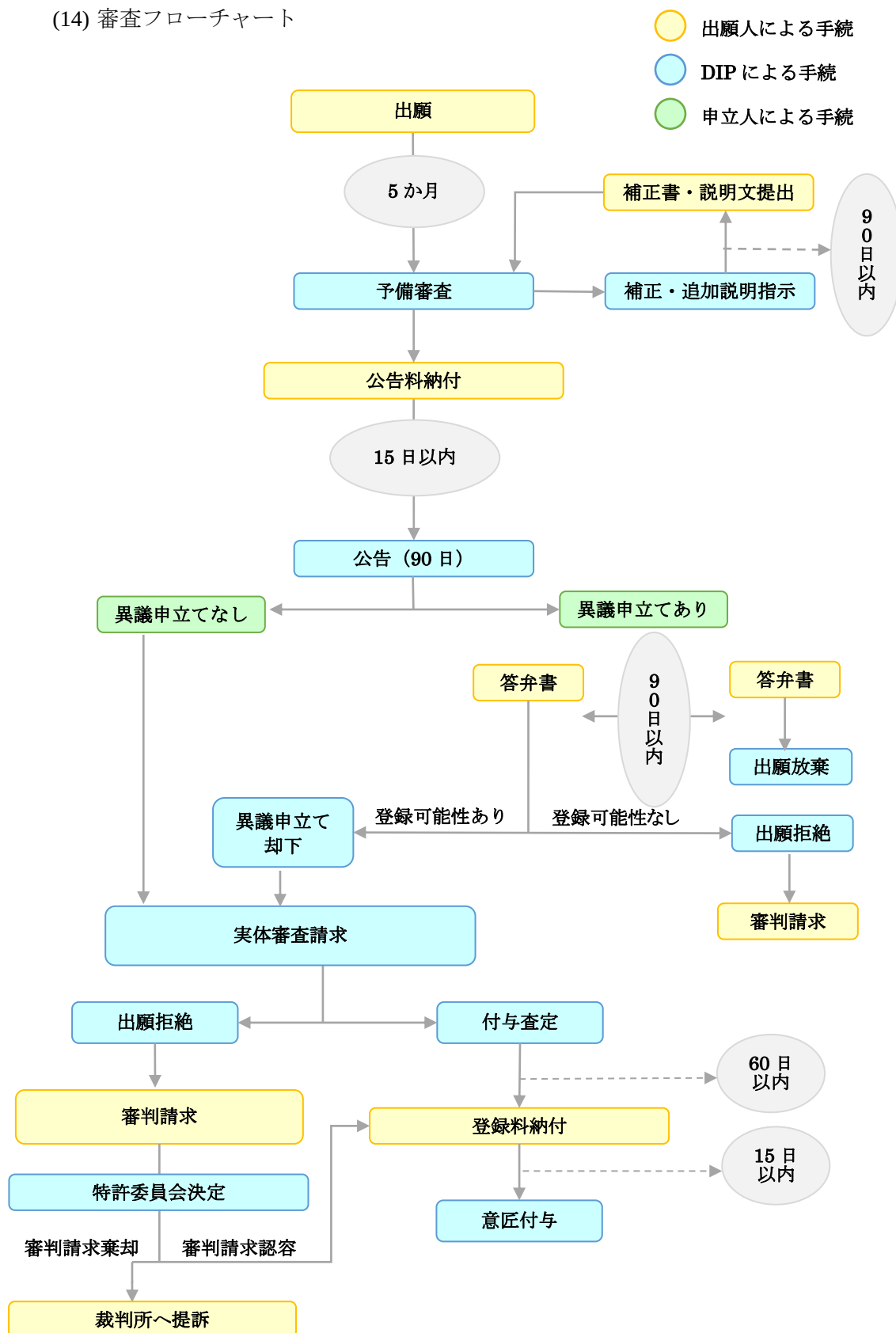
(13) 放棄・取消し

意匠権の放棄・取消しについても、特許権と同様である¹⁴⁷。

¹⁴⁶ 特許法 65 条が準用する特許法 38 条及び 41 条

¹⁴⁷ 特許法 65 条が準用する特許法 53 条及び特許法 64 条

(14) 審査フローチャート



(15) 検索システム

意匠権の検索システムは、特許権の検索システムと同様である。

4. 商標権の取得

(1) 根拠法

タイにおける商標権の取得に関する根拠法は商標法である。

商標法についても原文はタイ語であるが、DIP が参考英訳を¹⁴⁸、日本国特許庁が参考和訳を公表している¹⁴⁹。

(2) 保護対象

① 概要

保護の対象となる商標は、①識別性があり、②商標法に基づいて登録が禁止されておらず、かつ、③他人が登録した商標と同一又は類似でない商標である¹⁵⁰。

商標法において、「商標」とは、他人の商品と異なることを示す目的で自己の商品に関連して使用する又は使用を意図する標章を意味し、「標章」とは、写真、絵画、創作物品、ロゴ、名称、語、句、文字、数字、署名、色彩の組合せ、物の外観、音又はこれらの組合せを意味する¹⁵¹。なお、音商標も保護の対象となっているが、これは 2016 年の商標法改正の際に追加されたものである。また、証明商標及び団体商標も保護の対象である。

② 識別性

識別性とは、公衆又は使用者が、その商標が使用されている商品が他の商品と異なることを識別することを可能にする性質をいい、下記の基本的特徴のいずれかを有している又はそれによって構成されている商標は識別性を有するとみなされる¹⁵²。また、下記に該当しない商標であっても、広く販売又は宣伝されている商品に使用されることによって、識別性を獲得することもある¹⁵³。

(i)	個人名、通常の表記によらない自然人の姓、法人の正式名称であって当該事項に関する法律に従っているもの、又は特別な様式で表示されている商号であって商品の特徴若しくは品質に直接の関連がないもの
-----	---

¹⁴⁸ http://www.ipthailand.go.th/images/781/___1_1.pdf

¹⁴⁹ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>

¹⁵⁰ 商標法 6 条

¹⁵¹ 商標法 4 条

¹⁵² 商標法 7 条 1 段落

¹⁵³ 商標法 7 条 2 段落

(ii)	語又は文言であって、商品の性質又は品質に直接には関連しておらず、かつ、大臣によって定められている地理的表示でないもの
(iii)	創作された語
(iv)	スタイル化された文字又は数字
(v)	特別な様式で表示された色彩の組合せ
(vi)	出願人若しくはその事業に関する前任者の署名又は本人の許可を受けた他人の署名
(vii)	出願人、許可を得た他人、又は親、子孫及び配偶者（いる場合）の許可を得た故人に関する表示
(viii)	創作物品
(ix)	商品の性質又は品質に直接関係していない画像であって、大臣が定める地図又は地理的な場所を示す画像ではないもの
(x)	商品の自然な形態ではない形状、商品の技術的帰結を得るために必要でない形状又は商品に価値を与えない形状
(xi)	商品の性質若しくは品質に直接関係しない音、商品の自然な音ではない音又は商品の機能から生じる音ではない音

③ 登録禁止商標

タイでは、以下の商標（以下「登録禁止商標」という。）は登録が禁止されている¹⁵⁴。

(i)	国の紋章、盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勲章からなる紋章及び記章、官庁印、省、事務局、局又は州の印章
(ii)	タイの国旗、王旗又は公式な旗
(iii)	王室の名称、モノグラム、王室の名称又はモノグラムの省略形
(iv)	王、王妃及び王位継承者の肖像
(v)	王、王妃若しくは王位継承者又は王族を表す名称、語、言葉又は紋章
(vi)	他の国の紋章及び国旗、国際組織の紋章及び旗、他の国の首長の紋章、他の国若しくは国際組織の公式の紋章及び品位管理証、他の国若しくは国際組織の名称及びモノグラム（但し、当該他の国又は国際組織の担当官の許可がある場合は除く。）
(vii)	赤十字の公式記章、紋章及び「Red Cross」若しくは「Geneva Cross」の名称

¹⁵⁴ 商標法 8 条

(viii)	タイの政府、政府機関、公共企業体若しくはその他の政府組織又は外国政府若しくは国際機関が主催した博覧会若しくはコンテストで授与されたメダル、免状、証明書又は標章の外観と同一又は類似の標章（但し、当該メダル、免状、証明書又は標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され、係る商標の一部として使用される場合を除く。）
(ix)	公序良俗に反する標章
(x)	登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の商標又は出所に関して公衆を混同させるおそれのある商標に類似している標章
(xi)	上記の(i)、(ii)、(iii)、(v)、(vi)又は(vii)に類似する標章
(xii)	地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
(xiii)	大臣の告示で定めるその他の商標

④ 類似性

対象となる商標が、同一区分に属する商品又は他の区分に属しているものの同一の性質を有している商品に使用するために他人によって登録されている先行商標と同一又は類似しており、かつ、当該先行商標が使用される商品の所有権若しくは出所に関して公衆が混同若しくは誤認させられるおそれがある場合には、当該商標は登録が認められない¹⁵⁵。

⑤ 証明商標

「証明商標」とは、商品の出所、成分、製造方法、品質若しくは他の特徴、又はサービスの性質、品質、種類若しくは他の特徴を証明する目的で、その所有者が、他人の商品又はサービスに関して使用されることを同意した商標を意味し¹⁵⁶、以下のようなものを指す。

【例】



(ジャスミン米の保証)



(安全農業生産工程の保証)



(イスラム食品の保証)

※ 日本国特許庁公表の商標審査基準和訳¹⁵⁷より抜粋

¹⁵⁵ 商標法 13 条

¹⁵⁶ 商標法 4 条

¹⁵⁷ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_kijun.pdf

証明商標は、商標として保護の対象となっており、一部提出書類や手続等は異なるものの、原則として通常の商標と同様に登録することができる¹⁵⁸。但し、証明商標の権利者は、自己の商品又は役務に関して当該証明商標を使用することはできず、第三者に商品又は役務に関して証明商標の使用を許可する際には、証明商標権者の署名を付した書面で行わなければならない¹⁵⁹。

⑥ 団体商標

「団体商標」とは、同じグループの会社、企業、協会、社団、協同組合、連名、同盟、個人の集まり又は他の民間若しくは政府団体が使用する若しくは使用を意図する商標を意味し¹⁶⁰、以下のようなものを指す。

【例】



(Siam セメントグループ)



(MITR PHOL グループ)



(SANTIBURI グループ)

※ 日本国特許庁公表の商標審査基準和訳より抜粋

団体商標も、商標として保護の対象となっており、原則として通常の商標と同様に登録することができる¹⁶¹。

(3) 出願人の要件及び代理人の要否

商標法には、商標権の出願人の要件は特段定められていないが、商標権の出願を行うためには、出願人又はその代理人がタイにおいて連絡のとれる事務所又は住所を有していなければならない¹⁶²。したがって、タイ国内に居住していない出願人は、出願にあたって、タイ国内の代理人を選任しなければならない。なお、特許権等と異なり、代理人は、タイ国内に居住していれば良く、DIP 長官に登録された特許代理人の資格を有している必要はない。

代理人を選任する場合には、出願の際に委任状を提出する必要がある、外国法人又は外国人による委任状は、原則として、出願人の国の領事又は出願人の国の

¹⁵⁸ 商標法 81 条

¹⁵⁹ 商標法 90 条及び 91 条

¹⁶⁰ 商標法 4 条

¹⁶¹ 商標法 94 条

¹⁶² 商標法 10 条

法律により署名認証権限を付与された公証人による公証が必要である¹⁶³。また、委任状がタイ語以外の言語で作成されている場合にはタイ語の翻訳文に、翻訳者の認証を付して提出する必要がある¹⁶⁴。

(4) 出願手続

① 概要

商標の出願手続は、Ministerial Regulation No. 5 (B.E.2560) (2017) による改正後の Ministerial Regulation (B.E.2535) (1992) issued under the Trademark Act (B.E.2534) (以下「商標規則」という。)に定める手続に従って行う必要がある¹⁶⁵、DIP 長官が定める様式による出願書(参考資料 11)を、DIP、地方通商事務局又は DIP 長官が指定するその他の政府機関に、出願料と共に提出して行う¹⁶⁶。DIP が提供するオンラインシステムを通じて出願を行うこともできる点は、特許権・小特許権及び意匠権と同様である。

出願料は、指定商品・役務が 5 つまでの場合には 1 指定商品・役務あたり 1,000 バーツであり、指定商品・役務が 6 つ以上となる場合には 1 区分で 9,000 バーツとなる。

② 出願書

出願書には主に以下の事項を記載し、出願人の ID カードの写しを添付した上で提出しなければならない¹⁶⁷。音商標の場合には、当該音を明確に記述し、当該音の録音を提出しなければならない¹⁶⁸。なお、1 つの出願で複数区分に関する出願を行うことも可能である¹⁶⁹。

出願書はタイ語で記載しなければならず¹⁷⁰、対象となる商標が外国語の場合には、その発音及び意味をタイ語で記載しなければならない¹⁷¹。

	出願書記載事項
(i)	出願人の情報
(ii)	代理人の情報
(iii)	タイ国内の連絡先

¹⁶³ 商標規則 5 条 1 段落(1)

¹⁶⁴ 商標規則 8 条

¹⁶⁵ 商標法 11 条 1 段落

¹⁶⁶ 商標規則 2 条 1 段落及び 3 段落

¹⁶⁷ 商標規則 10 条

¹⁶⁸ 商標規則 11 条の 2

¹⁶⁹ 商標法 9 条

¹⁷⁰ 商標規則 2 条 2 段落

¹⁷¹ 商標規則 12 条 1 段落

(iv)	出願する商標
(v)	(商標が外国語の場合には) 出願する商標のタイ語翻訳
(vi)	指定区分及び指定商品・役務
(vii)	色彩の組合せを登録する場合には、その詳細
(viii)	形状を登録する場合には、その詳細及び写真
(ix)	出願前の使用の有無

③ 優先権主張

前記のとおり、タイはパリ条約に加盟しているため、パリ条約加盟国の国民であって、加盟国において商標出願を行っている出願人は、出願した商標についてタイで優先権を主張することができる。優先権を主張するためには、外国での最初の商標出願日から 6 か月以内にタイで商標出願を行う必要がある¹⁷²。

④ マドプロ出願

タイは、2017 年 11 月 7 日を効力発生日として、マドリッド協定議定書に加盟しており、同協定に基づいてマドプロ出願を利用することもできる。なお、タイにおける商標出願を基礎出願としてマドプロ出願を行えるのは、以下のいずれかに該当する者に限られている¹⁷³。

(i)	タイ国民又はタイに主たる営業所を有する法人
(ii)	タイに住所を有している者
(iii)	タイに現実の工業上又は商業上の営業所を有している者

⑤ 自発補正

出願人は、審査手続中いつでも、出願内容の補正を求めることができる¹⁷⁴。但し、当該補正が、登録を求める商標の重要な部分を対象とする場合又は指定商品・役務を追加する場合には、補正は認められず、新たな出願を行わなければならない¹⁷⁵。

(5) 審査

① 概要

出願書類が提出された後、審査官は、(i)出願書類が商標法及び商標規則に従

¹⁷² 商標法 28 条 1 段落

¹⁷³ 商標法 79-4 条

¹⁷⁴ 商標規則 13 条

¹⁷⁵ 商標規則 14 条

って作成されているか、(ii)登録禁止商標に該当しないか、(iii)当該商標が識別性を有するか、(iv)先行商標との同一性又は類似性がないか等についての審査を行う¹⁷⁶。なお、審査官による審査の基準・審査方法は、DIP が公表している「商標審査基準」に詳細が規定されており¹⁷⁷、日本国特許庁が参考和訳を公表している¹⁷⁸。

審査官は、審査の過程で、出願人に口頭陳述又は書面による説明を要求すること、外国語の書類又は証拠について期間を定めてタイ語翻訳文の提出を求め、又は第三者に事実、説明、助言又は意見を陳述することを求めることができる¹⁷⁹。

② 補正命令

審査の結果、審査官が、(i)出願された商標の要部でない部分が登録禁止商標に該当する場合、又は(ii)出願された区分が明確でない、出願人及び代理人がタイ国内に住所を有していない若しくは出願書類が商標法及び商標規則に従って作成されていないと判断した場合には、出願人に対して、補正を命令する通知を送付することができる¹⁸⁰。出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に補正を行うことができ、60 日以内にこれに応じない場合には出願は取り下げられたとみなされる¹⁸¹。

③ 権利不要求（ディスクレーム）命令

審査の結果、審査官が、出願された商標が、全体としては保護の要件を満たすものの、同種又は同類の商品に関する業務に慣用されている標章の一部を含んでおり、当該部分については出願人が排他権を持つことができない若しくは当該部分が識別性を有していないと判断した場合には、出願人に対して、当該部分の排他権の不要求又は出願人の権利を確定するために審査官が必要と認めるその他の権利放棄を行うよう命令する通知を送付することができる¹⁸²。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に審査官の命令に従って権利不要求（ディスクレーム）申請を行うことができ、60 日以内にこれに応じない場合には出願は取り下げられたとみなされる¹⁸³。

¹⁷⁶ 商標法 13 条及び 15 条

¹⁷⁷ <http://www.ipthailand.go.th/images/2284/PManualTM2559.pdf>

¹⁷⁸ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_kijun.pdf

¹⁷⁹ 商標法 12 条

¹⁸⁰ 商標法 15 条

¹⁸¹ 商標法 19 条

¹⁸² 商標法 17 条

¹⁸³ 商標法 19 条

④ 拒絶査定

審査の結果、審査官が、出願された商標全体又はその要部が識別性がない、登録禁止商標に該当する又は他人が登録した商標と同一若しくは類似している場合には、出願人に対して、遅滞なく、当該出願を拒絶する旨及びその理由を通知しなければならない¹⁸⁴。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に、商標委員会に対して審判を請求する権利を有する¹⁸⁵。

⑤ 出願公告

審査の結果、審査官が登録要件を満たしていると判断した場合、当該出願は商標出願公報において公告されるとともに、DIP 内の公共の場所において掲示される¹⁸⁶。

審査官は、公告後に、当該商標が登録要件を満たさず、公告を取り消す必要があると判断した場合には、当該公告を取り消した上で、出願人に対してその理由を遅滞なく通知しなければならない¹⁸⁷。出願人は、当該公告取消決定に対して、当該通知の受領日から 60 日以内に商標委員会に対して審判を請求することができる¹⁸⁸。

(6) 異議申立て

公告された商標出願に関して、自己が優先する権原を有している、当該商標が登録要件を満たしていない、又は商標法の規定に反していると考える者は、公告日から 60 日以内に、異議申立てを行うことができる¹⁸⁹。

異議申立てがなされた場合、審査官は、出願人に対して、遅滞なく異議申立書の写しを送付する¹⁹⁰。出願人は、異議申立書の受領後 60 日以内に異議申立てに対する意見書を提出しなければならないが、60 日以内に意見書を提出しない場合には、当該出願は取り下げられたとみなされる¹⁹¹。なお、出願人は、当該期限内に意見書を提出できない場合には、当該期限の延長を求めることができ、最長で 60 日の延長が認められる¹⁹²。

審査官は、異議申立てについて審議及び決定を行うにあたって、異議申立人及

¹⁸⁴ 商標法 16 条

¹⁸⁵ 商標法 18 条

¹⁸⁶ 商標法 29 条及び商標規則 15 条

¹⁸⁷ 商標法 30 条 1 段落

¹⁸⁸ 商標法 31 条 1 段落

¹⁸⁹ 商標法 35 条 1 段落

¹⁹⁰ 商標法 36 条 1 段落

¹⁹¹ 商標法 36 条 2 段落及び 3 段落

¹⁹² 商標規則 26 条 1 段落

び出願人に対して、追加の陳述書、意見書又は証拠の提出を命じることができる¹⁹³。審査官は、提出された陳述書、意見書及び証拠等を検討した上で、異議申立てに対する決定を行い、遅滞なく、出願人及び異議申立人に通知しなければならない¹⁹⁴。出願人又は異議申立人は、当該決定に不服がある場合には、決定書の受領日から 60 日以内に商標委員会へ審判請求を行うことができる¹⁹⁵。

(7) 登録査定

公告後、異議申立期間内に異議申立てがなされなかった場合、又は異議申立てがなされたが、異議申立てを却下する決定がなされた場合には、審査官は当該商標を登録する決定を下し、その旨を出願人に通知する¹⁹⁶。

出願人は、当該通知の受領日から 60 日以内に、登録料（指定商品・役務が 5 つまでの場合には 1 指定商品・役務あたり 600 パーツ、指定商品・役務が 6 つ以上の場合には 1 区分あたり 5,400 パーツ）を支払わなければならない、出願人が期限内に登録料を納付した場合には、商標登録証（参考資料 12）が発行される¹⁹⁷。

一方、出願人が、期限内に登録料を支払わない場合には、当該出願は放棄されたとみなされる¹⁹⁸。

(8) 早期審査制度

DIP は、2021 年 4 月より、商標出願の早期審査制度である「ファーストアクション・ファストトラック」制度を導入した。同制度では、以下の要件を満たす商標出願は、自動的に早期審査の対象となり、審査官は、出願日から 6 か月以内に最初の審査結果（ファーストアクション）を出願人に通知しなければならない。

①	指定商品・役務の合計数が 50 以下であること
②	DIP が指定する指定商品・役務を選択していること
③	補正、譲渡又は使用による識別性の取得が請求されていないこと

(9) 審判制度

① 審判機関

商標出願に関する審判手続は、DIP 内に設置されている商標委員会において

¹⁹³ 商標法 36 条 3 段落

¹⁹⁴ 商標法 37 条 1 段落

¹⁹⁵ 商標法 37 条 2 段落

¹⁹⁶ 商標法 40 条 1 段落及び 2 段落

¹⁹⁷ 商標法 43 条 1 段落

¹⁹⁸ 商標法 40 条 2 段落

審判手続が実施される。商標委員会は、DIP 長官を議長とし、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標権に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者から構成され、有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から任命される¹⁹⁹。委員の任期は 4 年間で再任可能となっている²⁰⁰。

② 審判対象

商標委員会における審判の対象は、審査官による商標出願の拒絶査定、補正命令、公告命令の取消、異議申立てに関する決定、商標取消命令、又は商標取消請求・不使用取消請求等であり、原則として利害関係人のみが、商標委員会に審判を申立てることができる。

③ 申立手続

利害関係人は、審査官による決定・命令に対して不服がある場合には、当該決定・命令を受領した後 60 日以内に、商標取消請求・不使用取消請求の場合は何時でも、審判を申立てることができる。

申立ては、所定の申立書及び申立に関連する証拠書類（もしあれば）を、商標委員会又は DIP 長官が指定するその他の政府機関に提出することで開始される²⁰¹。但し、証拠書類を申立と同時に提出できない場合には、申立から最長で 60 日間、証拠書類の提出の延期を求めることができる²⁰²。なお、提出書類がタイ語でない場合には、翻訳証明付きのタイ語翻訳の提出が必要であり、外国人又は外国法人が作成した委任状には、原則として公証が必要である²⁰³。

④ 商標委員会の審決

審判の申立てがあった場合、商標委員会は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定を行う²⁰⁴。

⑤ 審決に対する不服申立

審決に対して不服がある場合には、審決の受領日から 90 日以内に裁判所に不服申立をすることができる²⁰⁵。90 日以内に提訴されなかった場合には、商標

¹⁹⁹ 商標法 95 条

²⁰⁰ 商標法 97 条

²⁰¹ The Trademark Board Regulations 2018（以下「**商標委員会規則**」という。）6 条

²⁰² 商標委員会規則 10 条

²⁰³ 商標委員会規則 11 条

²⁰⁴ 商標法 99 条

²⁰⁵ 商標法 38 条

委員会の審決は確定する²⁰⁶。

(10) 保護期間

商標の保護期間は、登録日（出願日）から 10 年であり、更新可能である²⁰⁷。

更新を希望する場合、商標権者は、保護期間満了日の 3 か月前から期間満了日までに更新を申請するとともに、更新料（指定商品・役務が 5 つまでの場合には 1 指定商品・役務あたり 2,000 パーツ、指定商品・役務が 6 つ以上の場合には 1 区分あたり 18,000 パーツ）を納付しなければならない²⁰⁸。なお、保護期間満了後であっても、6 か月以内であれば、20%の割増手数料を支払うことにより更新することが可能である²⁰⁹。

商標権者が、期間内に更新をしない場合には、当該商標は取り消される²¹⁰。

(11) 譲渡・ライセンス

商標者は、商標権の全部又は一部を第三者に譲渡又はライセンスすることができる²¹¹。譲渡又はライセンスを行った場合には、その旨を DIP に登録する必要があり、登録に際しては譲渡契約又はライセンス契約を DIP に提出しなければならない²¹²。

(12) 放棄・取消し

商標権者は、DIP に所定の様式を提出することにより、商標権を放棄することができる²¹³。

また、商標権が登録要件を満たさないと考える者は、商標委員会に対して、当該商標権の取消しを請求することができ²¹⁴、商標登録から 5 年以内に当該商標に関して優先権を有することを証明できる者は、裁判所に対して、当該商標権の取消しを請求することができる²¹⁵。

²⁰⁶ 商標法 39 条。なお、商標法上、異議申立に関する決定に対する不服申立に関する審決以外の商標委員会の決定は最終であると規定されている（商標法第 18 条）が、最高裁判所通達（Supreme Court's Decision No.7024/2549）により、商標委員会の決定は適法（legal）の場合のみ最終になるとされており、誤りがある場合には最終とならずに裁判所に提訴可能となっている。

²⁰⁷ 商標法 42 条、53 条及び 54 条

²⁰⁸ 商標法 54 条 1 段落

²⁰⁹ 商標法 54 条 2 段落

²¹⁰ 商標法 56 条

²¹¹ 商標法 49 条及び 68 条

²¹² 商標法 51 条、68 条、商標規則 32 条が準用する商標規則 19 条及び商標規則 45 条

²¹³ 商標法 57 条

²¹⁴ 商標法 61 条

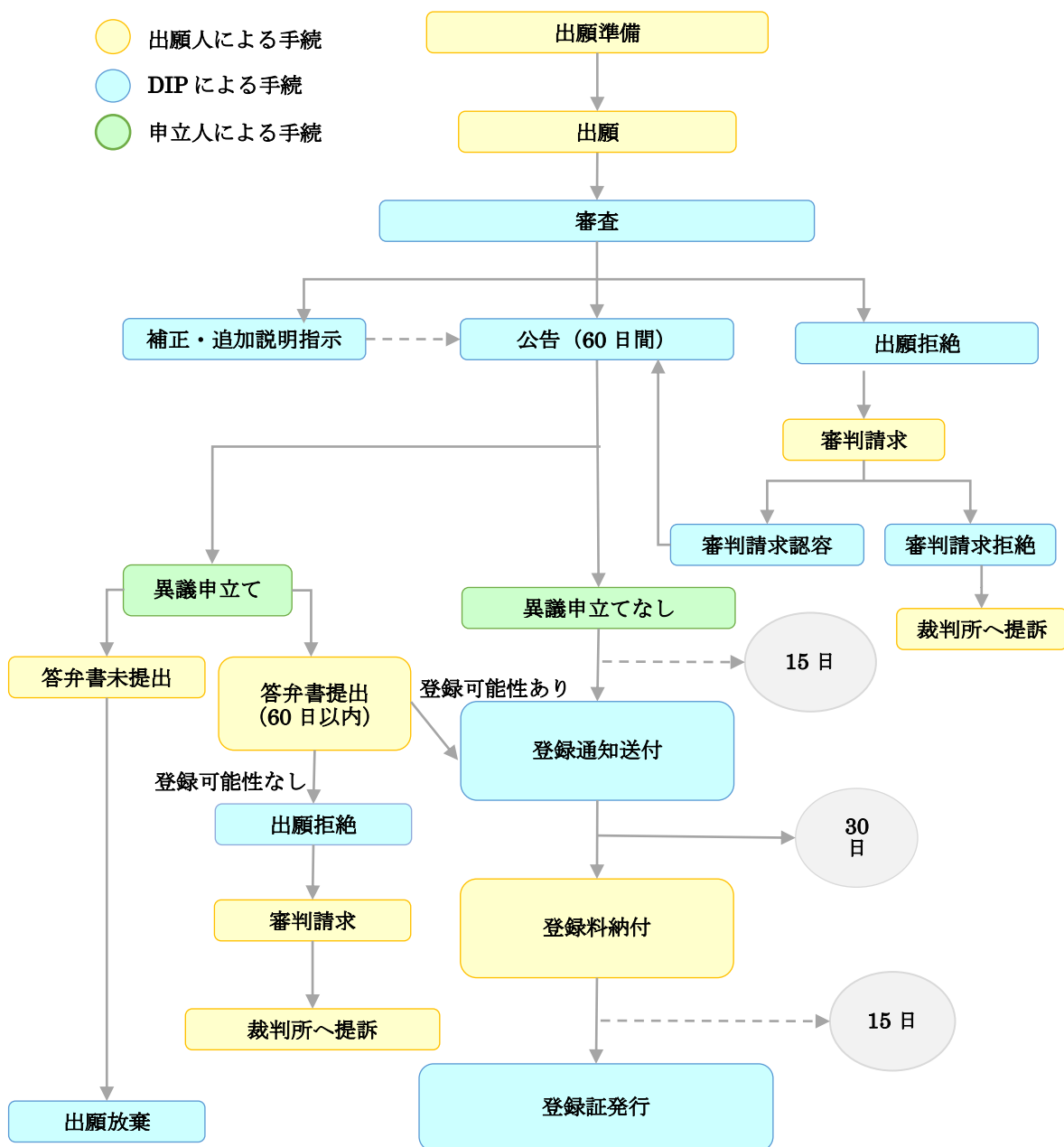
²¹⁵ 商標法 67 条

更に、商標権者が、商標の登録を求める際に登録される商品に関してその商標を使用する意図がなく、実際に当該商品に関してその商標の使用がない又は直近 3 年間に使用がない場合には、利害関係人又は審査官は、当該商標の取消しを商標委員会に請求することができる²¹⁶。但し、当該商標の不使用が通商上の特別な事情によるものであり、商標を使用しない又は放棄する意図によるものではない場合にはこの限りではない²¹⁷。

²¹⁶ 商標法 63 条

²¹⁷ 商標法 63 条

(13) 審査フローチャート



(14) 検索システム

DIP は、オンラインによる商標権の検索システムを提供している。英語表示はなく、タイ語でのみ表示されているものの、アルファベットでの検索は可能である。具体的な利用方法は以下のとおりである。

① 検索トップページ

DIP の検索システムには以下の URL よりアクセスすることができる。

<https://tmonline.ipthailand.go.th/DipInternetWeb/trw/01/trw00q001/index.jsf>

[英語への自動翻訳後のトップページ]



ส.บ.บ. เครื่องหมายการค้า
 กรมทรัพย์สินทางปัญญา
 Department Of Intellectual Property



User : you (web2,db1)

Check the similarity of the mark. [how to use](#)

search conditions

The word for the mark to be searched.

mark number

since the number

to the number

owner name

owner name

trademark

first letter

end sound

sound at the end

condition

condition

synonyms

sound of each syllable

figure mark

figure mark

code	caption
no information found	

Page 1/1 Items 0-0/0

② 簡易検索

簡易検索の検索方法は以下のとおりである。

The screenshot shows the DIP (Department of Intellectual Property) Simple Search interface. At the top, there is a header with the DIP logo and the text 'ระบบเครื่องหมายการค้า กรมทรัพย์สินทางปัญญา' (Trademark System, Department of Intellectual Property). Below the header, there is a search bar labeled 'ค้นหาเครื่องหมายที่ต้องการค้นหา' (Search for the trademark you want to search for). To the right of the search bar, there are several filters: 'เลขที่เครื่องหมาย' (Trademark Number), 'ชื่อเจ้าของ' (Owner Name), 'เครื่องหมายการค้า' (Trademark), 'เครื่องหมายรูป' (Trademark Image), 'เครื่องหมายเสียง' (Trademark Sound), and 'จำพวกสินค้า' (Product Class). Each filter has a corresponding input field or dropdown menu. At the bottom of the search results section, there are four buttons: 'แสดงตามเสียง' (Search by sound), 'แสดงตามรายการ' (Search by list), 'แสดงตามรูปภาพ' (Search by image), and 'Reset'. A red box labeled '2' highlights these buttons.

- (i) 上記①のボックス内に、検索したい用語、アルファベット、文章、番号等を入力する。
- (ii) 上記②の赤枠内において、希望の検索結果表示方法（音表示・リスト表示・画像表示）をクリックする。

※ 以下は、キーワードに「ROBOT」と入力して検索した検索結果例

ผลการตรวจสอบความเหมือนคล้ายของเครื่องหมาย [วิธีการใช้งาน](#)

	ลำดับ	เลขที่คำขอ	เลขทะเบียน	สถานะ	ภาษา	จำพวก	เครื่องหมายการค้า	เครื่องหมายเสียง	ชื่อเจ้าของ
☐	1	778755		D	E	25	2 ROBOTS		นางสาว วรรณฯ เข็นสกุลสุข
☐	2	204265	146301	D	E	38	A STORE ROBOT		นางพยอม สุขชัย
☐	3	632351		D	E	11	AC ROBOT, AUTO CLEANING		มัตซุซึกะ อิเลคทริก อินดัสเตรียล โค., แอลทีดี.
☐	4	200128746	211117596	R	E	1	AGROBOT		บริษัท ดวงตะวันเพชร จำกัด
☐	5	200125363		P	E	12,41,42	AI AND ROBOTICS VENTURES		บริษัท เอไอ แอนด์ โรโบติกส์ เวนเจอร์ส จำกัด
☐	6	170138232		D	E	7	APPLIED ROBOTICS, X		บริษัท โรบอท ซิสเต็ม จำกัด
☐	7	935684	161107814	R	E	7	AUTOBOT, ROBOT VACUUM		บริษัท โรบอท เมคเกอร์ จำกัด
☐	8	867549	171128899	R	E	9	BAD ROBOT		แบด โรบอท ไอพี, แอลแอลซี
☐	9	867550	ค408542	R	E	16	BAD ROBOT		แบด โรบอท ไอพี, แอลแอลซี
☐	10	867551		D	E	25	BAD ROBOT		แบด โรบอท ไอพี, แอลแอลซี

หน้า 1/23 รายการที่ 1-10/230

③ その他の検索方法

簡易検索の他、出願番号検索、権利者名検索、複合検索、ウィーン分類検索（図形商標）、音商標検索、ニース分類検索を行うことができる。

III. 管轄機関及びそれぞれの所掌範囲、権限

1. 知的財産局

(1) 概要

知的財産局（DIP）は、主に、知的財産権の保護を含む、知的財産権の創造や商業的利用の促進を担う機関である。近時、DIP は、知的財産権のエンフォースメントにおける中心的な役割を担っている。

(2) 所掌範囲、権限等

知的財産局（DIP）の権限及び責務は以下のとおりである²¹⁸。

- ① 集積回路（トポグラフィー）の保護に関する法律、地理的表示の保護に関する法律、営業秘密に関する法律、商標権に関する法律、著作権に関する法律、特許権に関する法律、光ディスク製造の保護に関する法律、その他知的財産権の保護に関する施策の実施等に関連する法律
- ② 知的財産権の保護に関する政策の実施
- ③ 国際協定又はタイが加盟した協力体制に基づく知的財産権保護のための登録に関する政策
- ④ タイ国内外における知的財産権保護の促進
- ⑤ タイ国内外の状況の変化に応じた知的財産権の保護に関する法律の改正・改定による効率化の実現
- ⑥ 知的財産権侵害の抑制、権利の公正な使用の促進、取引規律の規定に関する政策の実施
- ⑦ 知的財産権の創造、管理、商業的利用の促進
- ⑧ 仲介及び仲裁を通じた知的財産権紛争の解決
- ⑨ その他法規により DIP の責務と規定された、又は閣僚評議会から委託されたもの

2. 法務省特別捜査局

(1) 概要

法務省特別捜査局（DSI）は、犯罪の防止・抑止を行うとともに、金融に係る犯罪、知的財産権に係る犯罪、租税犯罪、消費者保護や環境に係る犯罪、サイバ

²¹⁸ 知的財産局、[<https://www.ipthailand.go.th/th/duty2.html>], 2021

一犯罪、汚職、その他公共の平和と秩序、国民のモラル、国家の安全、国際関係、経済・金融システムに深刻な悪影響を及ぼす重大な犯罪などの特別事件の捜査を行う。また、DSI はクロスボーダーの組織犯罪やその他のホワイトカラー犯罪に関する捜査も担う。

(2) 所掌範囲、権限等

DSI の権限及び責務は以下のとおりである²¹⁹。

- ① 特別捜査関連法（the Special Case Investigation Act）及び関連法に基づいて設立された特別事件局（the Board of Special Case）の管理業務の実施
- ② 特別捜査関連法及び特別事件局で定められた法令による特別事件の防止、抑制、捜査
- ③ 特別事件局の任務遂行及び特別事件の防止、抑制、捜査に必要な情報の研究、収集、分析
- ④ 特例捜査に関する教育・研修・体制整備、及び DSI 職員の知識向上と業務遂行能力の評価
- ⑤ DSI を監督する法令及びその他の関連法規に基づく責務の履行
- ⑥ DSI を監督する法令又は大臣若しくは内閣の委任に基づくその他責務の履行

特別捜査関連法（the Special Case Investigation Act）に定められた特別事件とは以下のとおりである²²⁰。

- ① 特別捜査及び証拠収集を要する複雑な刑事事件
- ② 公共の秩序、善良な風俗、国家安全、国際関係、又は、国家の経済若しくは財政に関連する事項に重大な影響を与える刑事事件
- ③ 組織化された犯罪集団又は国境を超える重大犯罪に関連する刑事事件
- ④ 重要人物が主犯、扇動者、又は支持者として関与した刑事事件
- ⑤ 審理官又は DSI の捜査官に対する刑事事件（証拠が十分な場合）
- ⑥ 3 分の 2 の多数によって、特別事件局が捜査すべきであると判断した刑事事件

²¹⁹ 法務省特別捜査局、[<https://www.dsi.go.th/en/Detail/Mission-and-Duty>], 2021

²²⁰ 特別捜査関連法（the Special Case Investigation Act）第 21 条

3. 検察庁

(1) 概要

検察庁は、全国の刑事事件の起訴と訴訟の機能を持つ唯一の官庁である。

また、検察庁の部局、知的財産権・国際貿易訴訟局は、知的財産権及び国際貿易に関連する事件の起訴を扱う。知的財産権及び国際貿易に関連する事件を起訴するかどうかを決定する際、国家警察又は DSI が証拠を集め、十分な証拠があり、検察官が容疑者を起訴することに同意した場合、事件はさらなる手続のため、CIPIT 裁判所へ移行する。

(2) 所掌範囲、権限等

知的財産権・国際貿易訴訟局は 4 つの部門に分かれており、大まかに、第 1 管区乃至第 3 管区において、各警察署が設置された地域における刑事事件を担当し、第 4 管区が多くの民事事件を担当する²²¹。

4. 税関

(1) 概要

税関は、貿易の円滑化、国家の物流システムの促進、徴税、国家経済の促進、税関管理システムを通じた社会保護という使命を担っている。これらの使命を果たすため、税関は、模倣品の輸入を取り締まる権限を有する。なお、当該取り締まりにあたって、知的財産権者による告訴状の提出等は要求されない。

なお、タイには、主要港湾に 6 つの税関があるほか、4 つの地域を監督する 48 の税関署が存在する。

(2) 所掌範囲、権限等

税関の権限及び責務は以下のとおりである²²²。

- ① 関税法及び関税率関連法の実施
- ② 財務省への関税率や関税に係る政策の提案
- ③ 課税政策を通じた製造業及び輸出産業の促進
- ④ 関税に係る犯罪の防止及び抑止

²²¹ 知的財産権・国際貿易訴訟局 [http://www.ppty.go.th/index.php/2013-09-25-09-31-51], 2021

²²² 税関 [http://www.customs.go.th/data_files/e16862d3174e9274b07d4528be260161.pdf], 2021

- ⑤ 法令又は財務省により命じられた他の任務の実施

5. 経済犯罪制圧部

(1) 概要

経済犯罪制圧部（The Economic Crime Suppression Division : ECD）は、警察庁管轄下の機関の一つで、知的財産権、銀行、税金、その他の経済事件を扱う。また、ECD は、タイ国内のいかなる場所であっても知的財産権に係る事件を取扱うことができる。但し、ECD による摘発のためには、知的財産権者による告訴を要する。

(2) 所掌範囲、権限等

ECD の権限及び責務は以下のとおりである²²³。

- ① 国王、王女、王位継承者、王族の安全維持
- ② 経済犯罪の防止と抑止
- ③ 法の支配に基づく公正の維持
- ④ 社会秩序及び国家安全の維持
- ⑤ 人材育成及び情報技術の向上

6. 技術犯罪制圧部

(1) 概要

技術犯罪制圧部（Technology Crime Suppression Division : TCSD）は、タイ警察庁の部門分離に関する勅令により 2009 年に設立された。その主な任務は、知的財産権の侵害、電子取引、オンラインポルノに関連する犯罪を阻止又は防止することである。

(2) 所掌範囲、権限等

TCSD は、刑法、刑事訴訟法、コンピューターに関連する法律に基づき、技術犯罪を抑止する権限を有する。疑わしい活動、又は技術的若しくはコンピューターに関連する犯罪を発見した場合、TCSD に報告して支援、援助、助言を求める

²²³ ECD

[<https://ecd.police.go.th/%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%A2%E0%B8%A7%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B9%80%E0%B8%A3%E0%B8%B2/>], 2022

ことが可能である²²⁴。

また、TCSD は以下のとおり 3 つの部門と 1 つのサポートグループに分かれている。

第 1 部門：	コンピューターシステムに関する犯罪を取扱う部門
第 2 部門：	犯罪の道具としてコンピューターが使用される犯罪を取扱う部門
第 3 部門：	違法なコンピューターデータをアップロードする犯罪を取扱う部門
技術事件サポートグループ：	インターネットを利用した迅速な対応や、技術に関する事例の提供をする部門

7. タイ情報技術犯罪抑制作業部会

(1) 概要

タイ情報技術犯罪抑制作業部会（Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression : TACTICS）は、過去数年間で複雑化した事件に対応するため、専門的な知識と経験を持つ警察官を構成員として設立された。TACTICS は、タイ警察の下部組織であり、その権利と義務は警察組織と同様である。TACTICS が事件を取扱うためには、知的財産権者が訴状を提出する必要がある。

(2) 所掌範囲、権限等

TACTICS の権限及び責務は以下のとおりである²²⁵。

- ① タイ警察の方針に従って、情報技術犯罪の調査、防止及び抑制をすること
- ② 他の機関の任務遂行をサポートすること
- ③ 情報義務犯罪及びその他の犯罪に関連する訴状を受理すること

²²⁴ TCSD [<https://tcsd.go.th/product-landing/?playlist=b6693eb&video=d44ae19>], 2021

²²⁵ TACTICS [<https://pct.police.go.th/>], 2021

8. 知的財産侵害抑制小委員会

(1) 概要

2016 年、知的財産権侵害への取り組みの効率化、知的財産権保護の強化をし、知的財産権侵害に対する国家の姿勢を示すことを目的として創設された。

(2) 所掌範囲、権限等

知的財産侵害抑制小委員会の権限及び責務は以下のとおりである。

- ① 国家の知的財産権に係る管理行動計画の枠組及びスケジュールの策定、並びに当該計画の遵守の確保
- ② 他の組織とともに、政府行動計画の監督、管理、促進、調査、他の関係機関とともに、政府の計画に従って監督、検査、進捗の指示又は評価を行うこと
- ③ 政府からの指示に従い、ワーキンググループを指導し、又は責任者を指定して行動させること
- ④ 専門家、政府職員、従業員から入手した、情報、事実・見解、及び書類・証拠の開示、関係者の招聘
- ⑤ 情報の配信、知的財産権に係る管理行動計画の促進
- ⑥ 定期的に小委員会の行動結果を報告し、知的財産権に係る委員会で設定された問題に対処すること

9. 中央知的財産国際貿易裁判所

(1) 概要

中央知的財産国際貿易裁判所（CIPIT 裁判所）は、検察庁から送致される事件を取扱うほか、CIPIT 裁判所に直接提起された事件を取扱う。

CIPIT 裁判所に事件が直接提起される場合、知的財産権者が訴状を提出した後、CIPIT 裁判所は、知的財産権者が一応の証拠（prima facie case）を有するか否か検討し、事件を受理するか、審理を継続するかを判断する。

また、知的財産権者は、CIPIT 裁判所の判決に対して、特別控訴裁判所（Court of Appeal for Specialized Cases）に上訴することができ、更に最高裁判所に上訴することもできる。

(2) 所掌範囲、権限等

中央知的財産国際貿易裁判所創設、並びに、知的財産権事件及び国際貿易事件の手續に関する法律（the Establishment of Intellectual Property and International Trade Court and the Procedures of Intellectual Property and International Trade Trial Act B.E.2539）によると、CIPIT 裁判所が管轄するのは6つの地域であるが、地方には、中央知的財産国際貿易裁判所は設立されていないため、現在、CIPIT 裁判所の管轄はタイ全土となっている²²⁶。

他方、民事事件の場合、原告は被告の戸籍所在地を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。刑事事件の場合、当該刑事事件が発生した場所、被告人の戸籍所在地、又は被告人が逮捕された場所を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない。

CIPIT 裁判所の権限及び責務は以下のとおりである。

- ① 知的財産法に関する民事・刑事事件（商標法、著作権法、特許法、刑法 271 条～275 条に基づく事件）
- ② 技術移転やライセンスに関する契約に起因する民事事件
- ③ 中央知的財産国際貿易裁判所創設、並びに、知的財産権事件及び国際貿易事件の手續に関する法律（the Establishment of Intellectual Property and International Trade Court and the Procedures of Intellectual Property and International Trade Trial Act B.E.2539）に基づく、商品又は金融商品、サービス、運送、保険の国際的な販売、交換、及びその他の関連する法律行為に関する民事事件

10. デジタル経済社会省

(1) 概要

デジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society : MDES）の任務は、経済又は社会に対して影響を与えるあらゆるデジタル開発について、戦略又は計画の策定、提案、監督、規制、評価することである。また、国家のサイバーセキュリティを確保するだけでなく、国際社会におけるパフォーマンス向上を可能にする技術を採用するための対応も行う。

MDES は①タイ電話公社（Telephone Organization of Thailand : TOT）、②

²²⁶ CIPIT 裁判所 [<https://ipitc.coj.go.th/th/content/page/index/id/191167>], 2021

タイ通信公社（Communications Authority of Thailand : CAT）、③タイ郵便株式会社（Thailand Post Company Limited）、④デジタル経済振興庁（Digital Economy Promotion Agency : DEPA）、⑤電子取引開発機構（Electronic Transactions Development Agency : ETDA）の5つの組織を有する²²⁷。

(2) 所掌範囲、権限等

MDES は、オンラインにおける権利侵害（online infringement）を構成すると考えられるコンピューターのデータの削除や拡散の停止を裁判所に直接要求する権限を有している²²⁸。また、裁判所の許可に基づいて、国家放送通信委員会（National Broadcasting Telecommunications Commission : NBTC）やインターネットサービスプロバイダーに対して、違法コンテンツのブロックを支援するように直接命令することができる。

11. 国家放送通信委員会

(1) 概要

国家放送通信委員会（National Broadcasting Telecommunications Commission : NBTC）は、国家の放送・通信の規制機関である。その任務は、放送、電気通信活動に関するマスタープランを策定することにより、国内の全ての放送・電気通信サービスを規制することである。また、放送・電気通信サービスの基準やカテゴリーの設定、放送・電気通信サービスのための周波数使用の許可や規制、放送・電気通信事業者へのライセンスの付与などを行う。

また、NBTC は、他の政府機関と協力して、オンラインでの模倣品や侵害品の拡散を阻止することも行う。

(2) 所掌範囲、権限等

NBTC の権限及び責務は以下のとおりである²²⁹。

²²⁷ Overview of MDES [<https://www.mdes.go.th/about>], 2021

²²⁸ コンピューター犯罪法（the Computer-related Crime Act B.E.2560）

²²⁹ The authorities and the responsibilities of the NBTC

[<https://www.nbtc.go.th/About/%E0%B8%AD%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B2%E0%B8%88%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B8%B2%E0%B9%89%E0%B8%97%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B8%84%E0%B8%A7%E0%B8%B2%E0%B8%A1%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%9C%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B8%8A%E0%B8%AD%E0%B8%9A%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%81%E0%B8%AA%E0%B8%97%E0%B8%8A/LineTelecom.aspx?lang=en-us>], 2021

- ① 電気通信又は無線通信サービスにおける周波数及び無線通信機器の使用の許可及び規制、許可の基準及び手順、条件、又は許可料を定める
- ② 利用者に品質、効率、適時性、信頼性、及び公正さを備えたサービスが提供されることを保証するために、電気通信事業を許可及び規制し、許可の基準及び手順、条件、又は許可料を定める
- ③ 電気通信番号の使用を許可及び規制し、許可の基準及び手順、条件、又は許可料を定める
- ④ 利用者、サービス提供者、投資家にとって公正であるように、又は公共の利益の観点から電気通信サービス事業者間で公平になるように、同種の事業、他の種類の事業の両方で、ネットワークへのアクセスと相互接続のための基準と手続、及び電気通信サービスのアクセス又は相互接続料金の設定のための基準と手続を定める
- ⑤ 公共の利益の観点から、ユーザーとサービスプロバイダーにとって公平になるように、電気通信サービスの関税構造と価格構造を設定すること
- ⑥ 電気通信サービス及び無線通信サービスの基準及び技術仕様を設定すること
- ⑦ 電気通信サービスにおける反競争的行為又は不公正な競争を防止するための措置を定める
- ⑧ 普遍的かつ平等な電気通信サービスの提供の拡大のための措置を定める
- ⑨ 公衆の権利及び自由を事業者の搾取から保護し、個人のプライバシー権と通信手段による通信の自由を保護し、幅広い電気通信サービスへのアクセス・利用を促進することにより、人々の権利、自由、平等を促進すること
電気通信サービスに関する監視及びアドバイスの提供

IV. 知的財産権のエンフォースメント

1. 権利者自らによる対策

(1) 知的財産権の登録状況の確認

自社製品・商品の模倣疑義品を発見した場合に最初に行うべき対処は、当該製品・商品に関する知的財産権の登録状況の確認である。これは、行政的救済、民事救済又は刑事救済を求めるためには、原則として登録された知的財産権を保有していることが必要となるからである。なお、商標権については、未登録の場合であっても、商標権所有者の商品として商品を詐称した者に対して、パッシングオフ（詐称通用）の訴訟を提起することができる²³⁰。

更に、模倣疑義品の製造者や販売者等が判明している場合には、当該製造者又は販売者が模倣疑義品に関する知的財産権を登録しているか否かについても確認しておくことが望ましい。

知的財産権の登録状況の確認においては、以下の点を確認することが重要となる。

①	登録状況	登録済、出願済、審査中、公開の有無、係争中か否か等
②	権利者	日本本社（又は他の国の法人）かタイ国内法人か
③	有効期間	有効期間中であるか、有効期間の満了日はいつか
④	権利範囲	特許の場合にはクレーム・明細の内容、商標の場合には指定区分や指定商品・役務等
⑤	ライセンスの有無	第三者へライセンスしているか否か
⑥	取消可能性の有無	当該知的財産権が取り消されるリスクはないか（商標の場合には実際に使用実績があるか等）

(2) 侵害の有無の検討

権利執行を行うためには、模倣疑義品が自社の知的財産権を「侵害」していることが必要である。したがって、模倣疑義品をテスト購入した上で、模倣疑義品と自社の知的財産権を比較し、侵害行為があるか否かを検討しなければならない。

検討にあたっては、必要に応じて外部業者に委託して、鑑定を行っておくことも有益である。これは、将来的に裁判所や警察等に対して証拠書類として提出する場合には、社内の鑑定結果よりも外部の専門家による鑑定結果の方が、一般的

²³⁰ 商標法 46 条 2 段落

に証拠能力が高いからである。なお、タイにおいては鑑定業務を提供している公的機関は存在せず、法律事務所等に委託することが一般的である。

(3) 証拠の収集

後記のとおり、模倣疑義品に対する最初のアクションは警告状の送付となることが一般的であるが、警告状を送付した場合には、模倣疑義者（販売者及び／又は製造者）が模倣疑義品やその他の証拠物を隠滅したり、行方をくらましたりするおそれがある。

そのため、警告状を送付する前に侵害行為の証拠を収集しておくことが必要である。具体的には、模倣疑義品のテスト購入、販売店・製造工場等の写真撮影、販売・製造の期間、数量及び金額等の情報収集、販売者・製造者のウェブサイトや模倣疑義品を販売している EC サイトの保存、模倣疑義者の法人登記情報の取得等を行うことが有益である。

(4) 警告状の送付

模倣対象となった製品・商品に関する知的財産権が有効に登録されており、かつ、模倣疑義品が自社の知的財産権を侵害していることが確認できた場合に、模倣疑義者に対して、警告状を送付する段階となる。

警告状では、侵害行為の詳細（侵害対象となっている知的財産権の詳細、模倣疑義品の詳細、製造又は販売行為の詳細等）を明記した上で、模倣疑義者に対して要求する内容（製造又は販売行為の中止のみか、（模倣疑義者が販売者の場合には）仕入先・輸入等の開示を求めるか、損害賠償を求めるか等）を具体的に明記することが重要である。また、回答・対応期限を明記し、期限内に回答や対応がない場合には、法的手段を採る旨の記載も必要である。通常、警告状は権利者名義で送付することが多いが、模倣疑義者がある程度の規模の企業・組織である場合には、弁護士名義で送付することも考えられる。

(5) 和解交渉

警告状を受領した模倣疑義者が侵害行為を認めた場合又は和解を求めた場合には、当事者間での和解交渉に入る。

和解交渉は、当事者のみで行う場合も、弁護士が関与して行う場合もあるが、模倣疑義者が弁護士を選任している場合には、権利者も弁護士を選任することが望ましい。なお、和解交渉に入った場合であっても、和解が成立するとは限らないため、和解成立前に早急に模倣品の製造又は販売の停止や破棄を求めるとともに、引き続き証拠収集を行い、模倣品の製造や販売が継続されていないか確認す

べきである。

和解条件が合意された場合には、模倣者が知的財産権の侵害行為を行った旨並びに合意した和解条件（模倣品の製造・販売停止、模倣品の破棄、破棄の期限、賠償金額、具体的な支払方法（一括か分割か）、謝罪広告の内容等）を明記した和解合意書を作成し、締結することとなる。和解合意書は、模倣者が合意した和解条件に従わず、裁判において執行を求める場合には重要な証拠となるため、弁護士に依頼し、有効かつ法的拘束力を持つ内容であることを確保することが重要である。

2. 行政的救済

(1) 概要

行政的救済とは、警察、検察及び裁判所等、裁判手続に関与する政府機関以外の政府機関による救済を指し、知的財産権侵害の場面においては、主に知的財産局による救済を指す。タイにおいて、DIP を利用した行政的救済としては、以下のものが挙げられる。

(2) 知的財産権侵害対策局に対する捜査等実施の申立て

DIP 内には、知的財産権侵害を受けた被害者からの申立てを受領する権限を有する知的財産権侵害対策局（Anti-Intellectual Property Infringement Office）が存在する。

模倣品を始めとした知的財産権侵害を受けた場合、被害者は、知的財産権侵害対策局に対して、捜査及び搜索・差押えの申立てを行うことができる。知的財産権侵害対策局は、申立ての内容を精査し、必要があれば被害者に対して追加の証拠や情報等の提出を求めた上で、警察又は DSI に対して捜査又は搜索・差押えの実施を求めることができ、必要に応じて実際の搜索・差押えに立ち会うこともできる。

このように、知的財産権侵害を受けた被害者は、知的財産権侵害対策局に対して申立てを行うことができるものの、知的財産権侵害対策局自体には捜査権限はなく、そのための人員も有していないため、実際の捜査活動は警察又は DSI が行うこととなる。後記のとおり、被害者は、警察や DSI に対して、直接捜査実施の申立てを行うこともできるため、知的財産権侵害対策局を通じて捜査を求める必要性は低いものの、特許権侵害等、知的財産権に関する高度な知識・判断が求められる事案の場合には、当初から DIP に関与してもらうことで円滑な捜査の実施が期待できる。

(3) 異議申立て及び取消・無効請求

模倣疑義者が、模倣の対象となる知的財産権と同一又は類似の知的財産権を登録しようとする場合又は登録している場合には、DIP に対する異議申立て及び取消・無効請求も、有効な行政的救済手段となる。各知的財産権に関する異議申立て及び取消・無効請求については、前記 II の該当部分を参照されたい。

3. 民事救済

(1) 概要

民事救済とは、民事裁判を通じた救済手段を意味し、知的財産権の権利者は自己の知的財産権の侵害者に対して民事裁判を提起し、損害賠償、侵害行為の中止・停止、模倣品の没収・破棄等を請求することができる。

タイでは、1997 年に、知的財産権に関連する民事及び刑事裁判を専門に審理する中央知的財産国際貿易裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court 以下「**CIPIT 裁判所**」という。）が設立され、知的財産権に関する民事裁判は CIPIT 裁判所で審理される。

CIPIT 裁判所における審理廷は、2 名の法律知識を有する判事と 1 名の技術知識を有する判事補の 3 名で構成され、多数決によって判決が決定される²³¹。

(2) 裁判手続

民事救済を求める権利者は、CIPIT 裁判所に対して、請求の趣旨及び根拠並びに請求を求める救済（損害賠償、侵害行為の中止・停止、模倣品の没収・破棄等）の内容を記載した訴状を、証拠と共に提出する²³²。

訴状を受領した裁判所は、被告に対して召喚状（Writ of Summons）を送付し、被告は召喚状を受領した日から 15 日以内に答弁書及び自己の主張を裏付ける証拠を提出しなければならない²³³。

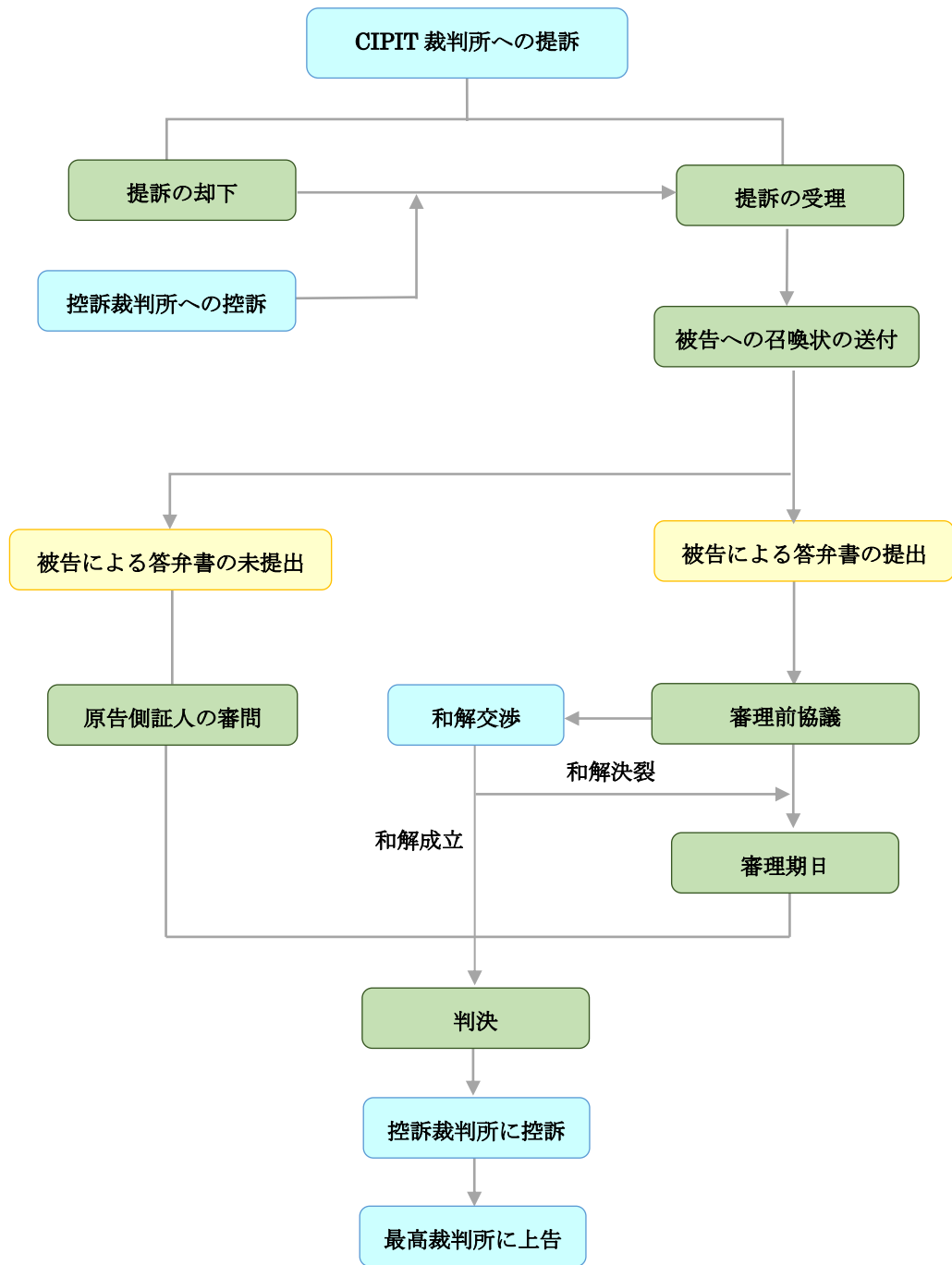
各当事者からの主張及び証拠を受領した後、裁判所は、和解の可否や証人尋問期日及び審問期日の手続・スケジュールを話し合うための審理前協議（Pre-Trial Conference）期日を設ける²³⁴。審理前協議期日において、和解が成立しない場合には、その後証拠調べ、証人尋問、鑑定及び本人尋問等のための期日が開催され、判決が下される。民事裁判手続の流れは以下のとおりである。

²³¹ Act for the Establishment of and Procedure for Intellectual Property and International Trade Court B.E. 2539 (1996) (以下「**CIPIT 裁判所法**」という。) 19 条

²³² Rules for Intellectual Property and International Trade Cases B.E.2540 (1997) (以下「**CIPIT 裁判所規則**」という。) 6 条及び 7 条

²³³ CIPIT 裁判所規則 9 条

²³⁴ CIPIT 裁判所規則 27 条



(3) 仮差止め

知的財産権の権利者は、自己の知的財産権に対して侵害行為が行われている又は行われるという明白な証拠がある場合には、当該行為の仮差止めを CIPIT 裁判所に申立てることができる²³⁵。CIPIT 裁判所は、①仮差止めを認めることに十分な理由があり、かつ、②金銭賠償では権利者の損害を回復することが困難である又は侵害疑義者が損害賠償を行うことができない可能性が高いと判断した場合には、侵害疑義者に対して侵害行為を中止するよう命令を出し、この際に侵害疑義者が被る可能性のある損害を担保するために権利者に対して担保金の供託を求めることができる²³⁶。

侵害疑義者は、仮差止め命令に対して、30 日以内に、CIPIT 裁判所に不服申立てを行うことができる²³⁷。

(4) 証拠保全・アントンピラー命令

本訴手続において提出予定の証拠が消失又は毀損するおそれがある場合、権利者は、CIPIT 裁判所に対して、当該証拠の保全命令を求めることができる²³⁸。当該申立てがあった場合、CIPIT 裁判所は、申立人、相手方又はその他の第三者の審問を行った上で、証拠保全命令を出すか否かを判断する。

更に、緊急性が高い場合には、直ちに証拠の押収・差押えを認める命令（アントンピラー命令）を求めることもできる²³⁹。CIPIT 裁判所は、アントンピラー命令を出す場合には、侵害疑義者が被る可能性のある損害を担保するために権利者に対して担保金の供託を求めることができる²⁴⁰。

(5) 事例

2021 年 12 月、CIPIT 裁判所は、商標権侵害を理由として被告に対して 1,000 万バーツ（約 3,400 万円）の損害賠償金と法定利息の支払い、それに加えて、訴えが提起されてから被告が侵害をやめるまでの期間について、1 月あたり毎月 10 万バーツの損害賠償金を別途支払うよう命じる判決を下した。これは、タイにおける商標権侵害事件の損害賠償額としては最高額である。

上記事案において CIPIT 裁判所は、A 店のロゴと、B 店のロゴについて、外観・呼称上、消費者に混同を生じさせる程度の類似性は認められないとしつつも、

²³⁵ 著作権法 65 条、特許法 77 条、商標法 116 条及び CIPIT 裁判所規則 12 条

²³⁶ CIPIT 裁判所規則 13 条及び 15 条

²³⁷ CIPIT 裁判所規則 16 条

²³⁸ CIPIT 裁判所法 28 条

²³⁹ CIPIT 裁判所法 29 条

²⁴⁰ CIPIT 裁判所規則 21 条

ある標章が商取引上製品と共に使用されている場合は、商取引上の標章の類似性のみならず、店舗の外観、コンセプト、提供方法等も考慮した上で類否判断を行うべきであると判示した。当該判示は、タイにおいて、いわゆるトレードドレス²⁴¹を商標として保護することを認めたものであると推測され、その意味でも注目に値する。但し、本件は、CIPIT 裁判所における判決に過ぎず、今後、上級審でどのような結論が出されるのか注視する必要がある。

(6) 統計情報

CIPIT 裁判所への照会によれば、2016 年から 2021 年までの間に CIPIT 裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所に新たに係属した知的財産権に係る民事裁判の件数は以下の表のとおりである。

当該統計情報によれば、後述する刑事裁判の件数の増加に比べ、民事裁判の件数の増加は見られず、刑事裁判に比べると民事裁判が救済手段として積極的に利用されていないことが伺われる。一般論として、知的財産権の権利者は民事裁判において知的財産権侵害及び損害を立証する必要があるところ、当該立証が容易ではないこと、また、仮に勝訴した場合でも、侵害者に資力がなく、十分な賠償を受けられないことも多いことが、民事裁判が救済手段として積極的に利用されていない理由の 1 つであると考えられる。

【CIPIT 裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴²
商標法 (商標権侵害関連)	125 (33)	133 (28)	107 (27)	113 (18)	135 (36)	60 (17)
著作権法 (著作権侵害関連)	57 (31)	76 (9)	54 (19)	106 (10)	60 (32)	34 (5)
特許法 (特許権侵害関連)	50 (36)	31 (9)	23 (10)	21 (7)	30 (4)	22 (9)
合計	232 (100)	240 (46)	184 (56)	240 (35)	225 (72)	116 (31)

【控訴裁判所】

²⁴¹ 知的財産権の一種であり、国際的には定義が定まっていない。米国においては、商品のパッケージの他、ビジネスの全体的なイメージ、商品自体のデザインを含むと考えられている。日本では、上記概念について、立体商標等に該当する場合を除き、商標法上の保護対象外とされているが、不正競争防止法、意匠法又は著作権等により保護され得る場合がある。

²⁴² 2021 年 1 月から 9 月までの統計情報である。

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴³
商標法 (商標権侵害関連)	2 (1)	47 (3)	69 (8)	82 (10)	66 (7)	57 (8)
著作権法 (著作権侵害関連)	-	7 (5)	18 (18)	8 (7)	6 (6)	11 (11)
特許法 (特許権侵害関連)	-	13 (5)	16 (4)	16 (1)	15 (5)	3 (1)
合計	2 (1)	67 (13)	103 (30)	106 (18)	87 (18)	71 (20)

【最高裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴⁴
商標法 (商標権侵害関連)	39 (1)	10 (1)	1 (-)	13 (1)	7 (-)	3 (-)
著作権法 (著作権侵害関連)	14 (13)	23 (23)	-	1 (1)	2 (2)	1 (1)
特許法 (特許権侵害関連)	5 (2)	2 (1)	-	-	1 (1)	3 (2)
合計	58 (16)	35 (25)	1 (-)	14 (2)	10 (3)	7 (3)

4. 刑事救済

(1) 概要

刑事救済とは、警察・DSI 及び検察による捜査並びに刑事裁判を通じた救済手段を意味し、前記のとおり、刑事裁判も CIPIT 裁判所で審理される。

知的財産権に対する侵害行為に対しては、各法律において、以下のような罰則が規定されている。

権利種別	侵害行為	罰則
------	------	----

²⁴³ 2021 年 1 月から 7 月までの統計情報である。

²⁴⁴ 2021 年 1 月から 9 月までの統計情報である。

特許権	特許権者以外の者が、①特許製品の製造、使用、販売、販売目的での所持、販売目的での供給若しくは輸入、又は②特許製法の使用又は特許製法を使用して製造した製品の生産、販売、販売目的での所持、販売目的での供給若しくは輸入を行った場合	2 年以下の禁錮及び／又は 40 万パーツ以下の罰金（特許法 85 条）
小特許権	同上	1 年以下の禁錮及び／又は 20 万パーツ以下の罰金（特許法 86 条）
意匠権	意匠権者以外の者が、製品の製造において意匠を使用し、又は意匠を具現した製品を販売し、販売のために所持し、販売のために供給し、若しくは輸入した場合	2 年以下の禁錮及び／又は 40 万パーツ以下の罰金（特許法 85 条）
商標権	タイで登録されている他人の商標等を偽造した場合	4 年以下の拘禁及び／又は 40 万パーツ以下の罰金（商標法 108 条）
	タイで登録されている他人の商標等を、他人の商標等であるかの如く公衆を欺瞞するために、模倣した場合	2 年以下の拘禁及び／又は 20 万パーツ以下の罰金（商標法 109 条）
	タイで登録されている他人の商標等を付した包装又は器具を、自己若しくは第三者の商品に関連して使用し、その結果、その商品が当該商標等の所有者に属している、又はその商品に関して使用することが許されていると、公衆を誤認させた場合	2 年以下の拘禁及び／又は 40 万パーツ以下の罰金（商標法 109-1 条）
	偽造又は模倣した他人の商標等を付した製品を、タイに輸入し、頒布し、頒布するために所持した場合	（偽造の場合）4 年以下の拘禁及び／又は 40 万パーツ以下

	偽造又は模倣した他人の商標等を使用してサービスを提供し、又はサービスの提供を申し出た場合	の罰金 (模倣の場合) 2 年以下の拘禁及び／又は 20 万バーツ以下の罰金 (商標法 110 条)
	商品の出所、性質、品質若しくは質量に関して買主を騙す意図で、不正に若しくは詐欺的なあらゆる方法を使って、商品を販売する行為で、不正行為及び詐欺に該当しない行為	3 年以下の禁錮及び／又は 6,000 バーツ以下の罰金 (刑法 271 条)
	公衆に対して他人の商品若しくは事業であると信じさせることを目的として、他人が事業に使用している名称、外観、創作されたマーク若しくはその他の文言を使用し、又はこれらを商品、包装、カバー、広告、価格表、ビジネスレター若しくはこれらに類似するものに表示させる行為	1 年以下の禁錮及び／又は 2,000 バーツ以下の罰金 (刑法 272 条 1 項)
	国内外を問わず登録されている他人の登録商標を偽造する行為	3 年以下の禁錮及び／又は 6,000 バーツ以下の罰金 (刑法 273 条)
	国内外を問わず登録されている他人の登録商標を模倣して、公衆に当該他人の登録商標であると信じさせる行為	1 年以下の禁錮及び／又は 2,000 バーツ以下の罰金 (刑法 274 条)
	刑法 272 条 1 項に規定された名称、外観、創作されたマーク若しくはその他の文言が付された商品、又は 273 条若しくは 274 条に規定された他人のものであると偽造若しくは模倣された商標が付された商品をタイ国内に持ち込み、処分し、又は処分のために露出させる行為	刑法 272 条 1 項、273 条又は 274 条に定める罰則(刑法 275 条)
著作権	著作権者の許可なく、著作物又は視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物を複製又は改変した場合	2 万バーツ以上 20 万バーツ以下の罰金 (商業目的の場合)

	著作権者の許可なく、著作物又は視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物を公衆に伝達した場合	6 か月以上 4 年以下の懲役及び／又は 10 万バーツ以上 80 万バーツ以下の罰金（著作権法 69 条）
	著作権者の許可なく、視聴覚著作物、映画著作物若しくは録音著作物の原本又は複製物を貸与した場合	
	著作権者の許可なく、著作権を有する音又は映像を利用した視聴覚物、映画、録音若しくは音声・映像放送物の製作、再放送又は商業目的で公共の場で上映した場合	
	著作権者の許可なく、著作権を有するコンピュータプログラムの複製、改変、公衆への伝達又はその原本若しくは複製物を貸与した場合	
	著作権者の許可なく、映画館において、上映中の映画著作物の音声若しくは画像又はその両方の複製した場合	6 か月以上 4 年以下の禁錮及び／又は 10 万バーツ以上 80 万バーツ以下の罰金（著作権法 69/1 条）
	著作権を侵害していることを知っていた若しくは知るべきであった者が、著作権侵害物を販売し、販売目的で所持し、販売の申し出をし、貸与し、貸与の申し出をし、割賦販売し、割賦販売の申し出をし、公衆へ伝達し、頒布し、タイへ持ち込み、又は輸入する行為	1 万バーツ以上 10 万バーツ以下の罰金（商業目的の場合） 3 か月以上 2 年以下の懲役及び／又は 5 万バーツ以上 40 万バーツ以下の罰金（著作権法 70 条）

(2) 公的起訴

公的起訴は、警察又は DSI による捜査を経て、検察によって侵害者を起訴する手続であり、権利者が侵害行為を警察又は DSI に告訴することで開始される。権利者は、侵害行為の内容等によって、警察（ECD、TCSD、TACTICS 及び COPTICS を含む。）又は DSI のいずれに告訴するか決定することになるが、一般的には、組織的又は国際的な大規模の侵害行為の場合には DSI に、組織的な小規模の侵害行為の場合には ECD や TACTICS に、インターネット等を介した侵

害行為の場合には TCSD や COPTICS に、その他の単純な侵害行為の場合には警察の通常部署に告訴することとなる。警察又は DSI は、権利者からの告訴を受けた場合、権利者から提出された証拠書類等を検討し、侵害の可能性があると判断した場合には、捜査を開始する。なお、警察及び DSI では侵害行為の有無が判断できない場合には、DIP に対して助言を求めることも一般的に行われている。

警察及び DSI は強制捜査が必要であると判断した場合には、CIPIT 裁判所から令状を取得し、模倣疑義品の販売及び／又は製造が行われている場所への強制立入り及び証拠品の強制押収（レイド）や被疑者の身柄拘束等を行う。当該手続には、権利者又はその代理人が立ち会うことも可能である。

捜査の結果、警察又は DSI が侵害行為の存在を認定した場合には、検察に送致する。検察は、警察又は DSI から提出された証拠書類や被疑者の取り調べ等を行い、起訴相当と判断した場合には、CIPIT 裁判所に対して起訴する。

(3) 私的起訴

タイでは、日本とは異なり、警察や検察を介さずに、被害者自身が被疑者を起訴する私的起訴が認められている。私的起訴では、権利者自らで証拠収集を行った上で、CIPIT 裁判所に対して起訴することとなる。

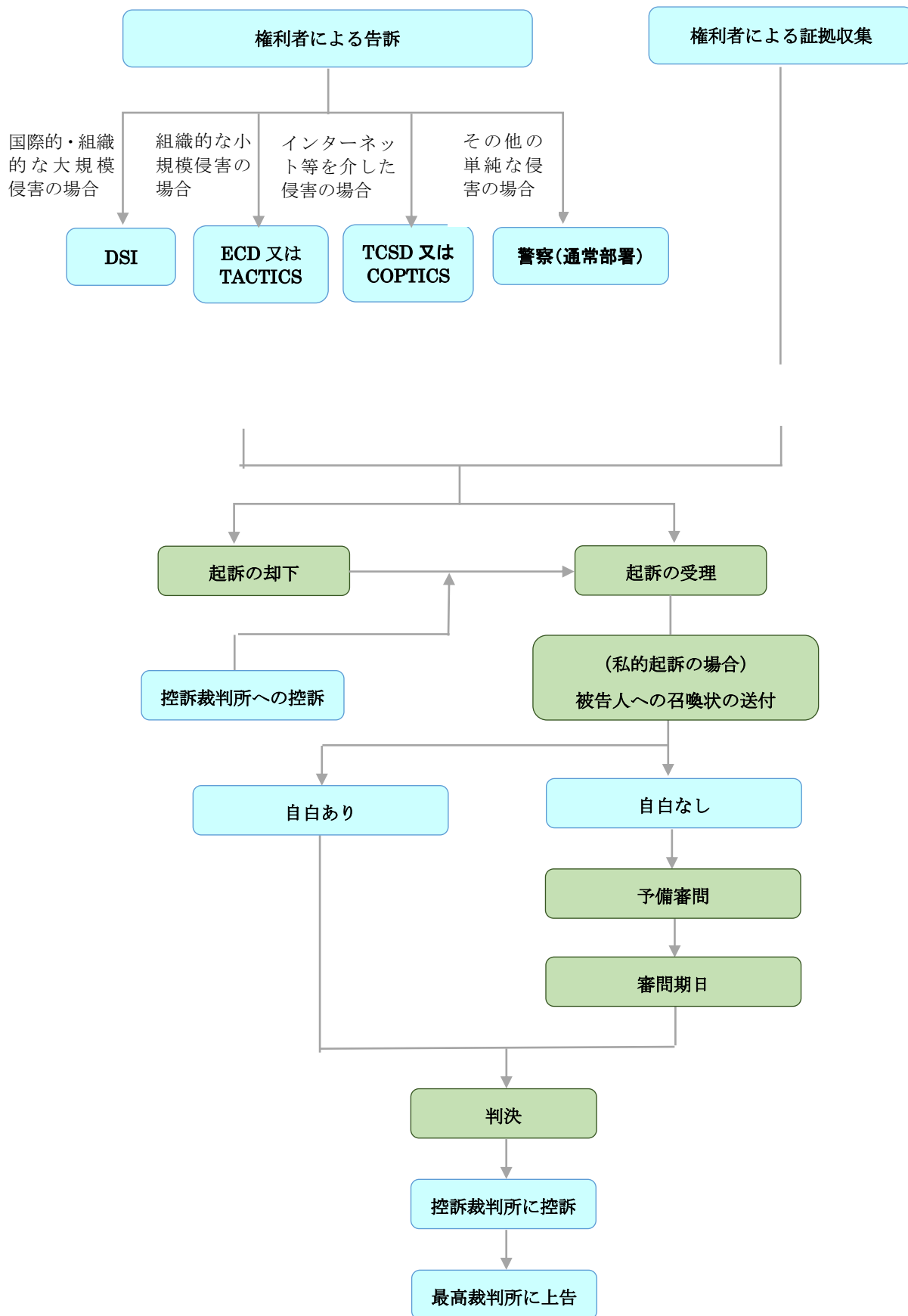
私的起訴の場合、権利者は公権力を行使できないため、強制捜査や身柄拘束を行うことができず、証拠の収集が困難となるが、警察や検察では侵害の有無の判断が容易ではない特許権侵害等の場合には、権利者自らが必要な証拠書類を準備できる点で有益である。

そのため、警察や検察による捜査が何らかの理由で遅滞するなど、私的起訴の方がスピードが速いと考えられる場面で、かつ、立証に十分な証拠が揃っていると判断される場合には、私的起訴を選択することもあり得る。

(4) 裁判手続

CIPIT 裁判所は、検察又は権利者からの起訴状を受領した後、その内容を精査し、予備審問（Preliminary Examination）（必要がある場合）又は審問期日を設定し、証拠書類の検討や証人・本人尋問等を実施した上で判決を下す²⁴⁵。公的起訴と私的起訴の双方を含む刑事裁判手続の流れは以下のとおりである。

²⁴⁵ CIPIT 裁判所規則 44 条(2)



(5) 事例

刑事事件は公的起訴の場合が多いが、近時、私的起訴、かつ、タイでは珍しい「認証マーク」の侵害行為が争われた事案に係る最高裁判決がある。タイのイスラム中央委員会（the Central Islamic Council of Thailand）が原告で、被告の飲料製品等に付された認証マーク「Halal」について商標権侵害を訴え、最高裁は原告の訴えを認め、被告は商標法 108 条及び 110 条違反を理由として 5 万バーツの罰金を科された。

(6) 統計情報

① 刑事裁判の件数

CIPIT 裁判所への照会によれば、2016 年から 2021 年までの間に CIPIT 裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所に新たに係属した知的財産権に係る刑事裁判の件数は以下の表のとおりである。

当該統計情報によれば、商標法及び著作権法違反を理由として CIPIT 裁判所へ起訴されるケースの増加が顕著であり、近年、刑事救済が救済手段として積極的に利用されている傾向があると考えられる。

【CIPIT 裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴⁶
刑法 (知的財産権 侵害関連)	31 (31)	19 (19)	258 (258)	217 (215)	225 (222)	172 (171)
商標法 (商標権侵害関連)	221 (221)	225 (225)	2,529 (2,481)	1,967 (1,947)	1,315 (1,311)	660 (660)
著作権法 (著作権侵害関連)	77 (58)	51 (51)	684 (577)	708 (708)	542 (541)	391 (391)
特許法 (特許権侵害関連)	-	1 (1)	6 (6)	5 (3)	3 (3)	7 (6)
合計	329 (310)	296 (296)	3,477 (3,322)	2,897 (2,873)	2,085 (2,077)	1,230 (1,228)

²⁴⁶ 2021 年 1 月から 7 月までの統計情報である。

【控訴裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴⁷
刑法 (知的財産権 侵害関連)	-	8 (8)	11 (9)	22 (18)	20 (16)	9 (7)
商標法 (商標権侵害関連)	-	20 (20)	52 (52)	51 (51)	46 (46)	24 (24)
著作権法 (著作権侵害関連)	-	68 (68)	64 (64)	78 (78)	55 (55)	34 (34)
特許法 (特許権侵害関連)	-	4 (4)	5 (2)	5 (4)	7 (5)	2 (2)
合計	-	100 (100)	132 (127)	156 (151)	128 (122)	69 (67)

【最高裁判所】

根拠法令	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ²⁴⁸
刑法 (知的財産権 侵害関連)	14 (-)	2 (-)	2 (2)	-	3 (3)	1 (1)
商標法 (商標権侵害関連)	88 (88)	27 (27)	3 (3)	1 (1)	-	-
著作権法 (著作権侵害関連)	10 (10)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	6 (6)	2 (2)
特許法 (特許権侵害関連)	3 (-)	-	2 (-)	1 (1)	3 (3)	1 (1)
合計	115 (98)	32 (30)	11 (8)	5 (5)	12 (12)	4 (4)

② 摘発件数及び侵害品の押収量

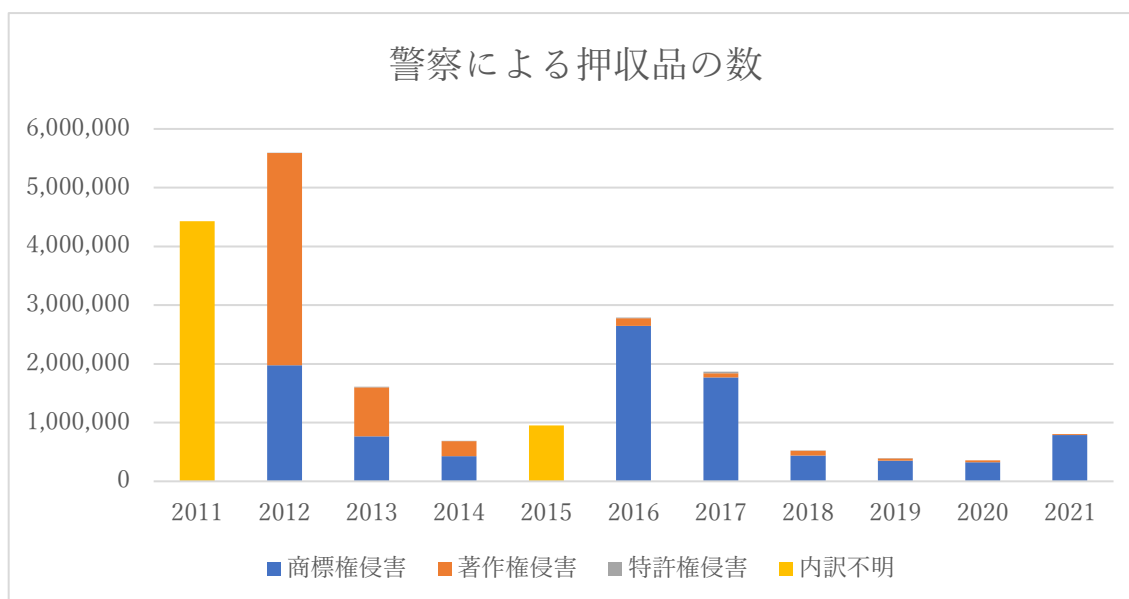
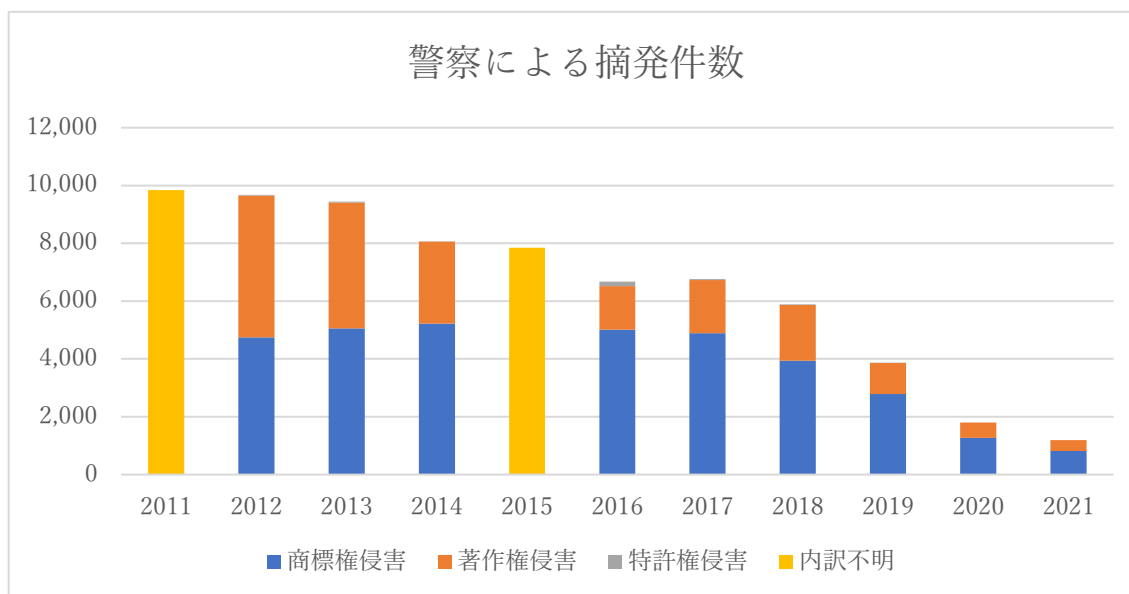
DIP への照会によれば、2011 年から 2021 年（1 月から 9 月）までの間に警察又は DSI によって摘発された知的財産権の侵害事案及び押収された侵害品の数は以下の表のとおりである。

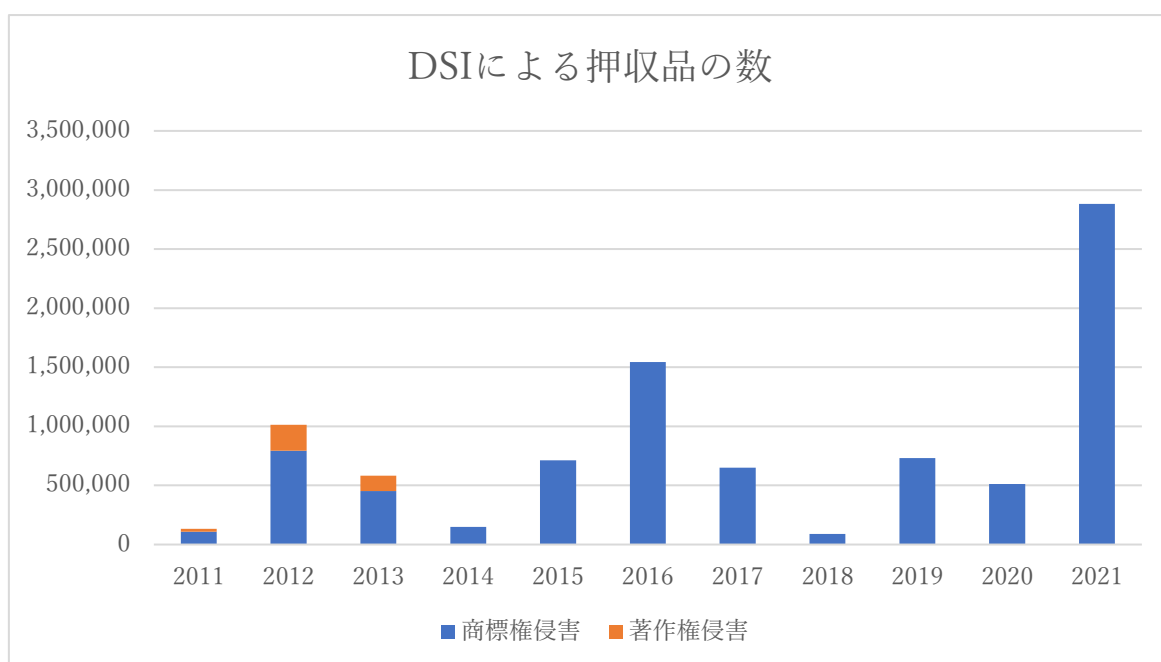
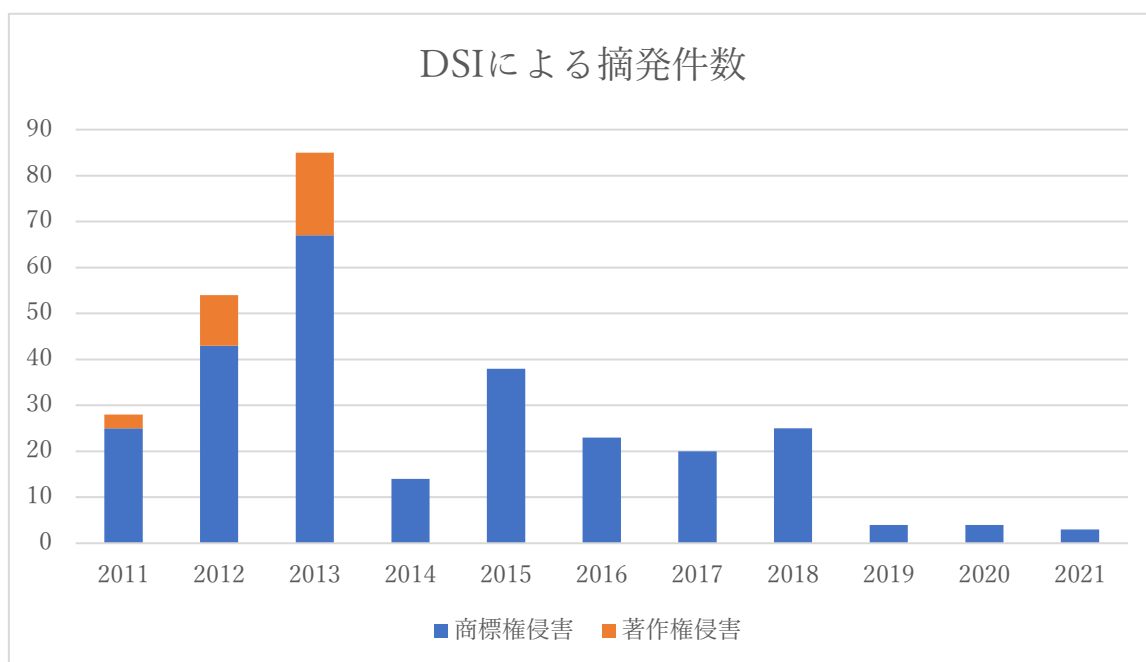
当該統計情報によれば、後述する税関における摘発件数が増加傾向にあるのに

²⁴⁷ 2021 年 1 月から 7 月までの統計情報である。

²⁴⁸ 2021 年 1 月から 9 月までの統計情報である。

比べ、近年は摘発件数が減少傾向にあるように思われる。





5. 税関における水際対策

(1) 概要

タイ国内で模倣品を発見した場合には、上記 1 乃至 4 の手段で権利行使することとなるが、模倣品は、中国やベトナム等、タイ国外で製造され、タイ国内に輸入される例も多い。この場合には、タイ国内の模倣品販売者に対して権利行使し、

販売行為を中止させたとしても、国外での模倣品の製造行為は継続され、タイ国内の他の模倣品販売者が代わりに販売行為を行うだけであり、模倣品の被害を根絶させることはできない。したがって、タイ国外で模倣品の製造が行われている場合には、タイの国境においてタイ国内への輸入を防ぐ水際対策が重要となる。

タイの税関は、タイ国境において模倣品を取り締まる広範な権限を有しており、実務上も積極的に取り締まりを行っているため、税関と協力して適切な水際対策をとることが権利者にとって有益である。

(2) 税関登録

税関は、輸入禁止品及び脱税品と疑われる貨物を発見した場合には、当該貨物を検査した上で、当該物品の差押え又は没収を行う広範な権限を有している²⁴⁹。したがって、権利者からの告発等がなくても、その裁量によって自発的に模倣疑義品の検査等を行うことができる。もっとも、税関職員が知的財産権を侵害している模倣品であるか否かを判断するのは容易ではないことから、権利者が、侵害対象となり得る商標権及び著作権を事前に税関に登録し（以下「**税関登録**」という。）、税関職員の注意を促すとともに、模倣疑義品を発見した場合に、速やかに権利者又はその代理人に連絡が取れるようにしておく必要がある。なお、税関登録の対象は、商標権及び著作権のみであり、特許権、小特許権及び意匠権は対象とはなっていない。

税関登録を行うためには、所定の申請書と共に以下の証拠書類を、（税関ではなく）DIP に提出する。

①	（商標の場合）商標登録証の写し
②	（代理人によって申請する場合には）委任状
③	権利者が法人の場合には法人登記簿謄本
④	権利者による保証書（差止め等によって輸出入者が被る可能性のある損害について責任を負うことを認める誓約書）
⑤	商標・著作物の見本

DIP は、提出された書類を確認し、問題がなければ、税関に対して各書類を送付し、税関のデータベースに登録される。商標権については、税関登録された情報が Intellectual Property Rights Coordination Center のデータベースで確認することができる²⁵⁰。

²⁴⁹ Export and Import of Goods Act B.E. 2522 (1979) 16 条及び 17 条並びに Customs Act B.E. 2560 (2017)

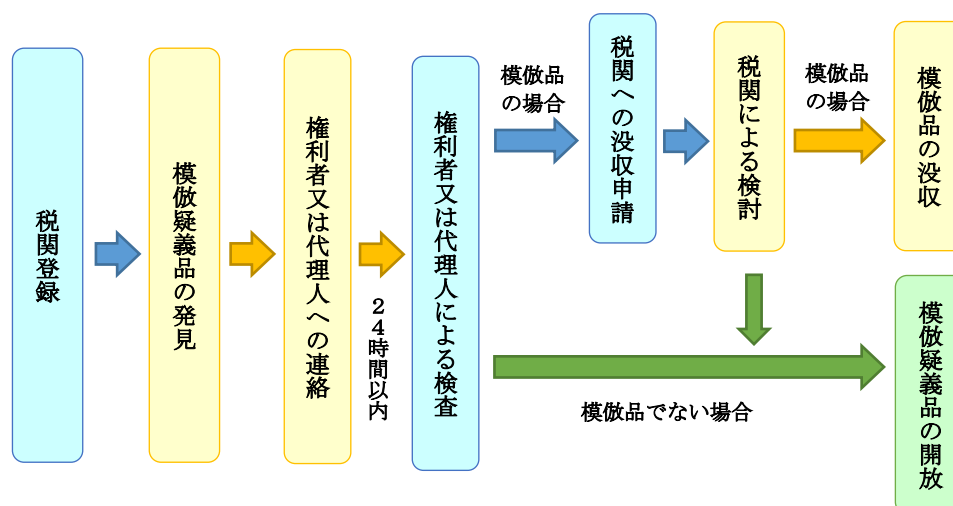
²⁵⁰ <http://www.thaiipr.com/brands/admin/view1list.php>

(3) 取り締まりの流れ

税関職員が、国境において、税関登録された商標権又は著作権の模倣疑義品が含まれている貨物を発見した場合、当該物品を一時的に差し止めた上で、税関登録された権利者又は代理人に電話又は文書で連絡する。

連絡を受けた権利者又は代理人は、税関からの連絡後 24 時間以内に税関に出頭し、当該物品の検査を行い、当該物品が模倣品であるかを検討した上で、模倣品であると判断した場合には、当該物品の没収を申請しなければならない。

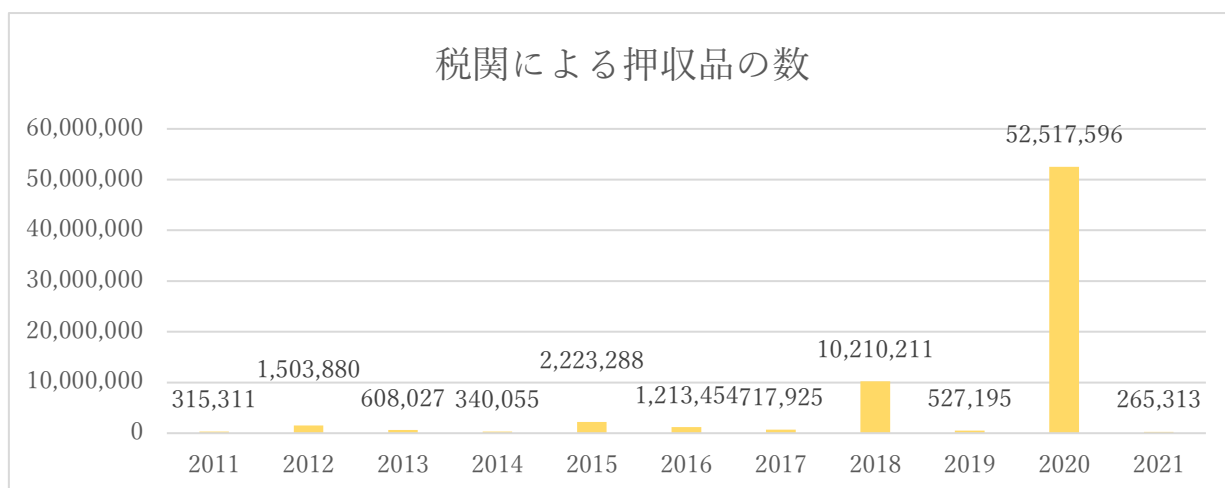
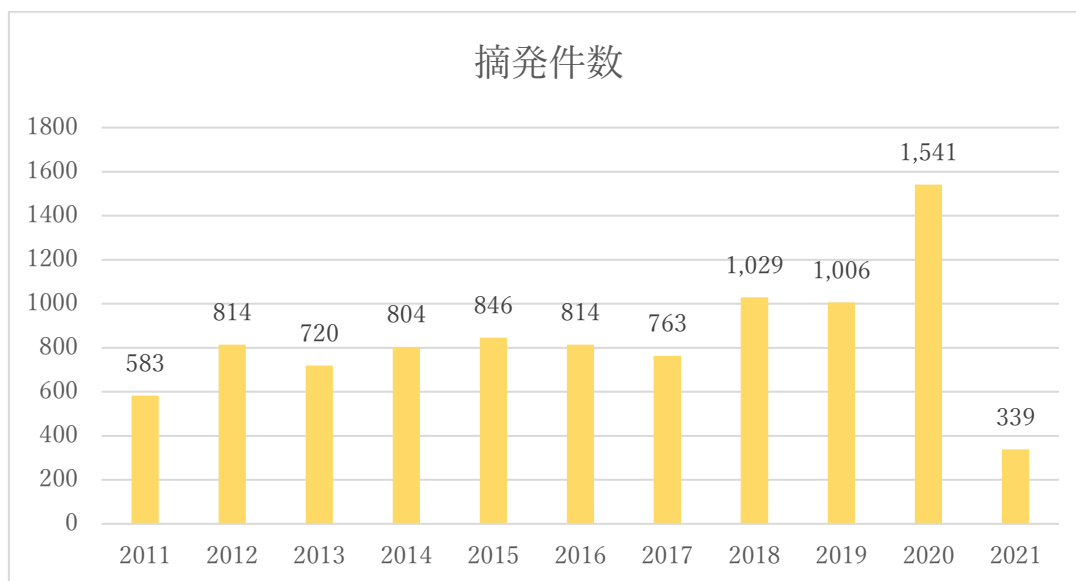
権利者又は代理人から没収の申請があった場合、税関は申請内容を確認し、模倣品であることが明確である場合には、当該物品を没収する命令を下す。税関では模倣品か否かを判断できない場合には、税関は、DIP に対して意見を求めることができる。税関が、当該物品が模倣品でないと判断した場合又は模倣品であると断定できない場合には、当該物品の差し止めを解除し、物品を開放する。この流れをフローチャートに示すと以下のとおりである。



(4) 統計情報

DIP への照会によれば、2011 年から 2021 年（1 月から 9 月）までの間に税関によって摘発された知的財産権の侵害事案及び押収された侵害品の数以下の表のとおりである。

当該統計情報によれば、税関における摘発件数が増加傾向にある。



V. 政府の模倣品対策

1. 加盟している主な知財関係の国際条約

タイは、1989年に世界知的所有権機関(WIPO)に、1995年に世界貿易機関(WTO)に加盟しており、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)によって定められた国際的な知的財産権保護の制度を構築している。また、タイは、特許協力条約(PCT)²⁵¹及び標章の国際登録に関するマドリッド協定(いわゆるマドリッドプロトコル)²⁵²にも加盟しており、特許及び商標の出願に際して、これらの制度に基づく国際出願を行うことが可能である。

上記の他に、タイが加盟している条約の一覧及びその概要は以下のとおりである。

条約及び発効日	概要
パリ条約(ストックホルム改訂版) (2008年8月2日)	特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・商号・原産地表示等の工業所有権保護に関する条約である。 同条約の加盟国は自国の立法化で、以下の三大原則を制定する必要がある。 ① 内国民待遇²⁵³ ② 優先権制度²⁵⁴ ③ 各国特許/商標保護独立の原則²⁵⁵
ベルヌ条約(1980年12月29日)	著作権に関する基本条約である。タイ国では同条約に加盟する際に著作権法²⁵⁶が制定され、同法では、ベ

²⁵¹ 2009年12月24日発効

²⁵² 2017年11月7日発効

²⁵³ 内国民に付与している権利・利益と同一の権利については、パリ条約加盟国民に対しても付与しなければならないとの原則。例えば、タイ国内において特許出願をする際の審査基準について、内国民(タイ国民)と同盟国の国民との間で同一の基準を適用することが求められる。

²⁵⁴ パリ条約の同盟国(A国)において特許出願をした場合、他のパリ条約同盟国(B国)においても、新規性・進捗性等の判断に関して、A国における特許出願日に出願されたのと同様の取扱いを受けるとの原則。優先権主張のための詳細な要件は前記Ⅱ、1、(4)、④(特許について)Ⅱ、4、(4)、③(商標について)を参照。

²⁵⁵ パリ条約の同盟国において出願された特許/商標は、他国(パリ条約同盟国であるか否かを問わない。)において当該特許/商標が無効とされた場合であっても、そのことを理由に、当該同盟国においても無効としてはならないとの原則。

²⁵⁶ なお、同法においては、TRIPS協定に則り応用美術の著作物も保護対象とされている(著作権法4条7項)。

	ルヌ条約における内国民待遇 ²⁵⁷ 及び無方式主義 ²⁵⁸ 等の規定が反映されている。
--	---

また、タイでは、農産物に関する知的財産権として、TRIS 協定を受けて制定された地理的表示保護法（B.E.2546(2003)）によって、地理的表示（GI）の登録制度を設けている。なお、タイは、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）加盟国ではないものの、植物品種保護法（B.E.2542(1999)）によって、育成者権の保護が図られている。

2. FTA/EPA における知財の取り扱い

タイを当事者とした、発行済みの FTA/EPA のうち、特に日本との関係性が高いものは以下のとおりである。

名称及び発効日	概要
日タイ経済連携協定（JTEPA） 259 (2007 年 11 月 1 日)	① 手続の簡素化・透明化 a 国際分類の付与 タイは特許分類に関するストラスブール協定及び商標分類に関するニース協定に未加盟であるところ、これらの国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。 b 知的財産保護関連情報の入手容易化 産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国活動についての情報を含む。）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置を講じることを規定。

²⁵⁷ 条約加盟国間において、著作物の相互保証を認める原則である。例えば、日本法上、著作物として保護を受ける物については、タイにおいても同様に著作権法に基づく保護対象となる。但し、あくまでもタイの著作権法に基づく保護となるため、保護期間及び権利内容等は、タイ法の規定による。

²⁵⁸ 創作によって著作権を享有することができ、いかなる登録をも要しないという原則。もっとも、タイでは著作権登録制度が存在し、当該登録を行う際には方式審査が行われる。

²⁵⁹ JTEPA の概要に関する記載は、いずれも特許庁の HP の記載を引用している。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/thailand.html>

	② 知的財産権保護の強化 a 新規性阻却事由の拡大 タイ国外において公知となった発明及び意匠並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失する旨を規定。 b 外国周知商標の保護 外国における周知商標であって、不正の目的を以て使用するもの又は権利者若しくは出所についての混同を招くものについて、当該登録を拒絶又は取消すことを決定。 ③ エンフォースメントの強化 a 国境措置の強化 a) 権利侵害物品の荷受人・輸入者の名称及び住所を権利者に通報することを義務化²⁶⁰。 b) 商標権、著作権及び著作隣接権の侵害物品につき、税関当局が職権により水際取締を開始できることを確保。 c) 積戻が禁止される侵害物品の対象に著作権及び著作隣接権を含めた²⁶¹。 b 刑事手続・罰則対象権利の拡大 a) 刑事上の手続と罰則の対象となる権利を知的財産権全体に拡大²⁶²。 b) 特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び植物の新品種に関連する権利の侵
--	--

²⁶⁰ TRIPS 協定第 57 条においては、任意規定とされているものの、日タイ間の関係では義務付けることとした。

²⁶¹ TRIPS 協定第 59 条においては商標のみが対象とされている。

²⁶² TRIPS 協定第 61 条においては、商標権、著作権及び著作隣接権が対象とされているが、特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権及び植物の新品種に関連する権利を含むように拡大した。

	害を非親告罪化。
地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定²⁶³ (2022 年 1 月 1 日)	① 手続の簡素化・透明化 a 国際協定 締約国による国際協定 (PCT 及びマドリッドプロトコル) の批准又は加入。但し、タイはいずれも加盟済みである。 b 商標出願手続の簡素化・透明化 締約国による、商標の処理・登録・維持のための電子出願システム及び商標のオンライン電子データベースの提供。 c 特許の出願公開 特許出願について、出願日（優先権が主張される場合は、最先の優先日）から 18 か月を経過した後、速やかに公開する²⁶⁴。 ② 知的財産の保護強化 a 商標権保護の強化 悪意で行われた商標出願を拒絶・取消する権限の規定²⁶⁵。また、周知商標であると決定するために、自国又は他国における商標登録を要件としてはならないことを規定。 b 商標・意匠の保護対象 音商標を保護対象となることを規定。また、意匠について、各締約国が(a)物品の一部に具体化された意匠、又は(b)物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠のいずれかを意匠の保護対象

²⁶³ RCEP の概要に関する記載は、いずれも特許庁の HP の記載を引用している。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>

²⁶⁴ 但し、タイについては、本規定履行迄の猶予期間が認められている。

²⁶⁵ A 国企業が保有する周知商標と同一又は類似の商標についての出願が悪意で他の締約国 (B 国) で行われた場合、B 国当局が当該出願を拒絶又は登録取消する権限を有することとなる。

	となることを確認。 c インターネット公知情報の先行技術・先行意匠としての認識 各締約国が、インターネットにおいて公衆に利用可能とされた情報が特許における先行技術、及び意匠における先行意匠の一部を構成し得ることを認識。 ③ エンフォースメントの強化 a 当局による損害賠償の支払命令権限 民事手続において司法当局が、知的財産権の侵害行為から生じた損害賠償額を決定するにあたり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮した上で、侵害者に損害賠償額を支払うよう命じる権限を有することを規定。 b 不正商標商品等の廃棄命令権限と職権による輸入差止手続の確保 著作権侵害物品及び不正商標商品に対して、権限のある当局が廃棄命令権限を有すること及び職権で輸入を差止めることができる手続を採用又は維持することについて規定。
上記に加えて、タイは、以下の FTA/EPA を締結済である²⁶⁶。 タイ・オーストラリア自由貿易協定 (TAFTA) ASEAN・中国包括経済協力協定 (ACFTA) タイ・ニュージーランドの経済緊密化協定 (TNZCEP) ラオス・タイ特惠貿易協定 ASEAN・オーストラリア、ニュージーランド自由貿易協定 (ASEAN-ANZ FTA) ASEAN・香港、中国自由貿易協定 (ACFTA)	

²⁶⁶ <https://aric.adb.org/database/fta>

ASEAN・インド包括経済協力協定（ASEAN-India CECA）

ASEAN・大韓民国包括経済協力協定（AKFTA）

中華人民共和国・タイ自由貿易協定（PRC-Thailand FTA）

タイ・バーレーン自由貿易協定（Thailand-Bahrain FTA）

タイ・チリ自由貿易協定（Thailand-Chile FTA）

タイ・ペルー自由貿易協定（Thailand-Peru FTA）

3. 政府の政策

タイにおいては、外国企業のタイ進出に際して、外国人事業法等による外資規制を行っている。他方で、タイにおける技術力強化を促進するため、BOI（Board of Investment：タイ投資委員会²⁶⁷）による投資奨励政策により外資規制の緩和を図るとともに、知的財産権に関して種々の優遇・支援制度を整備している。

BOI は、投資奨励対象業種として 4 業種²⁶⁸（各業種に属する具体的な事業の小分類については、タイ国投資委員会ガイド 2021²⁶⁹の 27 頁以下を参照。）を指定するとともに、当該対象業種に属さない事業であっても、特定の産業に関連する業種²⁷⁰における研究開発や特定の技術開発²⁷¹に対して、種々の優遇措置を講じている。これらは、基礎的恩恵²⁷²と呼ばれており、その具体的な内容は下表のとおりである。

（基礎的恩恵）

税制上の恩恵	税制以外の恩恵
・ 機械輸入税の免除・減税 ・ 原材料及び必要資材輸入税の減税	・ 投資機会の調査のための外国人入国許可

²⁶⁷ 首相府傘下の局に相当し、投資促進を担当する政府機関であり、投資奨励法（B.E.2520）及びその増補改正版に基づき、投資奨励制度を定めている。

²⁶⁸ ①農業・バイオ・医療機器産業、②先進製造業、基礎・裾野産業③創造・デジタル産業、④創造・デジタル産業及び高付加価値サービスの 4 業種

²⁶⁹ https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_2021_JP.pdf

²⁷⁰ ①Bio and Medical Industries に関連する業種、②Advanced Manufacturing Industries に関連する業種、③Basic and Supporting Industries に関連する業種、④Creative Digital Industries に関連する業種、⑤その他の業種

²⁷¹ ①バイオテクノロジー開発、②ナノテクノロジー開発、③先端素材開発、④デジタルテクノロジー開発

²⁷² 基礎的恩恵は、付与される種類・程度毎に A1～A4 及び B1～B2 の計 6 グループに分けられており、各事業、開発毎にグループが指定され、それに応じた基礎的恩恵が付与される。

・ 研究開発用の物品の輸入税の免除 ・ 法人所得税及び配当金にかかる税金の免除 ・ 法人所得税の 50%減税 ・ 輸送費、電気代及び水道代の 2 倍までを控除 ・ インフラの設置、建設費の 25%を通常の減価償却に加えて控除 ・ 輸向け製造用の原材料及び必要資材の輸入税の免除	・ 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可 ・ 土地の所有権の許可 ・ タイ国外への外貨送金の許可
---	---

また、タイの競争力向上に資する投資・支出を行う場合²⁷³、タイの特定の地域・場所²⁷⁴に事業所等を立地する場合、中小企業に対して投資を行う場合等²⁷⁵については、基礎的恩恵に加えて、メリットによる追加的恩恵と呼ばれる、別途の税制上の優遇措置を受けることが可能である。

4. 関連機関の実施能力

タイの知的財産権保護に関連する各機関及びその役割は以下のとおりである。

(1) 立法機関

タイにおける立法機関は、国民議会（National Assembly）²⁷⁶である。上院としての元老院及び下院としての人民代表院からなる二院制で構成され、法案及び予選の先議権、首相の承認不信任決議等について、上院が下院に優越する。

(2) 行政機関

行政機関には、知的財産権保護及び侵害抑制を行うための機関としての DIP、

²⁷³ 次のような投資・支出を行う場合：①技術・イノベーションの研究開発、②タイ国内で開発された技術のライセンス料、③高度技術訓練、④タイ国内の原材料及び部品メーカーの開発、⑤製品及びパッケージのデザイン、⑦教育・研究機関又は技術・人材開発基金に対する支援

²⁷⁴ 一人当たりの所得の低い 20 県や、工業団地又は奨励されている工業区の他に、経済特区、南部国境地域、東部経済回廊、科学技術パーク等が指定されている。

²⁷⁵ 他にも、MAI/SET への上場促進のための優遇措置や、生産効率向上のための投資奨励措置が採られている。

²⁷⁶ <http://www.parliament.go.th/>

実際に侵害が行われた場合の捜査を行う機関として、警察庁経済犯罪制圧部（Economic Crime Suppression Division : ECD²⁷⁷）や法務省特別捜査局（Department of Special Investigation : DSI²⁷⁸。一般的に、知的財産権法違反かつ侵害物品価額が 1000 万バーツ以上の場合、DSI が所轄することとなる。）が存在する。

また、タイの税関²⁷⁹では、侵害物品の水際対策が行われており、税関で侵害嫌疑物品が検出された場合、税関職員及び権利者において当該物品の真贋鑑定を行い、侵害品であると確認された場合、裁判所命令によることなく職権又は権利者からの要請に基づき、侵害物品の差止、没収、処分を行うことができる。

(3) 司法機関

タイでは、知的財産権に係る紛争を取扱う特別専門裁判所として、知的財産及び国際取引中央裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITIC²⁸⁰）が設置されている。同裁判所では、2 名の専門裁判官（Career Judge）及び 1 名の賛助判事（Assist Judge）による審理が行われる。

また、CIPTIC の判決に対する控訴は、タイ専門事案控訴裁判所（Court of Appeal for Specialized Cases : CASC²⁸¹）に対して行われ、CASC による審理は、専門事案を判断可能な裁判官のみによって行われる。

(4) その他

上記の他に、海賊版コンテンツ配信等のオンライン上の知的財産権侵害に対応する著作権保護センター（New Copyright Protection Center）や、知財管理に関するガイダンス・企業の国際的な知財保護のための誘致サービス等を提供している IP IDE Center（IP Innovation Driven Enterprise Center）等が存在する。

5. 権利者との協力

タイ国商務省は、知的財産権者と協力し、継続的な知的財産権侵害の抑止活動を行っている。

²⁷⁷ <http://www.royalthaipolice.go.th/>

²⁷⁸ <https://www.dsi.go.th/>

²⁷⁹ <http://www.customs.go.th/>

²⁸⁰ <https://ipitc.coj.go.th/th/page/item/index/id/500>

²⁸¹ <https://appealsc.coj.go.th/th/page/item/index/id/1>

2003 年 9 月には、DIP、税関等の公的機関と知的財産権の保護団体²⁸²、法律事務所・警備会社等の専門家集団²⁸³及び知的財産権者である各企業²⁸⁴との間で、侵害物品の摘発・データベース化及び知的財産保護に関するセミナー実施等に関する MOU が締結された。

また、近年、オンライン上における知的財産権侵害行為が増加したことを受けて、2021 年 1 月には、商務省は、Shopee、Lazada、JD Central 等の大手 e コマース業者との間で、オンライン・プラットフォーム上における知的財産権侵害物品を排除するための MOU が締結された²⁸⁵。今後、当該 MOU に基づき、オンライン上における侵害行為に対策するための保護手段構築が行われる予定である。

6. 啓発活動

2016 年に策定された「知的財産権侵害防止・抑止行動計画」(the Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement Action Plan)に基づき、商務省、DIP、DSI、陸海軍等の関係当局によって、以下のような知的財産権侵害防止施策が行われている。

- ① 密輸防止（密輸ルート of 捜査、逮捕等を含む。）
- ② 市場における侵害物品の摘発
- ③ 侵害物品製造施設・倉庫の摘発
- ④ インターネット上における侵害行為の抑止
- ⑤ ケーブル・衛星放送における侵害著作物配信の防止・抑止
- ⑥ 侵害ソフトウェアの使用削減

また、知的財産権保護に関する啓発活動の一環として、DIP、王国警察、税関、DSI によって、その年に押収した侵害物品を、破壊する式典が例年開催され、各国

²⁸² Thai Entertainment Content Trade Association、Thai Tapes and Records Association、Motion Picture Association、Selective Trademark Union (Thailand) Company Ltd.、

²⁸³ Tilleke & Gibbins International Company Ltd.、Pinkerton (Thailand) Company Limited、Satyapon & Partners Company Limited、Domnern Somgiat & Boonma Law Office Company Limited、Baker and McKenzie Company Limited、Rouse & Co. International (Thailand) Company Limited

²⁸⁴ G – Patent Company Limited、GMM Grammy Public Company Ltd.、R.S. Promotion Public Company Limited、RMS Studio and Multimedia Company Limited、Business Software Alliance、Sony Interactive Entertainment Inc.、Adidas-Salomon AG Company、Nokia Corporation

²⁸⁵ <https://www.bangkokpost.com/business/2049327/mou-aims-to-combat-ipr-violations>

の外交団、メディア、知的財産権者等が招待されるとともに、近年では、式典の様子をオンラインで中継することも行われている。当該式典における破壊方法には、侵害物品をロード・ローラーで一気に押しつぶす等のパフォーマンス的要素も含まれており、広く消費者の注目を集められるように工夫が施されている。

VI. 模倣品に対する企業の対策事例

1. 日系企業の対策事例

(1) 模倣品発見時の対処

近時のオンライン・プラットフォームを通じた侵害品の販売の増加に伴い、プラットフォームにおけるテイクダウン対応の重要性が高まっており、日系企業においても、初期的かつ最低限の対応として、テイクダウン対応を行っている例も多い。テイクダウン対応の詳細については、後述 VII 記載のとおりである。

テイクダウンや、その前提としての模倣品の発見を、どの程度効率的に行うかについては、各企業内の人的リソースや経験値により、企業間で大きな差があるといえる。日本における本社や、シンガポール等の地域拠点において、模倣品対策の人的リソースや経験を集約し、当該拠点を通じた効率的な対応を実現している企業も多い。

有効な対策事例としては、例えば、以下のような事例がある。

- ① 定期的にオンライン・プラットフォームや模倣品が頻出する市場での模倣品探索を行う。
- ② 模倣品であるかの判定方法やそのフロー（例えば、どのような種類の模倣品の鑑定をどの社内組織や外部機関で行うかなど）を確立する。
- ③ テイクダウンの申請を行うかどうかの社内的な基準を設け、製品の重要性等に応じて優先的に対応を行う。

オンライン・プラットフォームでのテイクダウン以外にも、事案の概要に応じて、製造業者や輸入業者への警告書の送付や、警察を通じた強制押収（レイド）などを用いる例も多い。

また、模倣品において盗用されているロゴ（以下「**盗用ロゴ**」という。）のベースとなった自社製品のロゴ（以下「**被盗用ロゴ**」という。）がタイ国内において商標登録されていないことが判明した場合には、自らによる権利行使を容易にするために、速やかに被盗用ロゴの商標登録申請を行うといった対応がとられている。

(2) 模倣品の証拠収集方法

模倣品の証拠収集方法としては、概ね IV.1(3)に記述のとおりである。

(3) 対策に要した時間とコスト

対応に要する時間及びコストについては、事案の難易度によって大いに異なる。

比較的、侵害が明白な事案では、模倣品を把握して、オンライン・プラットフォームによるテイクダウンが完了するまでに 1 か月程度で完了する場合もあり、その場合は、弁護士事務所によるサポートを受ける場合でもさほどのコストを要せずに対応可能である。

他方、侵害の事実自体を相手方が争ってくる場合においては、訴訟が長期化することもあり、弁護士報酬だけで数千万円、訴訟期間としても 5,6 年程度を要する事案もある。

(4) 成功又は失敗の理由

模倣品対策がうまくいかない事例としては、オンライン・プラットフォーム上のテイクダウンを行っても、製品がタイ国外で製造されており、かつ、複数の業者を経由しているなどの理由で、製造元やその後の販売ルートの内容の解明が容易ではなく、結果として、同種の模倣品の販売が繰り返される場合などが挙げられる。

2. 外資系企業及び地場企業の対策事例

外資系企業や地場企業の場合でも、基本的には、模倣品対策の方法や留意点などは、日系企業の場合と同様と考えられる。

VII. オンライン上の模倣品に対する対策

1. 概要

近年、タイを含む ASEAN 諸国においても、E コマースを含むオンライン取引が一般的に利用されるようになっており、新型コロナウイルスの影響もあって爆発的に成長している。タイは、ASEAN 諸国の中でもオンライン取引が活発であり、ASEAN 諸国で 2 番目に大きなインターネット経済圏であると言われている。オンライン取引では、販売する側が簡易に商品を出品できるというメリットがある一方で、模倣品の出品も容易であり、かつ、消費者がオンライン上で模倣品か否かを判断することが困難であるため、模倣品による被害が絶えず、大きな社会問題となっている。

こうした背景を受け、タイ商務省 (Ministry of Commerce) 内の 3 つの部署 (DIP、事業開発局 (Department of Business Development) 及び国際貿易振興局 (Department of International Trade Promotion)) は、2021 年 1 月に、大手 EC サイト運営者 (Lazada、Shopee 及び JD Central) 並びに複数の企業及び法律事務所との間で、インターネット上の知的財産保護に関する MOU を締結した。同 MOU では、インターネット上での知的財産権の保護を図るために各当事者が協力すること並びに知的財産権を保有する企業が自社の知的財産権のリスト及び関連資料を EC サイト運営者及び DIP に提出することを合意している²⁸⁶。

2. EC サイトにおける模倣品への対策

自社の模倣品が EC サイトにおいて販売されている場合には、民事又は刑事救済を求めることも可能であるが、EC サイトでは出品者や販売者の情報が不明又は虚偽であることも多いことや、1 件当たりの被害額はそれほど大きくないことから、これらの者に対して民事又は刑事救済を求めることは簡単ではない。そこで、まずは EC サイトの運営者に対して、模倣品のサイト上からの削除や模倣品の出店者の排除等のテイクダウンを求めていくこととなる。

そこで、タイにおいて大きなシェアを占める Lazada 及び Shopee におけるテイクダウンの手続を紹介する。

(1) Lazada

Lazada は、2019 年 3 月に知的財産保護チームを創設し、模倣品対策に取り組んでいる。Lazada の知的財産保護に対する取り組みは、知的財産保護に関する

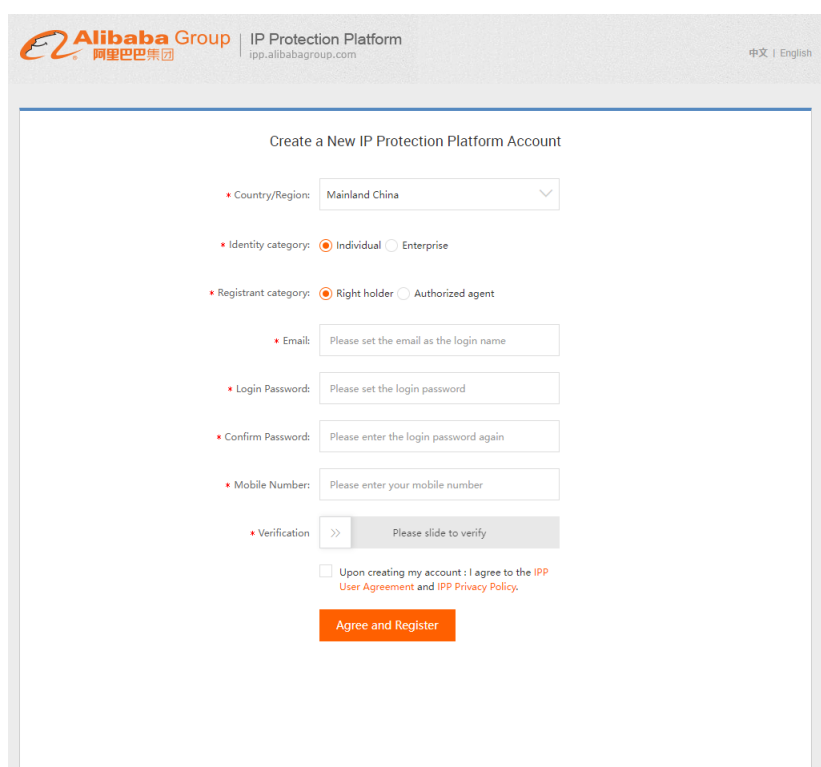
²⁸⁶ <https://www.infoquest.co.th/2021/58556>

年次報告書に詳細に記載されている²⁸⁷。

Lazada は、中国のアリババグループの傘下にあることから、アリババグループの知的財産権保護プラットフォーム（IPP）を通じてテイクダウンを申請することとなる²⁸⁸。具体的な申請手続は以下のとおりである。

① アカウント登録

アカウント登録ページで必要事項を入力してアカウント登録を行う²⁸⁹。



- ② 身分証明書又は登記簿謄本等及び知的財産権の登録証をアップロードする。
- ③ テイクダウンの申請ページにて、模倣品を販売している出展者を選択し、模倣品を販売しているページの URL、その他模倣品であることを示す証拠書類等をアップロードする。
- ④ Lazada によって提出情報・書類が検討され、根拠があると判断されれば、提出した URL の削除等のテイクダウンが実行される。

²⁸⁷ https://group.lazada.com/static/ipr_annual_report/index.html#about

²⁸⁸ <https://ipp.alibabagroup.com/>

²⁸⁹ <https://ipp.alibabagroup.com/register.htm? localeChangeRedirectToken=1>

(2) Shopee

Shopee における具体的なテイクダウン申請手続は以下のとおりである。

① 申請アカウント登録

以下の申請ページに、必要事項を入力する²⁹⁰。

The image shows a screenshot of the Shopee Intellectual Property Infringement form. The form is titled "Intellectual Property Infringement" and is presented in a white box with a red border. At the top, there is a Shopee logo. Below the title, there is a section for "Documents required for each nature of complaint" which lists requirements for Counterfeits / Trademark, Copyright, Industrial Design, and Patent. The main section is "Informant's Information" which contains several input fields: "Informant's Name and Title", "Informant's relationship with IP owner", "Informant's Email Address", "Informant's Website", "Informant's Address", "Informant's Contact Number", "Nature of Informant", and "Informant's Company Name". Each field has a red asterisk indicating it is required. There is a "Next" button at the bottom left of the form.

Shopee

Intellectual Property Infringement

กรุณาลoadไฟล์เพื่อไปยังแบบฟอร์มภาษาอังกฤษ

Documents required for each nature of complaint

Counterfeits / Trademark

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Local Trademark Registration Certificate(s)
3. Pictorial Guidance/ Pricelist

Copyright

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Pictorial Proof with Watermark
3. Other Information, if any

Industrial Design

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Pictorial Proof of Product/ Design
3. Industrial design certificate

Patent

1. Letter of Authorization (if informant is not IP owner)
2. Pictorial Proof of Product/ Design
3. Patent registration certificate

Informant's Information

Informant's Name and Title *

Informant's relationship with IP owner *

Informant's Email Address *

Informant's Website

Informant's Address *

Informant's Contact Number *

Nature of Informant *

Informant's Company Name *

Next

²⁹⁰ https://shopee-support.formstack.com/forms/ipr_th_en

- ② 知的財産権の登録証、(権利者ではない場合)委任状、商品の写真・値段表等をアップロードする。
- ③ Shopee によって提出情報・書類が検討され、根拠があると判断されれば、模倣品が販売されている URL の削除等のテイクダウンが実行される。

3. オンライン・プラットフォームの法的責任

(1) 概要

原則として、模倣品の製造又は販売等に対する法的責任は、製造者又は販売者が負うこととなる。もっとも、権利者が個々の製造者や販売者に対して権利行使を行うことは負担が大きいため、EC サイト等を管理するオンライン・プラットフォームに対して責任追及を行うことが効率的であり、かつ、オンライン・プラットフォームが積極的に模倣品対策を行う動機にもなり得る。

(2) 適用される法律

① 共同不法行為・ほう助

タイには、オンライン・プラットフォームの責任を規定する特別法は存在しないため(後記の著作権法を除く。)、一般法である民商法、刑法及び知的財産関連法に従って責任追及することが考えられる。

知的財産関連法である特許法、商標法及び著作権法には知的財産権を侵害した場合の責任について規定されているものの、オンライン・プラットフォームは、模倣品の出品を看過し、又は取り締まりを怠っているのみであり、自ら知的財産権侵害行為を行っているわけではないため、いずれの規定も直接的には適用することはできない。

もっとも、オンライン・プラットフォームを知的財産権侵害者との共同不法行為者又はほう助犯とみなし、共同不法行為又はほう助行為の責任を規定する民商法 432 条又は刑法 86 条を適用してオンライン・プラットフォームの責任を追及することが考えられる。民商法 432 条及び刑法 86 条の規定は以下のとおりである。

民商法 432 条

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自連帯でその賠償の責に任じる。共同行為者中のいずれがその損害を加えたかを知ることができないときも同じである。また、不法行為の教唆者又は扶助者も共同不法行為者とみなす。

刑法 86 条

理由の如何を問わず、犯罪の前か後かにかかわらず、他の者が罪を犯すことを支援又は促進するために行動する者は、犯人が当該支援又は促進を知らない場合であっても、当該犯罪を支援したほう助者とみなされ、当該犯罪に適用される罰則の 3 分の 2 が科される。

② 著作権法

著作権法には、サービスプロバイダーの責任が明記されており、サービスプロバイダーのコンピューターシステム内において著作権侵害が行われている合理的な証拠がある場合には、著作権の権利者は、当該著作権侵害行為の中止を裁判所に求めることができる²⁹¹。当該申立てが認められた場合、権利者は、裁判所が指定する期間内に、著作権侵害者に対して法的措置を開始しなければならない²⁹²。

サービスプロバイダーは、著作権侵害者による侵害行為を支配し、教唆し、又は命令した者でない場合で、かつ、裁判所の命令に従って必要な行為を履行している場合には、著作権侵害の責任から免責される²⁹³。

同条により、「サービスプロバイダー」とは、インターネットへのアクセス若しくはコンピューターシステムを通じたその他の通信手段を第三者に提供する者、又は第三者のためにコンピューターデータの保存サービスを提供する者をいう²⁹⁴。なお、2020 年 9 月に内閣で承認された著作権法の改正案では、「サービスプロバイダー」の定義を、インターネットでのアクセス又はコンピューターシステムを通じて他の手段で連絡しあうことを可能にさせるために媒介となり他人にサービスを提供する者をいい、またコンピューター情報の一時的な保存、預託及びリソースロケーションの検索サービスの提供までを意味する、と変更されており、サービスプロバイダーの範囲が拡大することが想定されている。

③ コンピューター犯罪法

コンピューター犯罪法 (Computer Crime Act (No. 2) B.E.2560 (2017)により改正された Computer Crime Act B.E.2550 (2007)) では、知的財産関連法又はその他の法律の下で犯罪行為を構成するコンピューターデータの拡散があった

²⁹¹ 著作権法 32/1 条 1 段落

²⁹² 著作権法 32/1 条 4 段落

²⁹³ 著作権法 32/1 条 5 段落

²⁹⁴ 著作権法 32/1 条 2 段落

場合には、管轄官庁は、デジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society）の大臣の許可を得た上で、裁判所に対して、当該拡散の停止又はコンピューターシステムからの当該データの削除を求める権限を有する²⁹⁵。

オンライン上での模倣品の販売は、知的財産権を侵害するコンピューターデータとなることから、自社の知的財産権を侵害する模倣品がオンライン上で販売されている場合には、権利者は、デジタル経済社会省の担当官に対して、上記の申立てを行うことを要請することができる。

²⁹⁵ コンピューター犯罪法 20 条(3)

VIII. 模倣品が流通している企業に対するアドバイス

以上を踏まえ、タイにおいて模倣品が流通している企業は、以下の対策をとることが望ましい。

1. 知的財産権の確保

タイにおいて、模倣品を始めとした知的財産権の侵害行為に対して権利行使を行うためには、自社の知的財産権をタイにおいて登録していることが重要かつ必須の条件である。この点、商標権については、未登録であっても、商標権所有者の商品として商品を詐称した者に対して、パッシングオフ（詐称通用）の訴訟を提起することができるが²⁹⁶、そのためには自社の商標がタイ国内で周知である必要があり、周知と認められることは容易ではないため、実務上はパッシングオフの訴訟を提起することは難しい。

したがって、タイにおいて登録されている自社の知的財産権を確認し、タイにおける事業活動にとって重要な知的財産権が出願・登録されていない場合には、速やかに出願手続を行うことが望ましい。

また、商標権については、3 年間使用がない場合には不使用取消の対象となることから²⁹⁷、重要な商標については定期的に使用実績を残しておくことも重要である。

2. 模倣品及び冒認出願の監視

模倣品の被害を食い止めるためには、模倣品が市場に出てきた初期の段階で権利行使し、早期に模倣品製造者・販売者を市場から排除することが必要である。模倣品を放置しておく、模倣品製造者・販売者からターゲットとされ、模倣品を販売した利益で更に大量の模倣品を製造・販売することを可能とってしまうおそれがある。

模倣品を早期に発見するためには、現地の子会社や販売代理店からの情報を待つだけでなく、定期的に模倣品が販売されているショッピングモールや市場を訪問し、模倣品の販売の有無を確認することや、EC サイト上で模倣品が出品されていないかを確認する等の積極的な監視活動を行うことが重要である。なお、社内のリソースで対応できない場合には、このような監視サービスを提供している調査会社や法律事務所等があることから、これらの外部業者を利用することも検討すべきである。

²⁹⁶ 商標法 46 条 2 段落

²⁹⁷ 商標法 63 条

3. 一般消費者への注意喚起

前記の監視活動において、模倣品が多く流通していることが判明した場合には、自社のホームページや EC サイト上のオフィシャルサイト等で、正規商品を購入できる店舗の情報や模倣品を見分ける方法、模倣品を使用した場合のリスク等を公開することで、一般消費者に注意喚起することも考えられる。

タイにおいては、そもそも模倣品であることを知らずに購入、使用してしまっている消費者も少なくないため、ホームページ等で広く情報発信することで、一般消費者が模倣品を購入しないようにするような環境を作り出すことも重要な対策の一つである。

4. 積極的な権利行使

模倣品に対して権利行使を行わない企業は、模倣品製造者・販売者からターゲットとされ、模倣品被害が更に拡大してしまうことから、発見した模倣品に対しては積極的に権利行使を行わなければならない。

権利行使の中でも、EC サイト運営者に対するテイクダウン手続は最も簡便で、費用もかからない権利行使手段と言えるため、EC サイト上での模倣品に対しては積極的にテイクダウン手続をとり、EC サイトから排除すべきである。もちろん、テイクダウンによって EC サイトから排除したとしても、同じ販売者が他の名前を使って再度模倣品を出店することはあり得るが、そのような行為に対しても根気強く対応することで、模倣品販売者が模倣品を自由に販売できない状況に追い込むことが重要である。

また、EC サイトでのテイクダウンのみではなく、前記の民事・刑事救済も積極的に行っていくことが望ましい。民事・刑事救済において、裁判手続まで行う場合には相当な時間と費用がかかるが、その前段階で和解できる可能性も高いため、和解を目指して権利行使を行うことも積極的に検討すべきである。和解においては、金銭的な賠償を求めると交渉が難航することがあるため、模倣品の製造・販売の中止に加えて、輸入元や製造元の情報開示等、模倣品の流通経路を解明することに重きをおくことも考えられる。また、前記 IV.1「権利者自らによる対策」記載した点も権利を行使する際の留意点である。

5. 法律事務所との関係の構築

上記の権利行使を行う場合には、現地の法律事務所に手続を依頼することになるが、知的財産権の権利行使は知的財産権に関する知識と経験が必要となるため、このような業務に精通した現地法律事務所を起用することが望ましい。また、現地の法律事務所と委任契約を締結する際には、報酬・諸経費に関する規定、秘密保持条

項、贈賄禁止条項等、契約書の細部についても十分な注意を払う必要がある。

IX. 所轄機関の連絡先

(注：電話及び FAX 番号はタイ国内番号で記載している。)

No.	Organization
1.	知的財産局 (Department of Intellectual Property) (DIP) Address: 563 Nonthaburi Road, Bangkrasor, Muang Nonthaburi, Nonthaburi 11000 Thailand Tel.: 0-2528-7010, 1368 (Hotline) Fax no.: 0-2547-4691 Website: https://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html Email address: Dipadmin@moc.go.th
2.	法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation) (DSI) Address: 128, Chaeng Watthana Road, Thung Song Hong Sub-district, Lak Si District, Bangkok 10210 Thailand Tel.: 0-2831-9888 Fax no.: 0-2975-9888 Website: https://www.dsi.go.th/en Email address: dsi@dsi.go.th
3.	検察庁 (The Public Prosecution Office) (Office of the Attorney General) 3.1 Address: Office of the Attorney General (Chaeng Watthana Building), The Government Complex, Rajaburi Direkkriddhi Building, 120, Moo 3, Chaeng Watthana Road, Thung Song Hong Sub-district, Lak Si District, Bangkok 10210 Thailand Tel.: 0-2142-1436, 0-2142-1444 Fax no.: 0-2143-9546 Website: https://www2.ago.go.th/ Email address: ago@saraban.mail.go.th 3.2 Address: Office of the Attorney General (Ratchadaphisek Road Building), 51, Ratchadaphisek Road, Chom Phon Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900 Thailand Tel.: 0-2515-4000 Fax no.: 0-2515-4078

	Website: https://www2.ago.go.th/ Email address: -
4.	税関 (The Royal Thai Customs) (Thai Customs) Address: 1, Suntorn Kosa Road, Klong Toey, Bangkok 10110 Thailand Tel.: 1164 (Call Center) Fax no.: 0-2667-7767 Website: https://www.customs.go.th/index.php?lang=en& Email address: saraban@customs.go.th
5.	経済犯罪制圧部 (The Economic Crime Suppression Division) (ECD) Address: Central Investigation Bureau Building, 1096, Phahonyothin Road, Chom Phon Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900 Thailand Tel.: 0-2237-7535 Fax no.: - Website: http://ecd.police.go.th/ Email address: -
6.	中央知的財産国際貿易裁判所 (The Central Intellectual Property and International Trade Court) (CIPIT 裁判所) Address: Government Complex Commemorating His Majesty the King's 80th Birthday Anniversary, 5 December B.E. 2550 (2007), Rajaburi Direkriddhi Building (Building A), Floors 5-7, 120, Moo 3, Chaeng Watthana Road, Thung Song Hong Sub-district, Lak Si District, Bangkok 10210 Thailand Tel.: 0-2141-1910 Fax no.: 0-2143-8722 Website: https://ipitc.coj.go.th/th/page/item/index/id/478 Email address: ipitc@coj.go.th
7.	デジタル経済社会省 (Ministry of Digital Economy and Society) Address: Government Complex Commemorating His Majesty the King's 80th Birthday Anniversary, 5 December B.E. 2550 (2007), Ratthaprasasanabhakti Building, Floors 6-9, 120 Moo 3, Chaeng Watthana Road, Thung Song Hong Sub-district, Lak Si District, Bangkok 10210 Thailand Tel.: 0-2141-6747 Fax no.: 0-2143-8019 Website: https://www.mdes.go.th/ Email address: pr@mdes.go.th, saraban@mdes.go.th
8.	国家放送通信委員会 (Office of the National Broadcasting and Telecommunications Commission)

	Address: 87, Phaholyothin 8 (Soi Sailom), Samsen Nai Sub-district, Phaya Thai District, Bangkok 10400 Thailand Tel.: 0-2670-8888, 1200 (Call Center) Fax no.: 1200 (Press 7) Website: https://www.nbtc.go.th/Home.aspx?lang=en-us Email address: 1200@nbtc.go.th
9.	技術犯罪制圧部 (Technology Crime Suppression Division) Address: Government Complex Commemorating His Majesty the King's 80th Birthday Anniversary, Building B, Floor 4, Chaeng Watthana Road, Thung Song Hong Sub-district, Lak Si District, Bangkok 10210 Thailand Tel.: 0-2142-2556, 0-2143-8078, 0-2143-8079, 0-2143-8080 Fax no.: - Website: https://tcsd.go.th/product-landing/?lang=en Email address: tcsdstaff@police.go.th
10.	タイ情報技術犯罪抑制作業部会 (Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression) Address: Building 1, Floor 1, Royal Thai Police, Pathum Wan Sub-district, Pathum Wan District, Bangkok 10330 Thailand Tel.: 081-866-3000, 1599 (Hotline) Fax no.: - Website: https://pct.police.go.th/ Email address: pct@police.go.th

X. 参考資料

1. 特許出願書²⁹⁸

添付書類2
様式 ソーボ－/ソーボ－/オーソーボ－/001 コー
(1 ページ/合計 2 ページ)

(政府印章) 特許/小特許出願 ☐ 発明 ☐ 意匠 ☐ 小特許 私は、仏歴 2522 年(西暦 1979 年)特許法、仏歴 2535 年(西暦 1992 年)改訂版特許法(第2版)及び仏歴 2542 年(西暦 1999 年)改訂版特許法(第3版)に基づき、特許/小特許を受けるべく、本特許/小特許出願書に署名いたします。	担当官記入欄 出願日 _____ 出願番号 _____ 提出日 _____	
	国際特許分類 _____ 使用する製品の形式、種類 _____	
	公開日 _____ 公開番号 _____ 登録日 _____ 登録番号 _____	担当官署名 _____
	1. 発明/意匠の名称 _____	
	2. 本意匠出願は、同一の意匠に関する出願で、同時に提出している出願合計数 _____ の、第 _____ 番目の出願である。	
3. 特許/小特許出願人 ☐ 個人 ☐ 法人 ☐ 政府機関 ☐ 財団法人 ☐ その他 名前 _____ 住所 _____ 区 _____ 都 _____ 県 _____ 郵便番号 _____ 電話 _____ 国名 _____ Eメール _____ ☐ 身分証明証番号 ☐ 法人登録証番号 ☐ 職税者証明証番号 ☐ □□□□□□□□□□ 追加(添付の通り) 知的財産局が連絡を取る方法 ☐ 出願人の E メール ☐ 代理人の E メール _____		3.1 国籍 _____ 3.2 TEL _____ 3.3 FAX _____
4. 特許/小特許出願権 ☐ 発明者/意匠創作者 ☐ 譲受人 ☐ 他の理由による出願人		
5. 代理人(ある場合) 名前 _____ 住所 _____ 区 _____ 都 _____ 県 _____ 郵便番号 _____ 国名 _____ Eメール _____ ☐ 身分証明証番号 ☐ □□□□□□□□□□ ☐ 追加(添付の通り)		5.1 代理人登録番号 _____ 5.2 TEL _____ 5.3 FAX _____ ☐
6. 発明者/意匠創作者 ☐ 名前、住所共に出願人に同じ 名前 _____ 住所 _____ 区 _____ 都 _____ 県 _____ 郵便番号 _____ 国名 _____ Eメール _____ ☐ 身分証明証番号 ☐ □□□□□□□□□□ (添付の通り) ☐ 追加		
7. 本特許/小特許出願は原出願から分割したもの、あるいは関係する出願である。 本特許/小特許出願人は、本特許/小特許出願日を、出願日 _____ の出願番号 _____ の特許/小特許出願と同日に出願したものとみなされることを申請する。 その理由はこの特許/小特許出願は原特許出願から分割、あるいは関係する出願で、 ☐ 原出願には複数の発明が含まれているため ☐ 出願人には権利がないと異議申立てされたため ☐ 権利の種類を変更させるため 注: 全項目において詳細を記載できない場合、本様式の形にて、項目管理番号、追加詳細を示した項目を記載し、末尾に付属書類として作成すること。		

担当官使用欄			
特許/小特許分類 ☐ 工学グループ 発明特許(工学) 発明特許(電気) 発明特許(物理)	☐ 化学グループ 発明特許(技術化学) 発明特許(石油化学) 発明特許(生物技術) 発明特許(医薬品)	意匠特許 ☐ 意匠特許(意匠 1) ☐ 意匠特許(意匠 2) ☐ 意匠特許(意匠 3)	小特許 ☐ 小特許(工学) ☐ 小特許(化学)

²⁹⁸ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

8. 外国出願 ☐ PCT				☐ 追加(添付の通り)	
出願日	出願番号	国名	国際特許分類	出願経過	
8.1					
8.2					
8.3					
8.4 ☐ 出願人は、最初の外国特許／小特許出願日を本出願の出願日とする権利を有する ☐ 本出願書類と共に証拠書類を提出した。 ☐ 本出願書類提出後証拠書類を提出する。					
9. 特許／小特許出願人の発明又は意匠についての主催者である政府機関における展示 発明を展示した期間 展示会を開いた期間 主催者					
10. 微生物発明					
10.1 寄託登録番号		10.2 寄託日		10.3 寄託機関／国	
11. 出願人は本特許／小特許出願日以前に外国語で出願した。本出願日から数えて 90 日以内にタイ語訳を提出する。 本出願は次の言語で出願する。 ☐ 英語 ☐ 仏語 ☐ 独語 ☐ 日本語 ☐ その他					
12. 特許／小特許出願人が局長に対して、.....年.....月.....日.....以降に、出願又は登録、そして本小特許の公開を依頼する ☐ 特許／小特許出願人は図面番号.....を公開において使用することを要求した。					
13. 出願書類に含まれるもの 1. 願書.....ページ 2. 明細書又は製品記述書.....ページ 3. クレーム ページ 4. 図面 .. 5. 製品図.....図ページ.. ☐ 図面図ページ.. ☐ 写真図ページ.. 6. 要約.....ページ			14. 出願と共に提出された書類 ☐ 譲渡証 ☐ 発明／意匠を出願する権利宣誓書 ☐ 委任状 ☐ 微生物に関する詳細 ☐ 優先権主張の申請書 ☐ 権利種別変更申請書 ☐ その他の書類		
15. 私は次のことを証明します。 ☐ 本発明は以前に特許／小特許出願は行われていません。 ☐ 本発明は.....の改良発明である。					
16. 出願代理人の署名 ☐ 特許／小特許出願人 ☐ 代理人					

備考: 発明／意匠特許又は小特許を出願する際に担当官に対して虚偽を申し立てた者は、如何なる者も 6 ヶ月以下の懲役、あるいは 5000 バーツ以下の罰金、あるいはその両方の刑を科せられる。

2. 優先権主張申請書²⁹⁹

添付書類 5



書式 ソーポー／ソーポー／オーソーポー／
002-コー

担当官用

出願番号：
日付：

優先権主張申請書

特許出願／小特許出願番号：
出願日：
発明／意匠に係る物品の名称：
特許／小特許出願人名：

項目 1. 名称

☐ 自然人 ☐ 法人 ☐ 政府機関 ☐ 財団法人 ☐ その他

番地 小路／ソイ 通り 町／地区
郡／区 県 郵便番号 電話番号

☐ 国民身分証明証番号 ☐ 法人登録番号 ☐ 納税者番号

号

上記特許または小特許の出願人／出願人の代理人は、以下詳細の優先権を主張する

2. 優先権

出願日	出願番号	国	国際特許分類	出願の状態

3. 私は以下の証拠書類と共に本願を出願します。

特許または小特許出願日が示され、当該特許または小特許出願の明細書を含み、優先国の特許庁による正確性の保証がなされた当該優先権書類写し

日付

署名

()

²⁹⁹ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

3. PCT 出願国内移行出願書³⁰⁰

書式ソーポー／オーソーポー／001-コー (PCT)

1/1 ページ

 タイ国における発明保護を受ける出願 私、本書の署名者は、国際特許出願された発明について、タイ国における仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づく保護を希望します。 ☐ 特許 ☐ 小特許	担当官記入欄	
	受理日	出願番号
	出願日	
	国際特許分類	
	公開日	公開番号
	特許／小特許付与日	特許／小特許番号
担当官サイン欄		
1. 発明の名称		
2. 特許／小特許出願人		
☐ 自然人 ☐ 法人 ☐ 政府機関 ☐ 財団法人 ☐ その他		
名称：		
住所： 町/地区 郡/区 県 郵便番号		
国 E メール		
☐ 国民身分証明証番号 ☐ 法人登録番号 ☐ 納税者番号 ☐ 追加（代理人）		
知的財産局が貴殿に連絡する場合、貴殿は ☐ 出願人の E メール ☐ 代理人の E メール が都合良い		
3. 代理人		
名称：		
住所： 町/地区 郡/区 県 郵便番号		
国 E メール 国籍		
国民身分証明証番号 ☐ 追加（代理人）		
4. 発明者／創作者 ☐ 出願人と同じ		
名称：		
住所： 町/地区 郡/区 県 郵便番号		
国 E メール		
国民身分証明証番号 ☐ 追加（代理人）		
5. 国際特許出願		
国際特許出願番号		
国際特許出願日		
6. 優先権の詳細 ☐ 追加（代理人）		
優先権主張番号 優先日 優先国		
7. 特許出願／小特許出願の付属書類		
a. 願書 ページ		
b. 明細書 ページ		
c. クレーム ページ		
d. 図面 図 ページ		
e. 要約 ページ		
8. 出願と共に提出された書類		
☐ 特許／小特許出願の権利を示す書類		
☐ 委任状		
☐ 微生物に関する書類		
☐ 国際出願の翻訳		
10. 署名		
☐ 出願人 ☐ 代理人（ ）		
9. 本特許／小特許出願は原出願からの分割または関連出願で、出願番号 号と同日に出願した		
なぜなら本願は以下の理由で原出願から分割した、または関連するためである。		
☐ 原出願には複数の発明が含まれる		
☐ 出願人には権利がないとして異議を申し立てられた		
担当官記入欄		
特許／小特許のカテゴリー		
☐ 工学グループ ☐ 化学グループ ☐ 小特許		
発明特許（工学） 発明特許（科学技術） ☐ （工学）		
発明特許（電気） 発明特許（石油化学） ☐ （化学）		
発明特許（物理） 発明特許（生命化学）		
発明特許（医薬）		
外国からの書類の提出		
☐ 30 か月以内に提出		
☐ 権利回復書類と共に 30 か月を超えて提出		

³⁰⁰ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

4. 実体審査請求書³⁰¹



添付書類 1

書式ソーポー／オーソーポー／005-コー

担当官用

出題番号:

日付：

審查請求書

特許出願／小特許出願番号：

出版目：

発明／意匠に係る物品の名称:

特許公開日:

小特許公開および登録日:

項目 1. 名称

☐ 自然人 ☐ 法人 ☐ 政府機関 ☐ 財団法人 ☐ その他

住所

町/地区

郡/区

果

郵便番号

電話番号

☐国民身分証明証番号 ☐法人登録番号 ☐納税者番号

[illegible]☐特許出願人 ☐特許出願人の代理人☐小特許権者 ☐小特許権者の代理人☐発明特許の審査請求人 ☐小特許の審査請求人

目付

署名

()

(注釈)

該当しない内容に線を引くこと

³⁰¹ JETRO 公表の特許審査マニュアル和訳より抜粋

5. 特許登録証

เลขที่สิทธิบัตร XXXXX		สป/200 - ข
สิทธิบัตรการประดิษฐ์		
อาศัยอำนาจตามความในพระราชบัญญัติสิทธิบัตร พ.ศ. 2522 อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญาออกสิทธิบัตรฉบับนี้ให้แก่		
ชื่อผู้ทรงสิทธิ		
สำหรับการประดิษฐ์ตามรายละเอียดการประดิษฐ์ ชื่อผลิตภัณฑ์ และรูปเขียน (ถ้ามี) ดังที่ปรากฏในสิทธิบัตรนี้		
เลขที่คำขอ	XXXXXXXXXX	รอยปรุแสดงเลขที่สิทธิบัตร
วันขอรับสิทธิบัตร	วันที่ เดือน ปี พ.ศ.	
ผู้ประดิษฐ์	ชื่อผู้ประดิษฐ์	
ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์	XXXXXXXXXX	
ให้ผู้ทรงสิทธิบัตรนี้มีสิทธิและหน้าที่ตามกฎหมายว่าด้วยสิทธิบัตรทุกประการ		
	ออกให้ ณ วันที่	XX เดือน XXXXXX พ.ศ. XXXX
	หมดอายุ ณ วันที่	XX เดือน XXXXXX พ.ศ. XXXX
อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญา ผู้ออกสิทธิบัตร ประทับตรา		
หมายเหตุ	พนักงานเจ้าหน้าที่	
1. ผู้ทรงสิทธิบัตรต้องชำระค่าธรรมเนียมรายปีเริ่มตั้งแต่ปีที่ 5 ของอายุสิทธิบัตร มิฉะนั้น สิทธิบัตรนี้จะสิ้นสุดอายุ		
2. ผู้ทรงสิทธิบัตรจะขอชำระค่าธรรมเนียมรายปีล่วงหน้าโดยชำระทั้งหมดในคราวเดียวได้	Ref:XXXXXXXXXXXXXXXX	
3. การอนุญาตให้ใช้สิทธิตามสิทธิบัตรและการโอนสิทธิบัตรต้องทำเป็นหนังสือและจดทะเบียนต่อพนักงานเจ้าหน้าที่		
XXXXXX		

6. PPH 申請書

Subject: Request for an accelerated examination under the PPH pilot program

Date of filing: _____

Thai Application number: _____

Title of the invention: _____

Applicant: _____

Corresponding JPO Application number: _____

Priority Application number _____

Documents submitted:

- ☐ Copies of all office actions (which are relevant to substantial examination for patentability in the JPO) which were issued for the corresponding application by the JPO and
- ☐ translations of them
- ☐ Copies of all claims determined to be patentable/allowable by the JPO and
- ☐ translations of them
- ☐ Copies of references cited by the JPO examiner
- ☐ Claim correspondence table

Claim correspondence table		
The claim in the DIP	The patentable claim in the JPO	Comments about the correspondence

(Documents to be omitted to submit)

7. ASPEC 申請書

ASEAN Patent Examination Co-operation (ASPEC)

Request Form

1. Name of Applicant(s) (Further applicants are to be indicated on an additional sheet)

2. Utilisation of ASPEC

Participating ASEAN Member State (AMS)	ASPEC Documents From 1 st AMS IP Office			ASPEC Documents To 2 nd AMS IP Office	
	Documents ⁴ From	Corresponding Patent Application ⁵ Number of the 1 st AMS IP Office	Priority Patent Application Number ⁶ (where applicable)	Documents To Be Used In	Patent Application Number of the 2 nd AMS IP Office (where ASPEC is requested)
Brunei Darussalam	☐			☐	
Cambodia	☐			☐	
Indonesia	☐			☐	
Lao PDR	☐			☐	
Malaysia	☐			☐	
The Philippines	☐			☐	
Singapore	☐			☐	
Thailand	☐			☐	
Viet Nam	☐			☐	

3. Request for PCT-ASPEC or ASPEC AIM pilot programme (Please check against the box if applicable)

- ☐ The applicant is relying on Patent Cooperation Treaty (PCT) work products⁷ from an ASEAN International Searching Authority/International Preliminary Examination Authority ("ISA/IPEA").
- ☐ The applicant wishes to apply for the ASPEC Acceleration for Industry 4.0 Infrastructure and Manufacturing (ASPEC AIM) pilot.

4. Remarks

--

5. Name and Signature of Applicant or Agent/Attorney

Name and Signature

Date

⁴ Documents submitted should include a copy of (i) a search report, (ii) an examination report, and (iii) claims referred to in the examination report. A claim correspondence table is optional.

⁵ A patent application from another ASPEC participating ASEAN country is a corresponding patent application if it is linked by a Paris Convention priority claim to the patent application of which ASPEC is requested for, and vice versa, or it shares the same priority claim with the patent application of which ASPEC is requested for, from another patent application of a Paris Convention member country.

⁶ Please indicate the patent application number which the corresponding patent application claims priority from, where applicable.

⁷ Written opinion of the International Search Authority (ISA), Written opinion of the International Preliminary Examining Authority (IPEA), or International Preliminary Examination Report issued within the PCT framework. An international search report should also be provided where applicable.

8. 小特許登録証

เลขที่อนุสิทธิบัตร XXXXX		อสป/200 - ข
อนุสิทธิบัตร		
อาศัยอำนาจตามความในพระราชบัญญัติสิทธิบัตร พ.ศ. 2522 ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติสิทธิบัตร (ฉบับที่ 3) พ.ศ. 2542 อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญาออกอนุสิทธิบัตรฉบับนี้ให้แก่		
ชื่อผู้ทรงสิทธิ		
สำหรับการประดิษฐ์ตามรายละเอียดการประดิษฐ์ ชื่อสิ่งสิทธิ และรูปเขียน (ถ้ามี) ดังที่ปรากฏในอนุสิทธิบัตรนี้		
เลขที่คำขอ	XXXXXXXXXX	
วันขอรับอนุสิทธิบัตร	วันที่ เดือน ปี พ.ศ.	
ผู้ประดิษฐ์	ชื่อผู้ประดิษฐ์	
ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์	XXXXXXXXXX	
ให้ผู้ทรงอนุสิทธิบัตรนี้มีสิทธิและหน้าที่ตามกฎหมายว่าด้วยสิทธิบัตรทุกประการ		
	ออกให้ ณ วันที่	XX เดือน XXXXXX พ.ศ. XXXX
	หมดอายุ ณ วันที่	XX เดือน XXXXXX พ.ศ. XXXX
อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญา ผู้ออกอนุสิทธิบัตร ประทับตรา		
พนักงานเจ้าหน้าที่		
		
Ref XXXXXXXXXXXXXXXX		

หมายเหตุ 1. ผู้ทรงอนุสิทธิบัตรต้องชำระค่าธรรมเนียมรายปีเริ่มตั้งแต่ปีที่ 5 ของอายุอนุสิทธิบัตร มิฉะนั้น อนุสิทธิบัตรนี้จะสิ้นสุดอายุ
2. ผู้ทรงอนุสิทธิบัตรจะขอชำระค่าธรรมเนียมรายปีล่วงหน้าโดยชำระทั้งหมดในคราวเดียวได้
3. ภายใน 90 วันก่อนวันสิ้นสุดอายุอนุสิทธิบัตร ผู้ทรงอนุสิทธิบัตรมีสิทธิขอต่ออายุอนุสิทธิบัตรได้ 2 ครั้ง มีกำหนดคราวละ 2 ปี โดยยื่นคำขอต่ออายุ ต่อพนักงานเจ้าหน้าที่
4. การอนุญาตให้ใช้สิทธิตามอนุสิทธิบัตรและการโอนอนุสิทธิบัตรต้องทำเป็นหนังสือและจดทะเบียนต่อพนักงานเจ้าหน้าที่
XXXXXX

9. 意匠出願書（タイ語のみ）

แบบ สป/สผ/อสป/001-ก
หน้า 1 ของจำนวน 2 หน้า

 คำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ การประดิษฐ์ ☐ การออกแบบผลิตภัณฑ์ ☐ อนุสิทธิบัตร ข้าพเจ้าผู้ลงลายมือชื่อในคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้ ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ตามพระราชบัญญัติสิทธิบัตร พ.ศ. 2522 แก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติสิทธิบัตร (ฉบับที่ 2) พ.ศ. 2535 และ พระราชบัญญัติสิทธิบัตร (ฉบับที่ 3) พ.ศ. 2542	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">สำหรับเจ้าหน้าที่</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">วันรับคำขอ</td> <td style="width: 50%;">เลขที่คำขอ</td> </tr> <tr> <td>วันยื่นคำขอ</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ใช้กับแบบผลิตภัณฑ์</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ประเภทผลิตภัณฑ์</td> </tr> <tr> <td>วันประกาศโฆษณา</td> <td>เลขที่ประกาศโฆษณา</td> </tr> <tr> <td>วันออกสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร</td> <td>เลขที่สิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ลายมือชื่อเจ้าหน้าที่</td> </tr> </table>	สำหรับเจ้าหน้าที่		วันรับคำขอ	เลขที่คำขอ	วันยื่นคำขอ		สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ		ใช้กับแบบผลิตภัณฑ์		ประเภทผลิตภัณฑ์		วันประกาศโฆษณา	เลขที่ประกาศโฆษณา	วันออกสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร	เลขที่สิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร	ลายมือชื่อเจ้าหน้าที่	
สำหรับเจ้าหน้าที่																			
วันรับคำขอ	เลขที่คำขอ																		
วันยื่นคำขอ																			
สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ																			
ใช้กับแบบผลิตภัณฑ์																			
ประเภทผลิตภัณฑ์																			
วันประกาศโฆษณา	เลขที่ประกาศโฆษณา																		
วันออกสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร	เลขที่สิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร																		
ลายมือชื่อเจ้าหน้าที่																			
1. ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์/การออกแบบผลิตภัณฑ์																			
2. คำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์นี้เป็นคำขอสำหรับแบบผลิตภัณฑ์อย่างเดียวกันและเป็นคำขอลำดับที่ ในจำนวน คำขอ ที่อื่นในคราวเดียวกัน																			
3. ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ บุคคลธรรมดา ☐ นิติบุคคล ☐ หน่วยงานรัฐ ☐ มูลนิธิ ☐ อื่นๆ																			
ชื่อ ที่อยู่ ตำบล/แขวง อำเภอ/เขต จังหวัด รหัสไปรษณีย์ ประเทศ อีเมล ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ เลขทะเบียนนิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร ☐ เพิ่มเติม (ดั่งแบบ) ในกรณีที่มีการ สือสารกับท่าน ท่านสะดวกใช้ทาง ☐ อีเมล ☐ อีเมลตัวแทน	3.1 สัญชาติ 3.2 โทรศัพท์ 3.3 โทรสาร																		
4. สิทธิในการขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ ผู้ประดิษฐ์/ผู้ออกแบบ ☐ ผู้รับโอน ☐ ผู้ขอรับสิทธิโดยเหตุอื่น																			
5. ตัวแทน (ถ้ามี) ชื่อ ที่อยู่ ตำบล/แขวง อำเภอ/เขต จังหวัด รหัสไปรษณีย์ ประเทศ อีเมล เลขประจำตัวประชาชน ☐ เพิ่มเติม (ดั่งแบบ)																			
6. ผู้ประดิษฐ์/ผู้ออกแบบผลิตภัณฑ์ ☐ ชื่อและที่อยู่เดียวกันกับผู้ขอ ชื่อ ที่อยู่ ตำบล/แขวง อำเภอ/เขต จังหวัด รหัสไปรษณีย์ ประเทศ อีเมล เลขประจำตัวประชาชน ☐ เพิ่มเติม (ดั่งแบบ)																			
7. คำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้แยกจากหรือเกี่ยวข้องกับคำขอเดิม ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ขอให้ถือว่าได้ยื่นคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้ ในวันเดียวกับคำขอรับสิทธิบัตร เลขที่ วันยื่น เพราะคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้แยกจากหรือเกี่ยวข้องกับคำขอเดิมเพราะ ☐ คำขอเดิมมีการประดิษฐ์หลายอย่าง ☐ ถูกคัดค้านเนื่องจากผู้ขอไม่มีสิทธิ ☐ ขอเปลี่ยนแปลงประเภทของสิทธิ																			
หมายเหตุ ในกรณีที่ไม่มีอาจะระบุรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้จัดทำเป็นเอกสารแนบท้ายแบบพิมพ์นี้โดยระบุหมายเลขกำกับข้อและหัวข้อที่แสดงรายละเอียดเพิ่มเติมดังกล่าวด้วย																			
สำหรับเจ้าหน้าที่																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"> จำแนกประเภทสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ กลุ่มวิศวกรรม สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (วิศวกรรม) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ไฟฟ้า) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ฟิสิกส์) </td> <td style="width: 33%;"> ☐ กลุ่มเคมี สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เคมีเทคนิค) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ปิโตรเคมี) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เทคโนโลยีชีวภาพ) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เภสัชภัณฑ์) </td> <td style="width: 33%;"> สิทธิบัตรการออกแบบ ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 1) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 2) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 3) </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> อนุสิทธิบัตร ☐ อนุสิทธิบัตร (วิศวกรรม) ☐ อนุสิทธิบัตร (เคมี) </td> </tr> </table>		จำแนกประเภทสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ กลุ่มวิศวกรรม สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (วิศวกรรม) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ไฟฟ้า) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ฟิสิกส์)	☐ กลุ่มเคมี สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เคมีเทคนิค) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ปิโตรเคมี) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เทคโนโลยีชีวภาพ) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เภสัชภัณฑ์)	สิทธิบัตรการออกแบบ ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 1) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 2) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 3)	อนุสิทธิบัตร ☐ อนุสิทธิบัตร (วิศวกรรม) ☐ อนุสิทธิบัตร (เคมี)														
จำแนกประเภทสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ กลุ่มวิศวกรรม สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (วิศวกรรม) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ไฟฟ้า) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ฟิสิกส์)	☐ กลุ่มเคมี สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เคมีเทคนิค) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (ปิโตรเคมี) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เทคโนโลยีชีวภาพ) สิทธิบัตรการประดิษฐ์ (เภสัชภัณฑ์)	สิทธิบัตรการออกแบบ ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 1) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 2) ☐ สิทธิบัตรการออกแบบ (ออกแบบผลิตภัณฑ์ 3)																	
อนุสิทธิบัตร ☐ อนุสิทธิบัตร (วิศวกรรม) ☐ อนุสิทธิบัตร (เคมี)																			

8. การยื่นคำขออนุญาตนำเข้า ☐ PCT ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)				
วันยื่นคำขอ	เลขที่คำขอ	ประเทศ	สัญลักษณ์จำแนกการประติษฐานระหว่างประเทศ	สถานะคำขอ
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 ☐ ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรขอสิทธิให้ถือว่าได้ยื่นคำขอนี้ในวันที่ได้ยื่นคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรในต่างประเทศเป็นครั้งแรกโดย ☐ ได้ยื่นเอกสารหลักฐานพร้อมคำขอนี้ ☐ ขอยื่นเอกสารหลักฐานหลังจากวันยื่นคำขอนี้				
9. การแสดงการประติษฐานหรือการออกแบบผลิตภัณฑ์ของผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรได้แสดงการประติษฐานที่หน่วยงานของรัฐเป็นผู้จัด วันแสดง _____ วันเปิดงานแสดง _____ ผู้จัด _____				
10. การประติษฐานเกี่ยวกับจุลชีพ				
10.1 เลขทะเบียนฝากเก็บ		10.2 วันที่ฝากเก็บ		10.3 สถาบันฝากเก็บ/ประเทศ
11. ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ขอยื่นเอกสารภาษาต่างประเทศก่อนในวันยื่นคำขอนี้ และจะจัดยื่นคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้ที่จัดทำเป็นภาษาไทยภายใน 90 วัน นับจากวันยื่นคำขอนี้ โดยยื่นเป็นภาษา _____ ☐ อังกฤษ ☐ ฝรั่งเศส ☐ เยอรมัน ☐ ญี่ปุ่น ☐ อื่นๆ _____				
12. ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ขอให้ตีพิมพ์ประกาศโฆษณาคำขอรับสิทธิบัตร หรือรับจดทะเบียน และประกาศโฆษณาอนุสิทธิบัตรนี้ หลังจากวันที่ _____ ☐ ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรขอให้ใช้รูปเขียนหมายเลข _____ ในการประกาศโฆษณา				
13. คำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรนี้ประกอบด้วย			14. เอกสารประกอบคำขอ	
ก. แบบพิมพ์คำขอ _____ หน้า			☐ เอกสารแสดงสิทธิในการขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร	
ข. รายละเอียดการประติษฐาน _____ หน้า			☐ หนังสือรับรองการแสดงการประติษฐาน/การออกแบบผลิตภัณฑ์	
หรือคำพรรณนาแบบผลิตภัณฑ์ _____ หน้า			☐ หนังสือมอบอำนาจ	
ค. ข้อต่อสิทธิ _____ หน้า			☐ เอกสารรายละเอียดเกี่ยวกับจุลชีพ	
ง. รูปเขียน _____ รูป _____ หน้า			☐ เอกสารการขอรับวันยื่นคำขอในต่างประเทศเป็นวันยื่นคำขอในประเทศไทย	
จ. ภาพแสดงแบบผลิตภัณฑ์ _____ หน้า			☐ เอกสารขอเปลี่ยนแปลงประเภทของสิทธิ	
☐ รูปเขียน _____ รูป _____ หน้า			☐ เอกสารอื่นๆ	
☐ ภาพถ่าย _____ รูป _____ หน้า				
ฉ. บทสรุปการประติษฐาน _____ หน้า				
15. ข้าพเจ้าขอรับรองว่า ☐ การประติษฐานนี้ไม่เคยยื่นขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรมาก่อน ☐ การประติษฐานนี้ได้พัฒนาปรับปรุงมาจาก _____				
16. ลายมือชื่อ ☐ ผู้ขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร ☐ ตัวแทน _____ (_____)				

หมายเหตุ: บุคคลใดยื่นขอรับสิทธิบัตรการประติษฐานหรือการออกแบบผลิตภัณฑ์ หรืออนุสิทธิบัตร โดยการแสดงข้อความอันเป็นเท็จแก่พนักงานเจ้าหน้าที่ เพื่อให้ได้ไปซึ่งสิทธิบัตรหรืออนุสิทธิบัตร ต้องระวางโทษจำคุกไม่เกินหกเดือน หรือปรับไม่เกินห้าพันบาท หรือทั้งจำทั้งปรับ

10. 意匠登録証



เลขที่สิทธิบัตร 00000
สน/200 - ข

สิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์

อาศัยอำนาจตามความในพระราชบัญญัติสิทธิบัตร พ.ศ. 2522
อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญาออกสิทธิบัตรฉบับนี้ให้แก่

ทรัพย์สินทางปัญญา คอร์ปอเรชั่น

สำหรับการออกแบบผลิตภัณฑ์ตามข้อถือสิทธิ และภาพแสดงแบบผลิตภัณฑ์
ที่ปรากฏในสิทธิบัตรนี้

เลขที่คำขอ
0000000000

วันขอรับสิทธิบัตร
9 ตุลาคม 2559

ผู้ออกแบบผลิตภัณฑ์
นายตรี เก่งประดิษฐ์

ที่แสดงถึงการออกแบบผลิตภัณฑ์ กระบอกสุบความดันของไทย

ให้ผู้ทรงสิทธิบัตรมีอำนาจหน้าที่ตามกฎหมายว่าด้วยสิทธิบัตรทุกประการ

ออกให้	ณ วันที่	21	เดือน	มิถุนายน	พ.ศ.	2559
หมดอายุ	ณ วันที่	8	เดือน	ตุลาคม	พ.ศ.	2567



(ลงชื่อ).....

(นายสุภัส สงวนดีกุล)

รองอธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญา ปฏิบัติราชการแทน

อธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญา

ผู้ออกสิทธิบัตร

พนักงานเจ้าหน้าที่

หมายเหตุ

- ผู้ทรงสิทธิบัตรต้องชำระค่าธรรมเนียมรายปีเริ่มตั้งแต่ปีที่ 5 ของอายุสิทธิบัตร มิฉะนั้นสิทธิบัตรจะสิ้นสุด
- ผู้ทรงสิทธิบัตรจะขอชำระค่าธรรมเนียมรายปีล่วงหน้าโดยชำระทั้งหมดในคราวเดียวก็ได้
- การอนุญาตให้ใช้สิทธิตามสิทธิบัตรและการโอนสิทธิต้องทำเป็นหนังสือและจดทะเบียนต่อพนักงานเจ้าหน้าที่

013002

11. 商標出願書（タイ語のみ）

แบบ ก.01

 คำขอจดทะเบียน ☐ เครื่องหมายการค้า/บริการ ☐ เครื่องหมายรับรอง ☐ เครื่องหมายร่วม		สำหรับเจ้าหน้าที่	
		วันที่ยื่น	
		ค่าธรรมเนียม	บาท
		ลงชื่อ	ผู้สั่ง
		()	
คำขอเลขที่			
1. เจ้าของ ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ ต่างชาติ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร _____ ☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)			
2. ตัวแทน ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ บุคคลธรรมดา(ไทย) ☐ นิติบุคคล(ไทย) ☐ ส่วนราชการ(ไทย) ☐ อื่นๆ ชื่อ _____ ที่อยู่ _____ แขวง/ตำบล _____ เขต/อำเภอ _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____ ประเทศ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____ โทรศัพท์ _____ โทรสาร _____ อีเมล _____ ☐ เลขประจำตัวประชาชน ☐ นิติบุคคล ☐ เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร _____ ☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ) คำเชื่อมระหว่างตัวแทน ☐ และ ☐ หรือ ☐ และ/หรือ			
3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย ☐ เจ้าของ ☐ ตัวแทน ☐ ตัวแทนช่วง ☐ อื่น ๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน)			
4. เครื่องหมายที่ขอจดทะเบียน 4.1 ภาพเครื่องหมาย		4.2 เครื่องหมายเสียง ☐ เสียงคน ☐ เสียงสัตว์ ☐ เสียงเพลง/ดนตรี ☐ เสียงอื่นๆ การออกเสียงหรือคำบรรยายเสียง	
☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)		☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
5. อักษรต่างประเทศตาม 4.1 (ถ้ามี) ให้ระบุคำอ่านและคำแปลเป็นภาษาไทย (กรณีเป็นภาษาจีนให้ระบุคำอ่านสำเนียงจีนกลางและจีนแต้จิ๋วและคำแปล) ☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)			
6. จำพวกที่ _____ รายการสินค้า/บริการ (ให้ระบุหมายเลขจำพวกและรายการสินค้า/บริการเป็นอย่างๆ ตามประกาศกระทรวงพาณิชย์ เรื่อง การกำหนดจำพวกสินค้าและบริการ) ☐ เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)			
หมายเหตุ การกรอกข้อความในใบนี้ให้ชัดเจน ในกรณีที่ไม่อาจจะระบุรายละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)			

หน้า _____ ของจำนวน _____ หน้า

7. การขอจดทะเบียนเครื่องหมายที่มีลักษณะเป็นกลุ่มของสี ตามมาตรา 7 วรรคสอง (5) (กลุ่มของสี หมายถึง การรวมกันของสีตั้งแต่ 2 สีขึ้นไปและแสดงโดยลักษณะพิเศษ เช่น ภาพวาดลายที่เป็นสีต่างๆ) ☐ ขอรับความคุ้มครอง (ให้บรรยายลักษณะกลุ่มของสีและระบุสีให้ชัดเจน) ☐ ไม่ขอรับความคุ้มครอง ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)
8. การขอจดทะเบียนเครื่องหมายที่มีลักษณะเป็นรูปร่างหรือรูปทรงของวัตถุ ตามมาตรา 7 วรรคสอง (10) (รูปร่างหรือรูปทรงของวัตถุ หมายถึง เครื่องหมายที่แสดงด้านกว้าง ด้านยาว ด้านลึก หรือสามมิติ) ☐ ขอรับความคุ้มครอง (ให้แสดงภาพด้านหน้าของเครื่องหมายลงในข้อ 4.1 ส่วนภาพด้านอื่นๆ (ถ้ามี) คำบรรยายลักษณะเครื่องหมาย(ถ้ามี)) ☐ ไม่ขอรับความคุ้มครอง ☐ เพิ่มเติม (ดังแนบ)
9. การใช้เครื่องหมายโดยการจำหน่าย แยกแพร่ หรือโฆษณาก่อนยื่นคำขอนี้ ☐ ได้ใช้หรืออนุญาตให้ใช้ ☐ ไม่เคยใช้หรืออนุญาตให้ใช้
10. การขอให้ถือว่าวันที่ยื่นคำขออนุญาตออกอากาศครั้งแรกเป็นวันยื่นคำขอในราชอาณาจักรตามมาตรา 28 หรือการขอให้ถือว่าวันที่นำสินค้าที่ใช้เครื่องหมายการค้าออกแสดงในงานแสดงสินค้าระหว่างประเทศตามมาตรา 28 พวิ ☐ ขอถือสิทธิและได้ยื่นคำขอพร้อมเอกสารหลักฐาน ☐ ขอถือสิทธิและได้ยื่นหนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน
11. ผู้ประกอบการ OTOP ประเภท OTOP ☐ ประกอบการรายเดี่ยว ☐ กลุ่มผู้ประกอบการ ☐ SMEs เลขทะเบียน OTOP
12. เอกสารหลักฐานประกอบคำขอจดทะเบียน ☐ สำเนาบัตรประจำตัวหรือสำเนาหนังสือรับรองนิติบุคคลที่ออกให้ไม่เกิน 6 เดือน ของเจ้าของ ☐ สำเนาหนังสือมอบอำนาจ (ก.18) และสำเนาบัตรประจำตัวของผู้รับมอบอำนาจ (ถ้ามี) ☐ หนังสือแสดงการปฏิเสธ (ก.12) (ถ้ามี) ☐ รายชื่อและเอกสารหลักฐานหรือคำชี้แจงแสดงความสัมพันธ์ของผู้มีสิทธิใช้เครื่องหมายร่วม (กรณีเครื่องหมายร่วม) ☐ ข้อบังคับหรือข้อกำหนดหลักเกณฑ์การใช้เครื่องหมายรับรอง (กรณีเครื่องหมายรับรอง) ☐ เอกสารหลักฐานการนำสีลักษณะเฉพาะที่เกิดจากการใช้เครื่องหมายตามข้อ 9. ☐ คำขอถือสิทธิวันที่ยื่นคำขอในต่างประเทศครั้งแรกหรือวันที่นำสินค้าออกแสดง (ก.10) (ถ้ามี) ☐ เอกสารหลักฐานประกอบการยื่นคำขอจดทะเบียนเครื่องหมายเสียง (ถ้ามี) ☐ หนังสือยินยอมจากผู้เอนหรือผู้รับโอนตามมาตรา 51/1 ☐ หนังสืออนุญาตให้ใช้ลายมือชื่อหรือภาพของบุคคลอื่นเป็นเครื่องหมายการค้า ☐ หนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน (ก.19)
13. ข้าพเจ้าขอรับรองว่า (1) ข้าพเจ้าเป็นเจ้าของหรือเป็นผู้มีสิทธิโดยชอบด้วยกฎหมายในเครื่องหมายการค้าที่นำมายื่นคำขอจดทะเบียนตามคำขอนี้ (2) ข้อเท็จจริงที่ปรากฏไว้ในคำขอจดทะเบียนและเอกสารการจดทะเบียนถูกต้องและเป็นความจริงทุกประการ

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่มีอาจะบุรุษละเมิดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

12. 商標登録証

ก.ม.1		ทะเบียนเลขที่ 161100000 คำขอเลขที่ 160100000
หนังสือสำคัญแสดงการจดทะเบียนเครื่องหมายการค้า เครื่องหมายบริการ ออกให้แก่ บริษัท ทรัพย์สินทางปัญญา จำกัด เพื่อแสดงว่าเครื่องหมายนี้ได้จดทะเบียนไว้แล้ว ตามพระราชบัญญัติเครื่องหมายการค้า พ.ศ. 2534 แก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติเครื่องหมายการค้า (ฉบับที่ 2) พ.ศ. 2543 และพระราชบัญญัติเครื่องหมายการค้า (ฉบับที่ 3) พ.ศ. 2559 จำพวกที่ 9 แอปพลิเคชันสำรองไฟฉุกเฉิน การจดทะเบียนเครื่องหมายการค้านี้มีอายุ 10 ปี นับแต่วันที่จดทะเบียน และอาจต่ออายุได้ทุก ๆ 10 ปี จดทะเบียน ณ วันที่ 8 มีนาคม พ.ศ. 2559 ออกให้ ณ วันที่ 21 ตุลาคม พ.ศ. 2559 () นายทะเบียน สำนักเครื่องหมายการค้า กรมทรัพย์สินทางปัญญา		
หมายเหตุ การต่ออายุการจดทะเบียน สามารถยื่นขอได้ภายในสามเดือน ก่อนวันสิ้นสุดอายุ หรือภายในหกเดือนนับแต่ วันสิ้นสุดอายุ กรณียื่นขอต่ออายุภายหลังวันสิ้นสุดอายุผู้ขอจะต้องชำระค่าธรรมเนียมเพิ่มร้อยละสิบของจำนวนค่าธรรมเนียม การต่ออายุ (สิ้นสุด ณ วันที่ 7 มีนาคม พ.ศ. 2569)		

[特許庁委託事業]

タイ模倣対策マニュアル

2022 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

TMI 総合法律事務所バンコクオフィス

独立行政法人 日本貿易振興機構

バンコク事務所

(知的財産権部)